

## 速記録

### 吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

日 時 平成18年9月30日(土)  
午後 1時 0分 開会  
午後 7時 0分 閉会  
場 所 徳島大学工学部  
共通講義棟 6階

〔午後 1時 0分 開会〕

## 1. 開会

司会

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただ、その前にお願いがございます。当会場は禁煙となっております。おたばこは1階の玄関前に喫煙場所を設けておりますので、そちらの方で喫煙いただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただいまから吉野川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省徳島河川国道事務所副所長の眞鍋です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配付資料のご確認をお願いいたします。配付資料の1枚目に配付一覧表がございます。ここに記載の資料を配付いたしておりますので、ご確認ください。不足がございましたらお近くの係員までお申しつけください。

本会議の内容は公開いたしますので、発言等に当たりましては「参加者のみなさんへのお願い」をご確認の上、マイクを通してご発言ください。マイクは係の者がお持ちいたします。円滑な議事進行のためぜひご協力いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

なお、配付資料にあります意見記入用紙につきましては、用紙内に記載しておりますとおり、本日から1週間以内の記入返信をお願いいたします。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては、会議終了後ホームページに公開する予定です。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事進行表に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、初めに開会に当たりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷がごあいさつを申し上げます。

## 2. あいさつ

河川管理者

皆さん、こんにちは。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。

今日はこの会場は2回目ということで簡単にごあいさつだけさせていただきます。四国地方整備局では、流域の皆さんの意見が反映された吉野川の河川整備計画を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと、このように考えております。

このため、6月23日に吉野川河川整備計画の素案を公表しまして、学識者、流域にお住まいの皆様方、それから流域内の市町村長さんたちのご意見を聴く会を開催しております。また、あわせて郵送等によるご意見もいただいているところでございます。これらのご意見を踏まえて素案を修正いたしまして、2順目の意見を聴く会を開催していく予定でございますが、先般ファシリテータをお願いしておりますコモنزさんの方より、先般の徳島会場で大勢の方に出席していただいたにもかかわらず、ご意見を聴く時間が十分とれなかったと。そのため追加開催をというご提案がありまして、この提案を検討した結果、今回の会議を開催することにいたしました。

整備計画の策定に当たっては専門家の立場の学識者の皆様方、それから流域に直接お住まいの皆様方、さらには関係市町村長の行政の長であられる市町村長さんたちの意見を聴いて、案を修正する過程を繰り返し行うことにより、できる限り多くの意見が反映された整備計画を策定してまいりたい、また、いただいたご意見の扱いの決定のプロセスにつきましては、できる限り透明性を確保するためにデータを公表し、整備計画に反映させながら進めていきたいと、このように考えております。

御存じのように吉野川は四国4県にまたがっております。その流域には非常にたくさんの方が住んでおられます。そのため、できるだけ多くの方からご意見を直接お伺いすることが必要だということを考えてこのような会議の進め方をさせていただいております。今日は、吉野川水系河川整備計画【素案】につきまして、流域の、今日は徳島の下流の方が多いかとは思いますが、お住まいになっている皆さんのそれぞれの立場から河川整備に対する具体的なご意見をいただけたらと思います。ということで、私のあいさつとさせていただきます。

### 3. 議事(1)

#### 1) グラウンド・ルールについて

司会

ありがとうございました。

次に、お手元の資料2の「『吉野川流域住民の意見を聴く会』 グラウンド・ルール」という資料の4ページをお開けください。中ほどに参加者の責務などが記載されております。円滑な議事進行のため、当ルールを遵守していただきますようお願い申し上げます。

#### 2) 吉野川流域住民の意見を聴く会の進行について

司会

それでは、次の議題であります吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明させていただきます。今回、開催する吉野川流域住民の意見を聴く会は、公平で中立な立場から議事を進行することを目的といたしまして、会議の進行役を特定非営利活動法人コモンズにお願いしております。このような立場の方はファシリテータと呼ばれ、近年、このような会議の進行役として多く導入されるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けてくださいました特定非営利活動法人コモンズの代表理事である喜多さんより吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明をいただきたいと思います。

それでは、喜多さん、よろしくお願いいたします。

ファシリテータ

皆さん、こんにちは。今、ご紹介いただきましたNPO法人コモンズの喜多でございます。

今回の開催なんですけれども、先ほど調査官の方からお話ございましたように、8月5日に開かれました徳島会場での意見を聴く会ですね、ここで100人を超す方に集まっていたにも関わらず、皆さん方のご意見、ご質問を伺う時間が十分とれなかったということで、私どもの方からコモンズと国交省との間で提携している協定書に基づきまして、意見書という形で追加開催をお願いいたしました。その結果、本日1回目の追加開催ということで、こういう形で開催することができました。

私どものNPO法人コモンズについては、皆さんのお手元に水色の資料がございます。コモンズについて、あるいは今回のこの会に対する私どものNPOとしてのスタンス等について記述してございますけれども、今回1回目の追加開催ということですので、細かな内容については説明を省かせていただきます。皆さん、もし関心があればご一読いただければと思います。このホッチキスとじの資料の後ろの方に皆様へのお願いというのが書いてございます。これだけ少し簡単にご説明をしたいと思います。

まず、参加者の皆さんに進行上5点ほどご協力をお願いしたいということです。1点目なんですけれども、仕事、年齢にかかわらず参加者の皆さんというのは平等、公平な立場でこの会に参加していただいているということです。2点目ですけれども、皆さん方にご意見あるいはご質問をいただくときに可能な限りでわかりやすい言葉で表現していただきたいということ。それから、3点目は大勢の方が参加していただいています。ほかの参加者の方の意見も尊重してよく聞いていただきたいということ。それから、ご自身のご意見と

違っていても否定しないようにしていただきたいということ。それから、4点目としてはテーマとは関係のない発言については控えていただきたいということ。それから、5点目、前向きな気持ちでこの会の進行にご協力いただければということ。以上5点が進行上で皆さん方をお願いしたい点。

それから、発言について、後ほど発言していただく機会を設けておりますけれども、それについては3点ほどございます。まず、発言するときには挙手をして進行役に発言したい旨を伝えていただきたい。その後、進行役の方からご指名いたしますので、発言が促されましたら氏名と居住地、市町村名までで結構ですので、それをお述べいただいてから発言していただきたいと。それから、3点目、速記録等記録をとってございますので、発言はマイクを使用してわかりやすい言葉をお願いしたいということです。

それと、もう1点、1枚ものの水色の紙がございます。これについては、匿名による意見表明ということなんですけれども、今回のこういう場を設けまして、皆さん方に直接意見を表明していただくということになっておりますけれども、場合によっては、ご自身の名前を伏せた状態で意見表明をされたい方がいらっしゃるかもしれません。これについては、私どもNPOの方でそのための回路を開くということで、実際にはこの用紙に記入していただいてファクスあるいは郵送、直接手渡ししていただいても結構です。そういう方法。それから、インターネットのコモンズのホームページの方で匿名意見の募集ということをやっておりますので、そういった形でも意見表明をしていただいて結構です。

私どもの方でいただいたご意見、これには皆さん方のお名前とか連絡先を書きいただくようにしておりますけれども、それはご意見の意図等を確認するために必要に応じてこちらから直接お問い合わせすることはあるということですが、河川管理者に対しては皆様方の個人情報に該当する部分、氏名とかというものについては完全に伏せた形で意見内容だけをお伝えしたいと思いますので、もし必要があればそういった回路もご活用いただければと思います。

以上で私の方からのご説明は終わります。どうもありがとうございました。

司会

喜多さん、どうもありがとうございました。それでは、ここからの議事はファシリテータをお願いいたします。本日のファシリテータはコモンズのメンバーである澤田さんに務めていただけるとお伺いしております。

それでは澤田さん、よろしくをお願いいたします。

ファシリテータ

皆さん、こんにちは。今日の進行をさせていただきますコモンズの澤田でございます。

まず、最初に今日の進行の流れをご説明したいと思います。皆さんのお手元に資料1があります。ごらんになってください。今日、今ちょうど議事の真ん中ぐらいです。2番目と3番目の間ぐらいに今入っております。資料1でございます。この後、今日は1回目の追加開催という位置付けでございますから、資料説明については簡単に行いたいと思います。前回までは1時間ほどかかりましたが、今日は非常に簡単にして、河川管理者の方の資料説明としては13時50分を目処に全部終わりたいというふうに思います。それから、13時50分からは皆さんのお手元にこういった黄色い紙がございます。ちょっとご確認ください。前の画面にちょっと黄色い紙の方を出していただけますかね。黄色い紙ですね。議事の13時50分のところを見てください。今まで、前回までが時間が足らなかったということがあって、挙手形式でございましたが、今日は皆さんのお手元にあるこの黄色いカードにあらかじめご意見を書いていただくというふうな流れでいきたいと考えております。

今、当面皆さんのお手元にはカードが5枚ずつあります。ご質問等、ご意見等についてはこうやってはがれます。まず、これに書いていただくということを今考えております。この書いていただく時間を、ちょうど13時50分ぐらいから時間のご用意をいたしておりますが、書き方だけあらかじめご紹介いたします。前の画面にこういった例がございますが、一応発言のルールということで皆さんのお住まい、これは市町村名で結構です。詳しい住所は要りません。お名前は名字だけで結構でございます。これはカードのどこかに書いてください。どこかですね。

それから、次に質問というかご意見になりますけれども、1つ約束ですね。1項目1枚ということです。例えば治水についてお書きいただくご質問が1つあればここに1枚書いてください。もう1つ、治水について書かれていたらまた別の紙をお書きください。それから、例えば環境についてとかいうことであればまた別の紙ということで、できましたらこの紙に2項目、3項目書くのではなくてご質問とかご意見があれば1項目1枚ということをお願いをしたいと思います。

あと、縦横ありますが、横書きでお願いをしたい点と、もう一つあります。後ろの方がのりみたいになりますので、これを裏に。ですから、こういう貼れるような状態でということで後ろ前はご注意くださいと思います。もう一度言いますね。どこかに名前とおところを書いていただきたいと思います。それから、ご質問、あるいはご意見を書いていただ

きたいと。そして、1項目1つでございます。こういう紙ですから、ご意見の中にもし書け  
そうであればご意見としての理由あたりが書かれれば幸いでございます。

こういった15分をとった後、休憩に入ります。休憩は15分ありまして、その後16時まで  
で予定しています。ただし、質問の数等によってはあらかじめ時間延長がある場合がある  
と思いますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

それから、カード等につきましては、もしなかなかカードを書くのが不自由だと言わ  
れる方については、スタッフの者が数名いますので、言っていただきましたら、確認の上  
書かせていただくという形になりますが、できるだけご自身で書かれたらというふうに思  
います。

それでは、ただいまから河川管理者の方の簡単な説明の方を確認をしたいと思います。  
それではどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

### 3) 吉野川水系河川整備計画の策定の流れ

### 4) 吉野川水系河川整備計画の策定に向けて

河川管理者

皆さん、こんにちは。徳島河川国道事務所の副所長の山地でございます。

今日の冒頭の説明の方を私の方からさせていただきます。

以前来られて、今日は2回目という方もいらっしゃると思いますけど、ただ、今日初め  
てという方もおられるかもわかりませんので、本当の要点だけになりますけれども、ご説  
明をしていきたいというふうに思います。

まず、初めに議事の中にも少し入っております、整備計画の流れとかそれに向けてとい  
うところでございます。お手元の資料の中にこのような薄いリーフレット、「ゆたかな恵  
みを未来へ」といったリーフレットが入っているかと思ひます。これを使いまして簡単に  
策定の流れとか、どういうふうにしていっているのかといったところをご説明したいと思  
ひます。

開いていただきますと、その左側のページの表を見ていただきますと、その下の方に2  
つの箱がございます。下の方を見ていただきますと左の方に河川整備基本方針、それから  
右の方に河川整備計画と2つ並べて書いてございますけれども。あっ、申しわけございま  
せん、入ってないですか。入っていない方。すみません、配付資料の中に入っているはず  
です。ちょっとお待ちください。

それでは、配付いたしますので、その間、ちょっと本文の方を素案の方を先に進めさせ

ていただきたいと思います。

それでは、その方を先に説明してまいります。ちょっと前の方、見やすくするために電気を消してもらえますか。今日は素案の説明は今からさせていただきますけれども、1章から5章まで素案がございまして、今日はそのうちの主に、時間も余りございませんので、3章の一番基本的な部分と主には4章になります「河川整備の実施に関する事項」ということで、その部分について中心にご説明をしたいというふうに思います。

大体配付は終わりましたか。まだない方は手を挙げてください。では、すみません、電気をつけてください。間に合ったみたいですので。よろしいですか、はい。

申しわけございませんでした。それでは、今のリーフレットを開いていただきまして、開いたページの左側、一番下の方でございまして、そこに今私が説明を始めた部分を書いてございます。河川整備基本方針と整備計画というふうに2つの箱で書いてございますけれども、河川整備基本方針につきましては、長期的な視点に立った河川整備の基本となるいわゆる基本高水とかあるいは計画高水流量といったものをまとめて書いているものでございまして、これは昨年17年11月18日に既に策定をされているところでございます。

それで、その右の方でございまして。今回、皆さんにご意見をいただいている河川整備計画ということでございまして、この部分につきましては、河川整備基本方針、これを受けまして今後大体20年から30年ぐらいの程度の河川整備の中身を具体的に記載しているという中身のものでございまして、今回、今日もお配りすると思っておりますけれども、吉野川の河川整備計画【素案】ということで、今公表しているところでございます。これは今年の6月23日に公表したところでございます。

今後の進め方ということで、その右のページの方を見ていただきますと、中ほどの方に四角で囲んだ部分がございますが、ここに書いてあるとおりでございまして、整備計画に関するご意見をいろいろいただきながら中身をつくり上げていこうということでございまして、大きくはここに3つございます。1つは学識経験者からの意見聴取を行うということで、学識者会議をつくっております。それから、中ほどに今日開催しております流域住民の方々からご意見をいただくということで、意見を聴く会、それから一番右の方に関係市町村長さんから意見を聴くということで、市町村長さんからの意見を聴く会と。この3つから大体大きく分けて聴いていこうと。その中で今日の流域住民の方々からの意見聴取につきましては、このような会だけではなくて、既にお出しいただいていると思っておりますけれども、パブリックコメントということでホームページに書き込んでいただいたり、あるいは



はファクスでいただいたり、はがきでいただいたり、そういう形でご意見をいただいているということでございます。

また、今後、公聴会等も開きまして、意見・要望を發表していただくという機会も設けたいというふうに考えてございます。

住民の方々から意見を聴く聴き方のブロック分けでございまして、その下に地図が載ってございまして、大きくは3つ、上流、中流、下流というふうに分かれておりまして、上流につきましては、愛媛県会場と、高知県会場、それから中流の方は美馬市とか三好市を中心とする会場、それからここ下流につきましては、人も多うございますので、3会場です、鴨島、それからこの徳島市、それから北島町と、3会場を設けて、全部で6つになりますけれども、この6会場でそれぞれ上流から下流までご意見をいただいているという状況でございます。

その裏のページにはこういう会議につきましては、すべて情報公開という形でやらせていただいておりますということでございますので、また後で読んでいただければというふうに思います。

以上で流れ、あるいは策定に向けてのご説明を終わらせていただきます。

#### 4. 議事(2)

##### 5) 吉野川水系河川整備計画【素案】の概要説明

河川管理者

それでは、引き続きまして整備計画の中身の方のご説明に進んでまいります。

前にスクリーンを3つ用意してございます。いずれも同じ内容が写ります。お近くのスクリーンでございましていただければというふうに思います。先ほど少しご説明しましたように、河川整備計画の素案、ここに示しますように5つの章からなっております。吉野川の概要、それから現状と課題、3つ目に目標に関する事項、4つ目に実施に関する事項、最後に今後に向けてという5つでございまして。

今日は、前回もご説明させていただいておりますので、この中の3番目、目標に関する一番基本になるところと、それから特に4番目の実施に関する事項のところを中心にご説明をしたいというふうに思います。

##### 河川整備計画の目標に関する事項

河川管理者

まず、目標の部分でございまして。ここの右上に素案P.51、54というふうに出ておりま

す。これは、皆さんが今お持ちの素案、分厚い資料ですね、そのページを示しております。ですから、今、私がこれを説明しているところですね、写っているところは、もう少し詳しい内容は素案の51ページとか、あるいは54ページに書いてございますという意味でございますので、わからない方はそこを見ていただきたいというふうに思います。

まず、この河川整備計画の対象区間ということでございますけれども、ここにもございますように、吉野川の国が管理している区間、河口から上流は池田までこの区間、あるいは支川の方で旧吉野川とかあるいは今切川という川につきましては、そういうところがございます。

それから、池田から上流につきましては、川については直轄区間がございまして、今のところ池田ダム、富郷、新宮、柳瀬、それから早明浦ダムと、こういったダム区間が国の管理区間ということになっておりまして、整備計画にかける区間というのはこういう区間ですよということでございます。

それから、対象期間でございますけれども、対象期間につきましては、ここにもございますようにおおむね30年間ということで、今後30年程度で整備ができる範囲をこの中に書いているということでございます。

まず、目標に関する部分で洪水とか、高潮、いわゆる治水に関する部分の基本となる事項がここに書いてございます。まず、吉野川の本川の方でございますけれども、吉野川の本川につきましては、その対象流量と申しますのが、戦後最大流量を記録しました平成16年の23号台風、これと同規模の洪水を想定しまして、浸水被害から氾濫を防止するということでございます。ここにございますように、基準地点の岩津におきまして1万6600m<sup>3</sup>/sといった量が対象になってございます。

それから、次に旧吉野川の方でございますけれども、旧吉野川も同じでございますが、ただ、旧吉野川は戦後最大規模の洪水が昭和50年の6号台風でございました。この台風を対象にしております、旧吉野川の方の基準地点と呼ばれている大寺というところがございまして、そこで1000m<sup>3</sup>/sの流量を対象に治水対策をやっていくということでございます。

簡単ではございますけれども、3章の方はこの辺で終わらせていただきまして、4章の方に移らせていただきます。

#### 河川整備の実施に関する事項

河川管理者

ここからは実施に関する事項でございます。実施に関する事項につきましては、大きくは河川工事と、それから河川の管理といった大きく2つに分けて書いてございます。まず、これは吉野川の本川に関することでございます。治水対策と言った方が早いかわかりませんが、この分につきましては、先ほど申し上げました基準地点で1万6600m<sup>3</sup>/sを安全に流すための堤防をつくっていくのだということでございまして、この図は岩津から下流の左岸側と下が右岸側の2つの絵を示しております。

何を言いたいかといいますと、今の計画されている水位、計画水位に対して現在の堤防高、地盤高がどれくらいにあるかというのを見た絵でございまして、これでいきますと、左岸側に勝命というところ、岩津のすぐ下流に左岸側に勝命というところがございしますが、そこが少し低いということでございます。

これは同様に岩津から上流を見た絵でございまして、上側が左岸でございます。この今、赤で引き出している箇所がたくさんございますけれども、こういった箇所、左岸側で8カ所、下の絵、右岸側で5カ所でございますけれども、そういった箇所がかなり堤防が低く、いわゆる無堤地区という部分が残っているということでございます。それらをまとめたものがこの絵でございまして、上の絵が河口から岩津まで、下の絵が岩津から上流の池田地点まででございます。堤防の整備延長は全部で12カ所、約22.8kmでございます。それから、上流の方で特に山が川に迫っていて、余り場所がない、堤防をつくるような場所が余りないといったところにつきましては、いわゆる輪中堤とか、あるいは宅地自体をかさ上げしてしまうと、少ない数でございますけれども、そういった方法で整備をしていくという箇所が黄色で示した箇所でございます。ちょっとわかりにくいですが、ありまして、約4.4kmの区間にそういう区間がございます。

次に、河道の掘削についてでございます。ここにも書いてございますけれども、河道の掘削につきましては堤防は今言った形で整備してまいりますけれども、堤防を整備してもなお水の流れる断面積、これが不足する箇所も出てまいります。そういった箇所につきましては、川の掘削をやったり、それから樹木の伐採、いわゆる川の中にこの下の絵のように樹木が繁茂していて、川の流れを阻害していると、邪魔しているといった木がございまして、そういった木を少し伐採してやるということで、今、ここの上の絵の方に赤で引き出しを出して善入寺島ですか、そのあたりに示しておりますが、そういうところがございまして、

それから、これは今の掘削の方でございますけれども、大体今上流地区が主体でござい

ますけれども、全体で5地区、ちょっと川の中に茶色で示してございますが、約21km余り  
ございます。掘削の仕方でございますけれども、それはこの下の絵を見ていただきますと  
わかりますように、極力環境には影響が少なくなるように、ふだん流れている水位、これ  
を平水位といいますけれども、その水位よりも下の部分については掘削をしなくて、それ  
よりも上の部分を極力掘削して川の断面積を大きくすると。これは縮尺が少し違いますの  
で、右隅の上のこの絵の縮尺ですね。これが原寸の縮尺でございますので、こういうふう  
になだらかな形で掘削をしていくと。これは切り立った絵になっていますが、縮尺は違  
います。

それから、次に堤防漏水の対策でございます。堤防漏水につきましては、堤防の安全点  
検をしております。その結果、堤防の評価委員会という委員会も開催いたしまして、そ  
の中で堤防の漏水対策が必要な区間ということで結果を得ております。その結果は両岸で  
約48km近くございます。特に岩津から下流の箇所ですね、今工事もどんどんやっておりま  
すけれども、そういった区間のうち、今後整備する箇所といたしまして、ここの赤で示し  
ます5カ所ですね、約19km余りございます。

それから、同様に堤防の浸食ですね。こういうふうの下絵で見ていただきますと、  
堤防があって、水が流れているところ、こういう一番下のところが強い流れによって削ら  
れると、浸食されるということでございまして、この浸食対策につきましても堤防強化委  
員会の中で、大体どういうところに必要かということで検討いただいております、全体  
で約46kmぐらいございますが、今回はそのうちの5カ所、1.4kmといった部分で浸食対策を  
やっていくということでございます。

それから、次に内水の問題でございますが、ここに今色がついている部分、これが内水  
地区というふう考えております。全体で35ぐらいの地区があるというふう考えており  
まして、この内水地区につきましては、内水被害の軽減、あるいは拡大防止のためにポン  
プ施設ということもよく言われるわけでございますけれども、ここにつきましては、今後  
は浸水被害が著しい地区につきましては、排水機場の新設、あるいは増設をやっていき  
たいというふう考えております。

それと同時に、そういうハードだけではなくて、やはり被害を軽減するという観点か  
らハザードマップ、あるいはそういう啓発活動、そういったものも自治体と一緒に  
取り組んでいきたいというふう考えております。

それから、最近心配されております地震対策でございます。地震対策につきましては、

ここにもございますように、特に本川につきましては、河口部の直轄樋門というのがございまして、その辺の耐震補強等、必要な対策につきましては行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、台風等のときに気圧が下がって高潮ということがございますが、高潮の部分につきましても特に河口部でございますけれども、波浪による越波被害の防止・軽減に努めるということで、高潮堤防等の整備を行っていきたいというふうに考えてございます。

ダムの部分についてはちょっと省略させていただきます。

それから、次に旧吉野川でございます。先ほどの本川と同じように見方は同じでございます。旧吉野川につきましても、同じように見ていただきますとこの上の方が、これは旧吉野川の方の左岸、下が右岸でございまして、旧吉野川につきましては堤防の整備や、あるいは水門、川の掘削といった形で対応していきたいと。旧吉野川の下流とか、今切川です、それからこれは今切川の方でございますが、今切川も同じようにこういう数力所、こういうふうな低いところがあるということでございます。

それらを同じように一つの絵にまとめたのがこれございまして、左岸側で6地区、それから右岸側でも6地区、合わせて12地区ということでございまして、堤防の整備延長がこの赤で示した部分の約20kmということになってございます。

それから、旧吉野川の方につきましても、河道の掘削ということがございます。ちょうど今、赤で引き出しをしている箇所でございますけれども、掘削の考え方につきましては、右下にございますように本川と同じでございます。全体で6地区、約4km余りの河道掘削を行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、旧吉野川の方も同様に地震対策ということでございまして、地震につきましては旧吉野川は中規模地震への対応、阪神・淡路クラスの対応、旧吉野川の方は地盤が非常に弱いということがございまして、阪神・淡路以降、今、対策をやっているところでございますが、中規模地震への対応と、それから今心配されています東南海・南海地震対応、この2つでございます。中規模地震対応につきましては、今既に始めておりまして、約4割ぐらい進んでおりますけれども、東南海・南海地震につきましても今後堤防に及ぼす影響等についての解析方法といったものが確立されれば、直ちに被害状況、あるいは地震後の浸水状況の検討を行いまして、必要な区間については対策を行ってきたいと。同様に樋門とか堰等もございますので、そういった部分につきましても耐震性を検証して必要な箇所については当然やっていきたいというふうに考えてございます。

次に、河川環境と整備といったところに入ってまいります。これはまず、最初にこれは本川の方でございますけれども、レキ河原の保全、あるいは再生ということでございます。ご承知のように本川には外来植物のシナダレスズメガヤという植物がかなり繁茂しております、動植物への影響というのが懸念されているところでございます。ここでは、保全再生ということでございまして、河原に定着・侵入しにくい川の状態を再生するということで、ここの絵にございますように今の現状は、こういうふうにヤナギの木が繁茂して、ヤナギが繁茂していますとどうしても土が付きやすく、そこにそういう外来植物が生息していると。この対策としましては、そのヤナギを伐採することによって、その後洪水が来れば、洪水の流れによってマウンドとかあるいは外来植物が流されまして、最後、洪水が終わればレキ河原が自然と再生されていると。こういったものを委員会の中でいろいろご提案いただきまして、こういった方法で対応していきたいということで今考えてございます。

それから、次にもう一つ、ヤナギがかなり繁茂しているということで、もうこれも中流域には昭和50年から平成2年にかけて非常にヤナギが繁茂しまして、岩津より下流ではかなり拡大傾向にございます。そういった面で、ここにございますように、非常に水際にヤナギがあると、根が張っているものですから、水際が切り立った状態に今はなっております。そういったところを解消していこうということでございまして、これも伐採をして、出水があればなだらかな水際の線が再生されるということで考えてございます。

それから、河道内の樹木、河道内につきましては、いろいろ樹木が繁茂しているということでございます。ここに幾つか書いてございますが、基本的には個別箇所ごとに管理する樹木の対象も考えまして、それで個別箇所ごとに管理目標を定めた上で河道内の樹木の治水とか、あるいは環境とか、風土の観点、いろんな観点でお互いにメリットとデメリットというのがあるわけでございますので、そういった観点から評価をいたしまして、ここに管理目標を定めながら維持管理を行っていきたいというふうに考えてございます。

次に、河川空間の話でございますが、この整備と利用ということでございます。吉野川本川の方につきましては人と川とのふれあいという観点から、今子供たちの河川利用の推進、あるいは体験活動の場ということで美馬市の「四国三郎の郷」に、「水辺の楽校プロジェクト」ということで整備をここの下の写真のような形でやっております。今後ともこの部分につきましては引き続き行っていきたいというふうに考えてございます。

それと、旧吉野川、それから今切川につきましては、まだ今これからというところで

ざいますけれども、非常に旧吉野川の方では住民の方々の憩いの場になっているということもございまして、今切川の百石須地区に水辺プラザということで、これは今イメージの写真、事例の写真でございますが、こういった親水護岸とか坂路とか、そういう河川敷に近づきやすいような施設の整備というものを考えてございます。

次に、河川の維持とか管理の面に入ってまいります。まず、河川の維持管理ということでございますが、まず河道、いわゆる水が流れる断面の維持管理といった部分でございます。断面の維持管理につきましては、ここにもございますように河川の巡視をやったり、横断測量をやったりとしまして、その河道の状況を把握しておりまして、それにあわせて土砂の管理、あるいは河床低下等の川の状況の把握に努めているところでございます。

それからまた、洪水を流すための断面ですね。川の中、あるいは通常の水が流れている場所の安定化といった観点からも川の整正とか樹木の伐採といったものを今後とも行ってまいりたいと思っております。

それから、2番目に書いてありますように、堤防とか護岸の維持管理というのがございます。これにつきましても、点検とか河川巡視とかやっておりますして、堤防漏水であるとかあるいは護岸が傷んでいるといった場合には、必要に応じて補修を行っております。それから、施設の維持管理ということで、ここで施設といえますのは に書いてございますように樋門とか排水機場ということでございますけれども、そういったものにつきましてもふだんから樋門管理をしている方、それから専門家の方に定期的な点検をやっていただいておりますして、故障とか、不都合が生じた場合には速やかに補修、あるいは交換といったものにも取り組んでございます。

次に、許認可の関係でございますが、許認可につきましては御存じのとおり河川法とか、あるいは砂利の採取法、こういったものが関係してまいりますけれども、この辺につきましてもたくさんの案件がございまして、特に許認可につきましては非常に高水敷、たくさんの許認可件数、1万数千件といったような許認可がございまして、そういった法律に基づいて適正に今後とも対処していきたいというふうに思っております。

それから、5番目の河川美化の関係でございますが、ちょっと写真が出ておりますけれども、河川美化につきましてはアドプトも含めまして、大変住民の方々にはご協力をいただいております。今後、一緒になって連携をしまして河川美化にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、6番目に水防資機材の確保ということで、吉野川は非常にまだまだ水防活動が盛

んに行われなければいけない堤防がございます。そういった面で、緊急的に当然資材が必要でございますので、水防資機材、この備蓄にも普段から対応していかなければいけないということでございます。

それから、危機管理の面からの話になりますけれども、幾つかございますけれども、一番初めにここにありますのが、河川情報の収集とか、あるいは提供ということで、河川に関する情報を集めて、あるいは集めた情報を皆さんに提供していくということでございます。この絵にありますように、川に設置されているカメラとか水位計とかいろいろありますけれども、そういったところから情報収集いたしまして、もちろん県を通じて市町村にも行ってありますし、それから皆様方には報道機関やインターネット、それから携帯のサービスといった形で情報を提供させていただいているところでございます。

それから、地震とか洪水の対応ということで少し書いてございますけれども、特に地震あるいは洪水の対応につきましては、不測の事態が発生した場合には応急復旧、あるいは災害対策用機械の派遣といった形で被害の防止軽減に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、洪水ハザードマップの整備の促進とありますけれども、洪水ハザードマップ、御存じの方もおると思いますけれども、この辺の作成、公表、こういうものが市町村がやられるわけでございますが、そういったものの技術的な支援、それからそういったものを使って避難の訓練とか、あるいは避難計画をつくるといった部分についても支援・協力を図ってまいりたいというふうに思っております。

あと、水防団等との連携ということが4)にございますけれども、特に水防団とは連絡体制であるとか、重要水防箇所の確認といったもの、あるいは先ほどの水防資機材の情報交換、共有化といったものを図ってまいりたいと思います。同時に、重要水防箇所の合同巡視とか、あるいは訓練といった部分にも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、水害の防止体制の構築ということで、水害防止ということでございますけれども、ここに書いてございますように、水害防止につきましては地域住民の方々から始めまして管理者、自治体、皆さんが連携してということが大前提になってくると思いますけれども、被害をできるだけ軽減するためにそういう防災体制であるとか、連絡体制であるとか、そういったものの強化も図っていきたくと。

それから、水質の事故、これは特に最近時々聞かれますけれども、油がどこかで浮い



たとか、水質事故につきましては、非常に水を利用されている方も多いということで、影響も大きくなるということもございますので、そういった点につきましても我々は今水質汚濁防止連絡協議会という会も持っておりますが、そういった会も通じまして、体制の強化とか、あるいはこれも水質事故訓練といったものもやっております。今後ともそういうこともやっていきたいというふうに考えております。

次に、適正な河川の利用であるとか、流水の維持ということでございます。大きくはここにもございますように、まず流水の管理。これは川の水を許可を得てとっておられる方がおりますので、そういった方が対象になると思いますけれども、そういった川の水量とか水質を常に監視していく。それから、そういう分流施設ですね、水をとる施設についても適正な管理を行っていききたいと。それから、特に利水者の方々に关しましては、とる水の量を的確にはかって報告をしていただくということが大事でございますので、流量計とか水位計の設置というものがまだないところもございますので、その辺はご指導させていただきたいというふうに思っております。

次に、湧水への対応でございますけれども、湧水は平成17年度も湧水がございまして、皆さんテレビ等報道機関で吉野川水系水利用連絡協議会とか、あるいは銅山川湧水調整協議会といったものをお聞きになられていると思いますけれども、こういうような会ですね、これも今後とも迅速な対応を努めていきたいというふうに考えておりますし、それから皆さんには節水を呼びかけますので、どうぞご協力をお願いしたいということでございます。3点目といたしまして、既存水資源開発施設の有効利用というように書いてございますけれども、これは簡単にいいますと、今あるダムをうまく利用してそういう湧水に対応できないかといったことについても検討していこうということでございます。

それから、水質の保全でございます。水質の保全につきましては、現状のところでは、今日は割愛しておりますので話しておりませんが、一応吉野川、旧吉野川、今決められている環境基準をおおむね満足しているというところではございますけれども、このように引き続き水質の観測とか、それから水質状況を把握するという意味で引き続きやっていきたいというふうに思っております。

次に、河川環境の保全ということでございます。環境部門に入ってまいりますけれども、動植物の生息・生育環境の保全ということで、まず本川の方でございますけれども、吉野川本川につきましてはご承知のように魚類、底生動物が非常にたくさんいるということございまして、特にアユ等の産卵場や採餌場になっている瀬・淵が多く分布してござ

います。これらにつきましても、保全に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、同時に中流域のこのような竹林、昔から水害防備林ということで竹林もかなりあります。ここにありますように、サギのねぐらになったり、営巣地になったりというところもでございます。堤防の整備もしていかなければいけないところでもございまして、あるいは川の掘削等もでございます。いろいろお互いに関係はございますけれども、治水との整合を図りながら竹林の保全にも積極的に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、河川の連続性の話でございしますが、これは連続性といったらちょっと言葉があれですけども、こういうふうな魚道ですね、これは柿原堰の魚道ですけども、魚道というのがあるわけでもございまして、こういった魚道機能ですね。これは御存じのとおり魚とか底生動物とか、そういったものが利用しているわけでもございまして、そういったものが上下流に移動できるように連続性の確保に努めてまいりたいという話でございします。

それから、河口干潟はもう皆さん十分ご承知だと思いますけれども、河口干潟につきましても、底生動物とか、あるいは渡り鳥の中継地ということでございしますので、河川工事等を行うに当たっては、十分環境の保全ということについても配慮していきたいというふうに考えてございます。

次に、旧吉野川の方でございします。旧吉野川の方につきましても、特に旧吉野川の上流ですね、ワンドとかよどみとかこういう左のこんな感じですかね、といった景観もございします。旧吉野川とか今切川の湛水区間につきましても、こういったワンド・よどみ、それから魚類、沈水植物といったものがございしますので、これらの生息・生育環境につきましても河川工事の際に保全を図っていきたいというふうに考えてございします。

それから、川の掘削についても同様の考え方でございします。これは、第十堰のところの魚道でもございまして、本川の魚道と同じでございします。

次に、河川景観の方でございしますけれども、まず河川景観の吉野川本川の方でございします。吉野川本川の方も河床の掘削をやるという部分が先ほどあるというふうにご説明を申し上げましたが、掘削に際しましては極力緩い勾配で水際を掘削するというところで、水際植生の回復を図っていききたいと。また、そういうことによって有効な河川景観の維持形成に努めていきたいというふうに考えてございします。

それから、これは旧吉野川の方でございしますけれども、旧吉野川につきましても特に旧吉野川とか今切川の河口堰、下流につきましてもコンクリート護岸が続く単調な景観と

いう部分が多いわけでございますけれども、こういった部分につきましても、このような多自然の川づくりといった形の自然度の高い河川景観の創出に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、河川空間の整備であるとか、あるいは利用ということでございますけれども、上2つが吉野川の本川のことでございますけれども、吉野川の中流域につきましては、このように沿川地域に密着した多目的な広場といった形で管理をしていきたいというように考えております。吉野川下流の方につきましては、河口部の広大な自然というものがございますし、親水空間といったものとしてそういうものを管理していきたいと。いずれもスポーツとか、あるいはレクリエーションといった利用できる場、そういった場として管理していきたいというふうに考えております。

それから、旧吉野川、今切川の方につきましては、非常に市街化の進行する地区ではございますけれども、そういった中で地域住民の方々に潤いを与えるような身近な水辺のオープンスペースという位置付けで管理を行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、川に親しむ取り組みということで、これは今もやっておりますけれども、子供さん方、水生生物調査とか、あるいは総合学習といった形でやっております。この分につきましても引き続き積極的に支援をしていきたいというふうに考えておりますし、それからボランティアによる清掃活動等もやっていただいております、これも地域の方々と連携をして愛護活動に努めていきたいというふうに考えてございます。

#### 今後に向けて

##### 河川管理者

それから、最後に今後に向けてということでございます。4つほどここに挙げてございます。簡単にご説明をさせていただきます。情報の発信というのは、情報というのは非常に大切でございます。情報の発信、今までいろんな形で公開講座とか、ホームページとか広報誌とか、そういった形で発信をさせていただいております。今後も引き続き共有化ということで行ってきたいというふうに思っております。

それから、2つ目は地域住民、関係機関との連携・協働。特にここは洪水による被害の発生の防止とか、あるいは軽減といった観点から地域住民の方々をはじめ、我々も含めましてそれぞれがお互いの役割というものがあると思われまますので、その辺を認識しながら一層連携強化した取り組みでそういう災害の軽減といったものに取り組んでいきたいということでございます。

それから、3つ目、情報技術の活用。これも我々と自治体の方々が非常に災害時の情報をどなたでどなたで被害が出ているのか、どうなっているのかと、そういったものを早く入手することということが非常に大切で、それを皆さんにお知らせするというにもつながっていきますので、そういった部分、非常に難しい、情報収集は非常に現場から集めるというのは難しい部分もございますが、その辺の部分の調査研究というものをやっていきたいということ。

それから、最後に5 - 4といたしまして、河川整備の調査研究と。これまでいろんなデータとか資料がございます。そういったものを活用して、新しい技術とか、あるいは管理上いろいろ課題が残ってございます。そういう課題解決に向けてそういう情報を使って、調査研究を進めていきたいということでございます。誠に簡単ではございますけれども、素案の部分につきましては以上でご説明を終わらせていただきます。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。

今、素案の方が終わりましたが、これまでの意見のご紹介はございますでしょうか。

河川管理者

ちょっと時間が過ぎてしまったのですけれども、構いませんでしょうか。

ファシリテータ

そうですね、そうしたら簡単に3分か5分ぐらいで大丈夫ですか。

河川管理者

そうですね。では、簡単にさっと紹介させていただきます。

これまでに、10の会場でご意見を伺ってきた主な意見だけご紹介させていただきます。

これは学識者会議での主な意見でございます。3つほど挙げておりますが、森林の現状と課題といったところで、もう少し詳しく書いてはどうですかという話。それから2つ目の話でございますけれども、これは旧吉野川では非常に地盤が悪いので地震のときに液状化が想定されるので、堤防のところだけではなくて、堤内地、皆さんが住んでいる側の方にもいろいろ考慮したらどうですかということ。それから、一番下は河川環境に関してはもっとやるべき内容を明確に書かれたらどうですかということでございます。

それから、これは住民の方の美馬会場でございますが、一番上は堤防をつくるときに県の支川との合流点がございますが、そのところの内水対策をきっちりしてほしいという話ですね。それから、2つ目が堤防をつくる付近には歴史的な景観があるようなところもあ

るので、そういったところについては、堤防のつくる位置をいろいろ複数案を示して、避けていただけないかということ。それから、一番下でございますけれども、多自然型工法、今は多自然川づくりと言っておりますけれども、多自然といってもいろいろあるので、多自然型でやるときには専門家、あるいは住民の方々も参加しているいろいろ議論した上でどういうやり方をするか、そういう場をつくってほしいということでございます。

それから、これは住民の方からの高知県会場の意見でございますけれども、上流の県下2区間については浸水被害が発生しているんだけど、今回の整備計画の中には当然直轄区間ではございませんので、入ってございません。そういったところがございますので、ぜひ直轄化をお願いしたいという話。それから、2つ目が早明浦ダムの洪水調節。これも早明浦ダムの放流といいますか、下流で洪水のときにいろいろ浸かるところもあるということで、洪水調節方法についてとか、そういったものについてのご要望。それから早明浦ダムの濁水に関する改善策の要望と、この3点でございます。それから、あと市町村長さんの中流　これはやった日付の順番に言っておりますのでばらばらになっていきますけども　中流域では市町村長さんからはまだまだ無堤地区があると。40年待ってきたということで、早く堤防をつくってほしいという話。それから、河川空間の活用といった観点では、利用できる土地が少ないのだけれども、上流とか、あるいは中流域、下流域ばかりではなくて上流、中流でもそういったものを整備してほしいと。それから、あと一番下、今後5年とか10年間でどういうところを整備してっていくのかといったところを知りたいということでございます。

それから、これは住民の吉野川市での会場でございますが、同じように無堤地区がございますので、早期にやってもらいたいと。それから、内水対策の話ですね。それから、一番下は農業用水を取水されているのですけれども、そこが最近水が低下して非常に水がとりにくくなったので、土砂の採取とかあるいは樹木伐採についてやりたいので許可をいただきたいという話です。

それから、これは北島町の住民の意見を聴く会でございますが、これは旧吉野川とかそういったところでまだ川幅が狭いところがあるので、早く川幅を広げてほしいとか、それから今切川の流域では、水に浸かるといいますか、内水ということがございますので、樋門、水門とか排水機場の設置をしてほしいということでございます。

それから、真ん中は今の河川整備計画の目標自体は低いのではないかと。もっと安全度を高くしてほしいということ。

それから、一番下は、これは直轄区間ではございませんけれども、旧吉野川の板東谷川という上流に廃棄物が捨てられておって、それが水質に影響するのではないかという心配をされております。

それから、これは市町村長さんの下流域でございますけれども、一番上は同じように本川、それから旧吉野川、今切川の無堤地区の解消。それから、真ん中が内水対策。一番下が市町村長さんたちは避難勧告とか避難指示を出さなければいけませんので、非常に川の情報が欲しいと。いろんな雨の情報とか川の水位の情報とか、そういった情報を早く欲しいということで、その情報の受け渡しの整備といったものも含めてご要望がございました。

それから、市町村長さんの上流の方では、これは早明浦ダムの話で、先ほどの早明浦ダム下流の整備ですね。それから、事前放流の可能な設備の整備とか、あるいは濁水の話、それから森林整備との連携であるとか、それから堆砂除去をした砂については有効活用できないかと、そういった話でございます。

それから、これが徳島会場でございます、環境の観点から絶滅危惧の方、あるいは環境目標の設定とか、そういったのができないのかと。それから、我々との連携という中で日ごろから住民との関係を築く行動、場づくりというものもこの中に盛り込んでほしいと。それから、一番下が流域住民の意見を計画に反映させる過程で、住民参加というような形で改善すべきであるということでございます。

それから、最後に住民の方々、愛媛県の四国中央市の方に行ってまいりました。ここでは、濁水と堆砂の問題というのは関係があるので、森林の状況を把握して連携して対策を行ってほしいという話。それから真ん中が、洪水時の池田ダムの放流量の予報。これは池田ダムの下流は池田ダムの放流量に規定されますので、そういったところでございます。

それから、河川工事の中で地元産の木材も活用してほしいといった意見がございました。以上ですかね。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でご説明を終わらせていただきます。

## 5. 議事(3)

### 6) 質問・意見カードの記入

ファシリテータ

どうもありがとうございました。電気の方をおつけください。

それでは、今から皆さんのご意見を賜りたいと思いますけれども、冒頭に若干ご説明差し

上げましたように、黄色いカードを使っていきたいと思います。15分ぐらい時間をご用意しておりますので、もうちょっと前の方の画面ですね、もう1つの電気を消してください。黄色いカードがありますが、この黄色いカードは今、とりあえず皆さんには5枚ずつございます。1項目1枚ですね。ですから、環境のご質問・ご意見とか、治水のご意見があると1つに2つ書くのではなくて、別々の紙に書いてください。それから、例えば利水ですね、あるいは別々です。もし治水で2つあったとしても、治水で1つのカード、もう1つ治水であればまた別のカードということで、あくまでも1つに1項目ということをお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか、1項目1枚です。

それから、どこかに、できたら上の方かもしれませんが、市町村名、これは住所というか市町村名だけで結構です。それと皆さんのお名前。これは名字だけで結構でございます。

質問の内容については、質問・ご意見両方あるかと思いますが、その内容とか、できたらその理由あたりが書いていただければ幸いです。今から後ろの方に設営に入りますので、ちょっと電気をつけていただきまして、今から書いていきたいと思います。マーカーが皆さんにあるかと思いますが、準備も並行してやっていきたいと思いますので、マーカーがありますけれども、太い方、細い方がありますが、多分今日は細い方がいいかと思いますが、お書きください。

それから、今日はカードを使ってなるべく皆さんのご意見をたくさん賜りたいと思いますが、カードは不慣れだと、あるいは書きにくいという方はお手を挙げてください。係の者が応援に参りますのでお願いをしたいと思います。

カードですが、今5枚ありますが、例えば6枚以上ある方は周りのスタッフの方が渡させていただきます。ですから、不足する場合については言ってください。とりあえず今5枚だけあります。それから、カードの方向は横にお願いします。それと、もう1つ、何回も言いますが、これは貼れるようにしたいので、のりづけの方を裏にということにしたいと思います。のりづけでこういうふうにぺったり貼ります。

当面、今から書いていただきまして、もうちょっと私の方がご連絡するまで手元に持っておいていただければというふうに思います。質問については、それぞれ幾つかテーマ別にやりますが、まず書いていただくということですね。当面皆さんのご意見は黄色ということにしていきたいと思います。この後、皆さんに書いていただいて、今日多数の方がいらっしゃいますので、書いていただいてもう少しして私の方からご連絡しますので、前の方に皆さんに貼っていただくと思いますけれども、当面現状では一番左の方が治水関係の

ご意見を貼るスペースにしています。治水関係ですね。例えばダムであるとか、内水排除であるかというご意見がありました。それがあつたらこの辺に貼ってください。

それから利水ですね。川の水の利用の話がございました。こういった利水関係のカードはこちらの方へ貼っていただければというふうに思います。ちょっと貼るのは待ってください。

それから、このあたりは利用でございます。川の空間の利用に関するものでございます。

それから、こちらは環境ですね。環境に関するご意見の方はこちら。環境、それから今までのご意見の中では景観についてもかなり出ておりました。景観についても、こちらのあたりにお貼りいただければと思います。

それから、ダムでございますが、ダム関係はこちらですね。もう1枚、2枚ですね。ダム関係があります。

それから、維持管理ですね。維持管理関係が1枚あります。これは川の維持管理とかいうことですね。もう1枚、さっきの赤い紙だけ下さい。維持管理関係の方はこちらの方ですね。

もう1枚、ボードが行きますが、その他でございます。今までこちらの住民の会の方ではその他では全般的なこと、例えば総合治水であるとか、そういった全般的なことであるとか、あるいはグラフが見にくい、わかりにくいであるとか、あるいは手続とか進行に関する事、こちらについてはその他ということをお願いをしたいと思います。ちょっと今から書いていただく時間をおとりしたいと思いますので、まず皆さんのご意見を黄色いカードに書いてください。横書きで貼れるようお願いいたします。のりづけの方は裏にしないで、まずご意見を書いていただこうと思います。1項目1枚で、お名前をどこかに書いてください。大変恐縮ですが、例えば3枚、4枚あつたとしても、1枚ずつ皆さんのおところとお名前はどこかに書いてください。

もう一度申し上げます。治水関係はこちらですね。それから、例えばダムであるとか、内水排除であるとか、あるいは流量の話があるかもしれません。堤防の位置があるかもしれません。利水ですね。川の水の利用関係です。それから、川の空間の利用とか、使い方とかいうことです。それから、環境、こちらの方は景観も含めてみたいと思います。ダム関係のご意見。維持管理関係のご意見。その他については全般に関する共通のものであるとか、あるいは手続の話、進行の話であるとか、あるいは素案が読みにくいとか誤字があ



るとかそういったことをございます。

それから、今日、一応この進行の便宜上例えば治水とか環境とかで分けておりますが、皆様のご質問・ご意見の中には両方にまたがる部分があるということも考えられます。そのときは今日は一応どちらかに置いていただくということになるかと思えます。もう少し時間をとりたいと思えます。

どうも書きづらいとかいうのはございますか。大丈夫ですか。もし書きづらければスタッフの方が応援に参りたいと思えますので。それとか紙が足りないという方ですね。お手を挙げていただきましたらすぐに参ります。はい、何かご質問とか。紙が足りない。はい。さっそく紙が足りない方がいらっしゃるので、お願いします。まだ紙の足りない方はいらっしゃいますか。お手を挙げていただいたらすぐに参りますが。はい、そちらですね。ほか、どうでしょうか。ちょっと書き方がわからないとか、もうちょっと待ちたいと思えます。今日は人数がたくさんいらっしゃいますので、本来であれば係の者が参りますが、今日は皆様ご協力いただきまして、もう少ししてから前の方までお入りいただくような格好になるかと思えます。皆さん今書かれておりますので、書かれながら進行の方を行きますね。

あともうちょっと時間をとって書いていただきまして、貼っていきますが、皆さんが貼られた後15分休憩をとりたいと思えます。皆さんが書いているご意見の色は黄色いカードですね。今、黄色いカードが皆様のご意見になります。この後、休憩をとって、今書かれておりますので、全部はできないかもしれませんが、補足のカードのご内容の確認をしたいと思えます。休憩の後ですが、それは私どもが緑色で皆様のご意見を書いて、ここに貼っていきます。黄色いカードがたくさん集まってグルーピングをしたいと思えますけれども、そして補足の意見を聴いて、質問のご趣旨、あるいはご意見の趣旨を確認した上で、少し河川管理者の方へこれをグループごとにご回答、あるいはコメントをいただくといったような進行にしたいと思えます。

そうしたら、まだ書いていらっしゃる方もいらっしゃるかと思えますけれども、一遍に行くとは混乱いたしますので、今日は3列ありますから、できましたらまずこちらの方の方、書かれた方についてはお入りいただきたくと思えます。こちらの3列の方はちょっとお待ちくださいませ。まだ書いている方は結構ございます。書けた方から前の方へお貼りください。ちょっとこちらの方、お待ちください。まずこちらの方の方から書かれたところですね。コモンズのスタッフに前に来ていただいて、貼る場所の応援をお願いいたします。

どうぞ、書かれた方、お願いいたします。コモンズスタッフは貼る位置の確認とかをしてください。それと、お名前とかご住所があるかを見てください。

そうしたら、お待たせしました。こちらの方の列の方、どうぞお願いいたします。どうぞ、お貼りください。こちらの方はちょっと待ってください。貼る位置がわからない方は前のスタッフですね、名札をしておりますが、お問い合わせください。

もう一度申し上げます。カードは1項目1枚ということでお願いをしたいと思います。おところとお名前、住所は市町村まで結構でございます。

そうしたら、お待たせしました。今度は共通で結構ですから、まだ貼られていない方、どうぞお貼りくださいませ、よろしくお願いいたします。貼られてから休憩の方のご連絡をしますので、少しお待ちください。

その他のご意見を書かれた方で、お名前のない方がいます。後から言いますか。「今回の集会の結果を踏まえ、集会の必要があるかどうかの判断とその公開はどのようにされるのですか」というご意見の方、ちょっとお名前とご住所の方をお願いいたします。もう一枚、「国土交通省に一言、豊かな恵みを未来へ」という方、おところとお名前の方をお願いいたします。もしお名前を書かれていない方がいらっしゃったらお願いしたいです。2枚カードがありますが。もうちょっと貼られる方がいらっしゃいますのでお待ちください。今問い合わせがございましたのは、地震対策のカードを書かれた方については、治水の方に貼らせていただきました。今、どんどん貼られております。一応、コモンズメンバーの方で確認しまして、確認した上で、例えば治水よりもほかの方に合っていると判断した場合、ちょっと動かすことをご了承ください。もちろんそれでまた不手際があったらまた元に戻しますので、当面ちょっと一応コモンズの方で整理させていただきます。

それでは、休憩前にご説明したいと思いますが、皆さんが貼られたカードは黄色いカードでございます。この後、15分ほど休憩をとりますけれども、この黄色いカードのご確認をいたしたいと思います。恐らく全員は無理ですけれども、同じようなご質問がある場合については、代表の方、あるいはそれで質問カードとしてまだちょっと足らなかったことであれば挙手をお願いしたいと思います。その上で回答を河川管理者の方にいただいて、これはピンクのカードにしたいと思います。

それでは、今から15分休憩に入りたいと思います。前と後ろに時計がありまして、後ろ正面、今、2時20分でございます。15分休憩に入らせていただきまして、2時35分から開

催をしたいと思います。休憩いたします。

コモンズメンバー、ちょっと前の方へお集まりください。コモンズメンバー、とりあえず中断して中央へ集まってください。

〔午後 2時22分 休憩〕

〔午後 2時38分 再開〕

ファシリテータ

皆さん、そしたらそろそろご着席ください。

今、カードが何枚でしょうかね。7枚の模造紙がございます。まだ整理が十分できていないところがあります。今、見るところ、治水の方と、まだ未整理で、その他のところはまだ整理できておりません。あと、利水・利用がそれぞれご意見が出ていない状態がございます。進行役としては、もうちょっと整理をさせていただきたいというのがありますので、まず利水・利用、カードの少ないところから進めさせていただいて、その間に私どものメンバーがもうちょっと、治水であるとか、あるいはほかのカードの整理の方、入らせていただきたいと思います。

その次、ちょっとお伺いしたいんですが、一応今日は時間については延長があるかもしれませんが、そのときの順番ですね、議論の順番を皆さんにお伺いしたいと思いますけれども。まずは利水・利用を、ちょっとこれ少ないので、まずこれを皆さんの意見を確認した上でほかのカードへ移っていきたいと思います。

参加者（A1）

すみません。

ファシリテータ

はい。

参加者（A1）

すみません、数の問題じゃないと思うんですよ。

ファシリテータ

いや、今申し上げたのが、まだ今作業をしているので、いいですか、作業をしているので。

参加者（A1）

この会のあり方を問うてるんですね。まずそれをちゃんとしないで、利水・治水の話しても、意味がないです。まず会のあり方をちゃんと話し合ってください。

ファシリテータ

そういう意見がございますね。いかがですか。

参加者

そうだ。そのとおり。

参加者

そうだ。賛成。（拍手）

ファシリテータ

今、ご意見が出て、治水・利水があると。そしたら、私の方からすると、今これやっている最中なので、やっぱりちょっと時間かかると思いますので、できたら進行役としては。

参加者（A1）

何分でできますか、まとめが。

ファシリテータ

もうちょっとかかりますね。

参加者（A1）

もうちょっとって何分ですか。

ファシリテータ

それはちょっと言えませんね。

参加者（A1）

言えない。

ファシリテータ

言えない。もうちょっと。これ見てるところなので、できたらちょっと。待っている間、時間がですね、ほかの意見もあるので、時間がありますので、ちょっとこちらの方を作業させてほしいということですけど、いかがでしょうか。

参加者（A1）

会のあり方を問われているんですよ。

ファシリテータ

それはわかっているつもりなんです、その間ずっと皆さんが待っておかないかないので、いかがでしょうか。

参加者

待ちます。

ファシリテータ

説明、今そういうご意見があって、今拍手がありました。もし、それでやるとすると、私、進行役としては、それを配慮すると、ちょっと中断せざるを得ないですが。できればその間、多分5分か10分ぐらいの間なんですけども。

参加者（A1）

中断しましょう。

ファシリテータ

つぶしてもこちらの方をやりたいと思いますか。どうでしょうか。

参加者

……。 （拍手）

ファシリテータ

はい。

参加者

ご意見があるんですね。

ファシリテータ

はい。

参加者

ご意見はご意見で発表して、総合的な判断の中で、どなたか知らんのやけど、聞いたらどうですか。時間のむだです、これは。

ファシリテータ

ちょっと今、進行についてご意見があります。そうですね、今、そうやって言われますが、ちょっとお待ちくださいね。では、今、進行に入る前に、いろいろ進行の進め方についてご意見があって、例えばこの進行自体の方へ進める方がいいのではないかというご意見だとか、あるいは時間がもったいないというご意見とか、やっぱり最初にちょっとこれ、始める前に整理しておかないと混乱しますので、ここは進め方について、皆様のご意見をちょうだいしたいと思います。いいでしょうか。

はい、ではちょっと始める前に、挙手形式でお願いしたいと思います。おところとお名前をお願いしたいと思います。

参加者（B1）

北島町のB1です。

ファシリテータ

ちょっとお待ちくださいね。コモンズメンバー、2人。

参加者（B1）

よろしいですか。

ファシリテータ

ちょっとお待ちください。コモンズメンバー、2人、意見が.....。

参加者（B1）

これだけ大勢の方が本日お集まりいただいているわけですので、発言の方も、私は時間制限をかけてほしい。1人、もう例えば3分以内とかね。それでないと、これだけの方が皆さん、これだけおっしゃりたいわけですから、それだけ時間を占有するわけにはいかない。これこそ時間のむだになりますので。しかも、同じような意見を何度も何度もおっしゃらないということをひとつ徹底されたらどうでしょうか。（拍手）

ファシリテータ

ありがとうございました。時間制限をかけたらということですね。

参加者（C1）

反対。反対です。

ファシリテータ

ちょっと待ってくださいね。それと、重複する意見についてはまとめるというご意見だったと思います。では、入っていきます。挙手をお願いします。

はい、どうぞ。おところとお名前をお願いいたします。

参加者（C1）

徳島市のC1と申します。この河川整備計画というのは、吉野川の向こう30年という非常に長い、これから本当に大きな気象変動とかさまざまな新しい条件が出てくる中で、これから大事な計画をつくる、そういう場です。したがって、あらかじめ時間制限ということのをベースにしてこういう検討の場をとるのはやめていただきたい。これは前回の河川管理者の説明の中でも、回数とか時間とかは制限をしない、これは徹底して住民のご意見を聴きたいんだというふうなご説明がありました。ぜひともそういう観点で、しっかりとした議論ができるように、言い残したりとか新しい発見を見落とししたりとか、そういうことをすることがないような、そういう議論の場をつくってもらいたいというふうに思います。（拍手）

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。そういった、今の、今日のこの進め方についてご意見をいただきたいと思いますね。今からのですね。全体ではなくて、今日の進め方でございます。

どうぞ。

参加者（D1）

徳島市のD1です。今ちょっと見ただけでも、会の持ち方というか、整備計画を進めるに当たっての意見というのが随分たくさんその他の項目に出ていました。だから、やはりそれは会を開く上での前提条件ですから、それについての意見はぜひ最初に一通り聞いてほしいと思います。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

どうぞ。

参加者（E1）

今日の段階では、やはり私は、今、司会者なりがそれぞれ考えられている方法でやっていただいて、その会議の進め方なりやり方を論議するとなると、これはまたこれだけにかかりの時間がかかると思うんですよ。だから、それはそれでやっていただいていいんですが、今日はやっぱり今まで従来やってきた、司会者が今考えられていることの方法でやっていただきたいと。それでまた、おれは夜になっても朝になってもいいという人もあると思いますから、それはそれでまた時間をとっていただいて、十分何日でも論議していただきたいと思いますが、今日は私も大体4時ごろに終わると思って、その段取りで来ているわけなんですよ。だから、そんなに一部の人の勝手に朝までもやるというのであれば、私は悪いとは言わんですよ。それはそのつもりで出直してきますので、今日は今日で、どうぞ予定どおりに進めていただきたいと、このように思います。（拍手）

ファシリテータ

わかりました。ほか、ございますか。進行についてですが。

今、出たご意見としては、今日の会議についての手続と申しますか、この進め方からまず議論してほしいというご意見。それから、お2人目の方でしょうか、時間等は切ってというふうなご意見。そうではなくて、十分論議したらどうかというご意見。それから、今日については予定どおりというか、当初考えていたように運営して、また参加しますと。

こういったご意見だったかと思います。

5分ほど、ちょっと休憩させてください。ちょっとだけ相談させてください。

〔午後 2時46分 休憩〕

〔午後 2時51分 再開〕

ファシリテータ

皆さんどうも、進行についてちょっと今打ち合わせしました。まず、今日は冒頭に申しましたように、意見が多い場合はこれは時間延長をという話があって。今、ちょっと河川管理者と相談しまして、少なくとも1時間はまず延長をしたいと思います。それで、そのときに終わらなければどうするかはまたちょっと相談しますので。当面、4時についてはまず1時間延長をご了承ください。

とすると、あと2時間ありますので、2時間の時間配分の話です。1つは時間配分の話と、それと順番の話がありますので。

時間配分から申しますと、2時間をちょっと今やってみますと、一番左の方が治水関係です。治水関係の方については、内水対策、高潮対策、地震、それから堤防強化、第十堰、伝統自然工法、森林整備、総合治水、遊水池、こういった内容が入っています。それから、利水・利用は案外少のうございます。環境関係は、現環境への配慮、多自然工法、汽水域、それからその他の工法、交流、環境景観全般に関する事、具体的環境の目標に関する事、森林のことがここでもちょっと入っています。多うございます。それから、ダムがお2つ。維持管理が今ございません。もしかしたらほかの方へ入っているかもしれません。それから、その他の意見がかなり多うございまして、1枚半ほどあって、今まだ整理中でございます。

今、おおむね、まず一番左の方の時間配分を30分ほど、ちょっととりたいと思います。ちょっと書いていただきましたら。次に、利用・利水を5分から10分ぐらいで確認をしてみたいと思います。それから環境関係ですね、できたら20分ぐらい。もしかしたら延長するかもしれない。おおむね20分ぐらい。それから、ダム関係が5分程度。それから、その他を40分程度ということかと思いますが。まず、こういった大きな枠組みで始めたいと思います。

それから、順番の方ですね、一応この時間を最低確保させていただきたいと思いますので、どこかがゼロになるということではなくて、最低確保したいということです。ちょっと書いていきますと、治水が30分、利水・利用で10分、環境20分、それからダム5分、そ



の他40分。計算ではこれで約2時間ということになります。まず、5時までやらせていただいて、そこで終わらない場合はちょっとまた相談させていただきますが、当面ちょっと2時間はこういう格好で配分をさせていただきたいと思います。どこか1カ所だけやって、あとゼロじゃなくて、少なくともそういった時間配分を了承していただきたい、いかがでしょうか。

はい。

参加者

今、ありましたように会のあり方をどうするかということ話し合うことこそ住民参加だと思っんです。だから、まずそこをお話し合いして、それで私たちも意見を出したという責任がありますから。例えば4時に終わらなくても、5時までするなり、また4時に一たん終わって、それから改めてその続きを違う日に設定するとか、そういうふう意見を出した者の責任としてもそれは感じております。

ですから、まず会のあり方をどうするか。それこそ住民参加の本当に私は真の姿だと思っんです。ですので、そこをまず。

ファシリテータ

そこをまずしてほしいというご意見ですね。

参加者

まず。そして、森林が5分だとか何が10分だとかいうのは後の問題だと思っんです。ですので、そこを考えてほしいと思います。

ファシリテータ

今のご意見は、まずこちらで、こちらがゼロでもいいというふうなことですか。

参加者

異議あり。

ファシリテータ

はい。今度、こちら、どうぞ。

参加者（F1）

これ、今の話は入り口論で前後しておるように思います。これはこの前やった二の舞であって、今日発言した人の名前、ちょっと忘れましたが、この前と数人、ほとんど共通の人でございます。この人の意見だけでどうのこうのではなしに、やはり司会者の権限で今日はやってほしい。ルールブックにも書いてあるように、もう少し素案そのものに

入ってきた議論はこの下流域では一向にやってないと思います。これが必要かどうかは別としましても、とりあえずやって、先ほどおっしゃいましたように、入り口論、この会のあり方の問題というのは日を改めて、これこそ何日でもやっていくべきだろうと思います。今日は今日で、司会者の権限で進めてほしいと思います。

いろいろしよったら、これ、時間、どうしようもございません。前の二の舞せんように、今日だけはひとつ、みんなが司会者の権限で進めていくように了承する方が一番いいと私は思います。よろしくお願いします。（拍手）

ファシリテータ

ありがとうございます。

一番後ろの方、ちょっとまだ、後ろの方どうぞ。はい、一番後ろの方。

参加者（G1）

名前とか言うんですか。

ファシリテータ

はい。

参加者（G1）

よろしいですか。

ファシリテータ

お願いします。ご住所と名前お願いいたします。

参加者（G1）

今までの方、おっしゃられていなかったと思うんですが。

ファシリテータ

ごめんなさい。ちょっと進行役が上がったのかと思いますので。

参加者（G1）

そうですね、そうですね。末広のG1と申します。

入り口論はいつでもいいので、とにかく会を進めたらという話なんですが、入り口が違えば出口も違うわけです。それで、消化器に入れば胃、呼吸器に入れば肺、結局出るところも違います。すると、この会の、例えばもうとにかく今日はこれでしましようと言ってしまふ、この時間さえもむだになるということになりませんか。入り口をもう一回改めて考えるので、今日はこれでおしまいにしようという意見に沿えば。なので、入り口はやっぱりしっかりしておかないと、出口が違ってしまって、その過程もむだな時間を過ごして

しまうようになる気がします。いかがでしょうか。（拍手）

参加者

小田原評定をやめようね。時間が、こないしよって、大きな地震が来たらどないすんねん。大きい台風が来たらどないすんねん。こんな簡単なことがわからんか、司会者は。

ファシリテータ

わかりました。では、もう1方だけして、ちょっと。

参加者

ちょっといいですか。

ファシリテータ

すみません、ちょっと順番があります。

参加者（E1）

ちょっとすみません。今日集まったのは、吉野川の整備計画についてどうあるべきかを論議する会だと思って私はやってきているんですよ。だから、吉野川の整備計画のまず素案は国土交通省さんが示していただいたわけですね。その案についていいか悪いか、またどういう方法があるかということ論議するのが私たちは今日の会だと思っているんですよ。ですから、今の段階になって、入り口論を論議するということは、私たちから見れば非常におかしいんですよ。それをやるんなら、それはそれで別にやるべきであって、今日はあくまでも吉野川整備計画のどうあるべきかを検討する日やと思うておるんですわ。それを、入り口が悪かったら決めなければね、吉野川の整備計画は決めませんか。それはおかしいと思うんですよ。入り口がどうであろうと、今まで5回、6回とやってきた方法で前へ肅々と進んでいるんですよ。

ところが、今日集まっている皆さんの中では、初めからそれを意識して来られた方があるんじゃないかと私は思っております。そういうことがこうした遠大な計画をやっていく上に、利益はなくして、私は混乱だけを招くと思っております。この考え方は私たちは了解できません。あくまでも今日は吉野川の整備計画を今まで決められたとおり、それがいいのか悪いのかを決めていただきたいと思います。

入り口論については、先ほどから申し上げておりますように、それは何日でもかけてやってください。しかし、吉野川整備計画はそんなに何日も何年もかけてやってよいものではないんですよ。早く決めて早く着工して、洪水、来るべき大洪水に、今、異常気象の中ですから、いつ洪水が来るやらわからんようなときに、そういう論議ばかりに、イデ

オロギーにとらわれることだけやっていると、また大きな被害が出てくるわけなんですよ。だから皆さん集まっておられる方は、本当に吉野川整備計画を真剣に考えるのであれば、おかしいと思いますので、これは今までどおり進めていただきたいと思います。以上です。

(拍手)

参加者

賛成。

ファシリテータ

ちょっとお待ちください。なかなか議論に入れませんので、ちょっと進行役の方へ時間下さい。

参加者

意見ではないんですけど、よろしいでしょうか。澤田さんをお願いなんですけれども、名前と住所を言ってくださいと言うのに、ちっともそれを、途中までで、それを完全にお願いしたいんです。というのは、背を向けていますので、どういう方が言ってくださったのかわかりません。

ファシリテータ

わかりました。

参加者

それを確実にお守りください。

ファシリテータ

はい。今、名前と住所を言ってくださいということでございます。

よろしいですか。では、もうひと方だけに、すみませんがさせていただきますね。ちょっと進行役の方へ時間をいただきたいと思いますので。手短にお願いします。

参加者(A1)

徳島市のA1と申します。もう物理的に、時間は当然あるわけですから、ルールの前提は関係ないとおっしゃる方も半数ぐらいいらっしゃるみたいなので、今日は話ししましょう。それで、前提条件が納得いかないという方はまた別の日程を設定して、僕はぜひ commonsの方と話ししたい。commonsが中立でやろうとしているわけですから、それに対する不信感があるわけですね。それはここの枚数で出てきているんですよ。でも、ここは非常に大事です。そこの前提がどうあるかということで。それで、今まで行政というのは、もう本当に行政主導で、聴きおくという公聴会を何度もやってきて、市民のそれに対する不

信感がすごいんですよ。それで、今度コモンズという第三者機関ができるということで、ある程度期待しました。でも、どうもそれも怪しいぞというのが僕の正直な個人的な意見です。ですから、それはコモンズとはまた違う時間で、ぜひ前提条件となるルールづくりについて話す時間をたっぷりとってください。一方で、今日はもう進めましょう。そうしないと收拾つかない。（拍手）

ファシリテータ

今、そういうご意見がありました。收拾つかないというのがありました。

そしたら、コモンズ、進行役については、進行について独立に・中立にと書いています。皆さんの進行のご意見の中も、いろいろとご意見がございます。その独立・中立については、実は参加者だけではなくて、河川管理者からも中立というふうなことを今念頭に置いております。それで、進行の方ですが、今日、私は実は進行役を預かっております。リアルタイムですので、コモンズの中の協議はできない状態ですけども、こうやって見渡すと、どうもちょっと多そうなということで、進行役の私の方の目移りから申しますと、多うそうなのは治水でございます。治水が2枚ございます。

参加者（A1）

いや、だからそれ約束してくださいよ。前提とするルールづくりの時間とってくださいという約束をしてそっちを進めてください。

ファシリテータ

いいですか。

参加者（A1）

うん。それを約束してくれますね。

ファシリテータ

今、今日の時間で、先ほどとりますということで。

参加者（A1）

今日ではなくたっていい。別の日程でやりましょう。

ファシリテータ

それについてはですね、そういったご意見をお伺いすることしか私たちというのはできません。

参加者（A1）

だから、それで聴きおくと言うから信頼できないんです。

ファシリテータ

今、やっぱりリアルタイムでちょっと私どもはできません。まず言えるのは、今日の時間はとらせていただくということは、これは進行役の権限ですから、これはとりたいと思います。いいですか。

参加者（A1）

まあ、やりましょう。もう時間ないよ。

ファシリテータ

はい。では、させていただきたいと思います。

今、時間が3時5分で、2時間いきたいと思いますが、途中で1回休憩をとります。それで、順番ですが、ちょっともめましたけれども、一応進行役、ちょっと私の方でさせていただきまして、まずはやっぱり大きい治水の方を行かせてください。そして、一応全部時間は配分したいと思いますので、もし時間が足りなければ5時の段階でもう一度やりたいというふうに思います。

では、ちょっと権限をいただきまして進行させていただきます。ボードを真ん中の方へちょっと移動してください。治水は今から30分程度とりたいと思います。恐らくこれも時間が足りないかもしれませんが。

まず、読み上げていきたいと思います。内水対策、高潮対策、地震対策、それからちょっとこれはご不明でございます、堤防の強化がこのぐらいと、第十堰について、それから伝統自然工法、森林整備関係、総合治水、遊水池でございます。恐らく向こうのその他にもかかわるようなところであろうかというふうに思います。これはちょっと読み上げていっていただけますか。

まず内水対策ですね、内水対策でこんなご意見があったということを読み上げてください。コモンズの方から読み上げてみます。

ファシリテータ

「内水面の洪水対策について」、徳島市のE1さん、「16年の23号台風では、徳島市の大木、国府、大松などで、450戸余りの住宅が浸水しました。特に、大木あたりの冠水がありますが、園瀬川の堤防が切れて、冠水するのではなく、内水面が先に冠水して、その水が園瀬川の堤防をこえて園瀬川に流れ込むと言う、典型的な内水面の氾濫であったと思います。最近増えております」。

ファシリテータ

もうちょっとゆっくり。

ファシリテータ

すみません。「こうした内水対策についてお聞きしたいと思います」。「ポンプ場、排水機場の整備についてお聞きしたい」、徳島市のH1さん。川内のI1さん、「鈴江江湖川排水機設置（陳情済み）早急に実現を」。川内のI1さん、「宮島江湖川排水機設置を早急に（陳情済み）」。それから、吉野川市のJ1さん、「排水機場については台風23号の被害分析から、増設すべきところ新設すべきところを全て優先順位をつけてほしい」。徳島市のK1さん、「内水対策の排水ポンプ車について」。国府のL1さん、「近年の洪水は、内水によるものも多く、第十堰が原因のものはなかったと思う。可動堰がないと云々と不安をあおる意見にはきちんと説明してほしい」。東みよし町のM1さん、「内水被害対策をもっと進めること。素案では川島排水機場と角の瀬の2ヶ所しか内水対策がされていない。他の多くの被害箇所の対策を行うことが必要で、具体的にやることと目標を記述してください」。

それから、高潮対策です。「高潮対策について具体的にお聞きしたい」、徳島市のH1さん。「津波対策及び高潮対策について」、徳島市のK1さんです。

それから、下に行きまして地震対策。「河口部での河川構造物（橋）について、地震対策は十分なのでしょうか?」、未広のG1さんです。

それから、堤防強化についてです。徳島市のF1さん、「洪水災害を防止するための河道の洪水疎通能力について」。同じくF1さんで、「洪水を安全に流下させるための対応について」。徳島市のN1さん、「重要水防箇所の選定基準はなにか」。徳島市のN1さん、「上流無堤部の締切で下流の堤防の安全度が下がるのではないか（危険度）?」。板野町のO1さん、「旧吉野川、板野町」、ちょっとすみません、地名が読めませんが、「周辺の改修は災害発生時に困る」。

それから、堤防強化です。鳴門市のP1さん、「基本計画については、全面賛成。安心、安全の事業について早期着手し、併せて抜本的対策も」。徳島市のQ1さん、「治水：堤防の強化対策について伺いたい」。徳島市のR1さん、「今日の新聞に、吉野川の5割を堤防強化すると書いてあるが」。徳島市のH1さん「旧吉野川における整備計画において旧堤を利用している理由（考え方）についてお聞きしたい」。

それから、徳島市のS1さんは意見書を出していただいています、読み上げます。ちょっと長いんですけども、「吉野川幹川延長108.1kmのなかでも、岩津（40.2km）を境

として、河相や流水の様相は著しく変貌しています。住民の危惧する災害も、岩津より上流域と下流域では自ずから差異があります。それは河川幅員で見たとき、岩津は中・下流では最狭窄地に位置していることでもあります。阿波麻植大橋1084m、31.8km地点。岩津下流8.4km。岩津橋175m、40.2km地点。穴吹橋533m、42.7km地点。岩津上流2.6km。上記のように流水は」、すみません、無学で字が読めないんですが、「深淵飄々たる」ですか、「岩津の淵でたたえられ無堤地区が殆どである上流地域で浸水被害が頻発しています。対策。地下水路の建設。岩津より上流を有堤化するとすれば、それは『百年河清を俟つに等し』、須らく地下水路を建設し、幅員大なる善入寺島付近に放出する方策は如何か。岩津より下流。岩津より下流では、農地の宅地化で水田による湛水能力が極端に低下、激水した内水は本流への排水困難となり、市街地の床下・床上浸水被害を招来しています。対策。1.排水樋門の増設。川島町に排水樋門が建設されたのは四国での樋門建設の嚆矢とします。しかし、それ以降、樋門の建設は遅々として進まず、地域住民、切齒扼腕。2.第十固定堰補修管理に関する件。現固定堰はいまを遡ること250有余年、吉野川本流が徳島城方面へ流れを変えたことにより従来、本流を農耕に利用していた農民は、灌漑用水にこと欠き、加えての塩害で壊滅的打撃を蒙っていました。この惨状を打開すべく、下板地区の庄屋40余人は連名で藩に堰の建設を請願、藩はこれを許し、銀50貫を下付しました。農民は」、これは何と読むんでしたっけ、「欣喜雀躍し堰とめ工事に着手しました。しかし、工事は殊のほか難渋、それでも住民は苦心惨憺、膏血をしばりことを成し遂げました。爾来250有余年、現固定堰が壊滅的打撃を被ったと言う話は不敏にして知りません。国家財政逼迫の折りから、子々孫々にまで借財を残す『可動堰建設』は断念し『現固定堰』を、ご先祖様や子々孫々のためにも愛情を込め、補修管理をすべきと心得ます」というご意見です。

それから、第十堰についてたくさんの意見がございます。徳島市のT1さん、「素案を作るにあたって第十堰を除くのは不自然です。どうしてですか」。徳島市のU1さん、「下流域の問題を考える上で第十堰を除いて議論することにはやはり異和感がある」、 「(どうしようもない事も理解できるが)」という括弧書きです。徳島市のV1さん、「第十堰は今のままで危険と思われる所は補修して。可動堰が又浮上しないように」。徳島市のW1さん、「第十堰の上流河道において、洪水流下に支障となる木々の伐採をしてはどうか」。「環境」についてと書いていますが、徳島のX1さんですか、「河川断面は洪水対策として重要と思うが第十堰は流路障害とならないのか」。川内のI1さん、「第十堰問題を早急に取りくめ」。同じくI1さんで、「第十堰問題は緊急に整備計画を建て



よ（近年の異状気象は地球規模的にみても恐れを覚える）」。徳島のY1さん、「第十堰がなぜ素案からはずされるのか。これまで、洪水の原因といわれて来たのに。十分な説明がなければ他の議論も空論に終わってしまう」。「第十堰検討の場の設置スケジュールを説明してほしい」というのが徳島市のC1さん。末広のG1さん、「『抜本的な第十堰の対策のあり方』についての検討は、いつ、どのように進めていくのか」。以上が第十堰について。

次に、伝統自然工法についてです。徳島のZ1さん、「かつてより、伝統的技術の採用が答申の中にあり、多自然型工法と関連して、賛成する。今回の素案の中にも、輪中堤や家屋嵩上げなどの工法が取り入れられているが、答申の中に11項程の工法がある。他の工法について検討されているのか」。徳島のA2さん、「伝統工法を河川審議会答申に『川における伝統技術の活用はいかにあるべきか』」とあります。それから、徳島のB2さん、「コンクリートによる治水を極力止めて欲しい。『配慮する』というあいまいな言葉は答として不十分」。徳島市のC2さん、「兩岸をきれいに整備していますが、何かの理由で整備していると思うのですが、あの雄大な川を、どこにでもあるような整備ではなくて、自然の状態を残したまま、補足するような方法は、ないものでしょうか？そもそも何故整備されているのでしょうか？」。徳島のD2さん、「洪水の場合あふれる心配のあるか所は堤防を自然のもので広げる計画はあるのか」。徳島市のC1さん、「超過洪水対策の検討の場をつくるべき」。徳島市のW1さん、「吉野川の伝統工法を取り入れる 低コストであり、住民の知恵が最大限生かされる」。以上が伝統自然工法です。

それから、森林整備関連として、阿南市のE2さん、「吉野川水源地周辺の山林の植生を針葉樹から広葉樹へと変えていく」。大原町のF2さん、「森林を含めた総合治水を考えるべき。河川に限定的過ぎる」。それから、徳島市のG2さん、「森林の整備計画と総合的な法整備を検討してもらいたい」。徳島市のH2さん、「治水は山にあり。河川だけを整備するのではなく、同時に、まず先に山の整備を進めるべきだと思う」。藍住町のI2さん、「ビジョン21検討会の報告を整備計画において検討する場を設定する」。徳島市のC1さん、「森林の治水能力を検証したビジョン21報告について検討の場をつくる」。徳島市のV1さん、「抜本的な洪水対策は山、森林にあると思う。森林整備をお願いします」。国府のL1さん、「山林の手入れができていないことが洪水の源と思う。国の費用で山林の手入れができるようにしてほしい」。「先進諸国はダムを撤去する方向に向かっている。コンクリートのダムをなくして森林整備を行い、ダムがなくても河川を管理できる

仕組みをつくってください」、徳島市内のJ2さん。徳島市のK2さん、「森を生かす。緑のダム機能について、科学的に検証し、その結果を整備計画に活かしてください」。徳島市のK2さん、「森について。森は川と密接につながっている。森を生かす第一の方法は木を使うこと。その方策を考える」。同じくK2さん、「縦割り行政を排し、森を生かす方策を立てる。住宅政策との結びつき」。徳島のX1さん、「治山と治水は別問題。治山は林業対策として有効」とあります。それから、徳島市のF1さん、「水害防備林について(竹林について)」とあります。それから、徳島市のC1さん、「人工林荒廃による河川災害が頻発している。新たに検討の場をつくるべき」。「森林整備、遊水池の確保などがまずあって治水問題に取り組んでほしい」、徳島市のB2さんです。それから、徳島市のL2さん、「森林の持つ力を信じて、森林活性のため、山の木を使って町の人が家を建てる活動をしています。森林問題を考慮してください」。

それから、総合治水です。徳島市のM2さん、「異常気象が続く時代、河道だけの治水対策に問題がある。森林・水田・田畑・土地利用等、総合治水と自治体・住民参加の仕組みをつくっていくべきだ」。徳島市のN2さん、「原市長の要望したビジョン21委員会報告書の内容検討はどのようにするのか。また、検討内容の扱いをどのようにするのか。(発表・意見交換等)検討結果は市長意見の会2回目で発表するのですか」。それから、住吉町のO2さん、「吉野川整備計画の早期着工を。大洪水が明日に来るかもしれません。議論より早く着工を」。これはちょっと総合治水ではなかったですね。

それから、遊水池。徳島市のP2さん、「将来の治水安全度を確保するため、上・中流域の氾濫原を十分整備すべし。土地の借り上げ、買い上げなど」。それから、徳島市のH2さん、「河川を堤防強化によって、すべて水を川に閉じ込めるのではなく、遊水池等をふやすべき。あふれてもよい堤防環境づくり」。それから、徳島市のQ2さん、「遊水池の確保、河道の自然な流れを利用し、流下速度を遅くすることを考慮すべき。河川を水路化しない」。徳島市のR2さん、「堤防は高く築けば築くほど壊れた場合の被害はより大きくなる。流れを河道に押し込むという考え方以外で、遊水池や竹林などのような流れ、力を和らげるような方法も考えるべきである」。徳島のY1さん、「遊水池などの伝統的水防の活用ということが国会で取り上げられているが、輪中堤など、吉野川の流域でももっと考えるべきだ」。

以上が、治水に対して皆さんからいただいたカードのご紹介です。

ファシリテータ

はい、お疲れさまでした。今日は進行上は、先ほどお約束させていただきまして、一応これ30分ということで、全部行けないかもしれませんが、次へ行くかもしれません。

まず、内水対策・高潮対策・地震対策・堤防強化・第十堰・伝統自然工法・森林整備関係・総合治水・遊水池でございます。整理上は治水以外のその他に入ってしまったのかもしれませんが、一応、皆さんは治水というふうなイメージでこちらの方へ貼られたということでございます。それで、非常に数が多いでございますので、まず河川管理者の方へちょっと振りたいたと思いますが、1枚ずつということではなくて、まず内水対策、高潮対策、こういった項目別でちょっとコメント、回答、お願いをしたいと思います。皆様、ご了承いただきたい点については、一応、さっきお約束で、37分になりますと、今日のルールで、ちょっと別の方へ移らせてもらいます。

そうすると、どこからでも結構ですが、言いますと、内水対策のご意見があった、高潮対策があった、地震対策、それから堤防強化、第十堰、伝統自然、森林整備関係、総合治水、遊水池でございますが、まず非常に多い意見、あるいは質問がございますが、河川管理者の方で、現時点でコメントあるいは回答いただければというふうに思いますが。この内水対策、どこからでも結構ですが。

河川管理者

副所長の山地でございます。意見が非常に多いということで、個々の意見についてはまたこれまでいただいた意見もでございますので、それについて、今日いただいた意見も含めて、一緒に取りまとめを行って、そして整理した上で、また別な機会でお返ししていきたいというふうに思います。

それで今日は、そういうことでございますので、治水の中でも大きい区分といいますか、区分分けごとに、少し全体的な回答といいますか、お話をしておきたいと思います。

一番初めは内水ですかね、内水対策ということですね。

ファシリテータ

はい、内水ですね。

河川管理者

内水につきましては35カ所あるということで、非常に多くあるということでご説明もさせていただきました。その中でご意見も今、角ノ瀬と川島と、2つの内水排水機場をやっているということでございまして、あとどうなるのかということでございます。これにつきましては、ご承知のように非常に多いということもございまして、なかなかどこから順

番にやっていくということにつきましては、今のところ決めかねております。したがって、今後のいわゆる内水被害の実績の状況とか、あるいはその被害の状況とかその地域の状況とか、いろんな要素がやはり出てくると思います。そういうものを総合的に見ながら、ポンプ、排水機場ですね、そういったものの整備をどこからやっていくというのを判断していきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目が。

ファシリテータ

はい、高潮ですね。高潮・地震ですね。

河川管理者

高潮につきましても、もう少し詳しくということですが、また詳しい中身につきましてはお返ししたいと思いますけれども、基本的に高潮につきましては、御存じのとおり河口部の対策ということになるわけございまして、今、一部高潮の対策をやっている部分もございまして。高潮につきましては、河口から約4kmか5kmですかね、ちょっと今数字を覚えておりませんが、4、5kmの範囲の対策ということになってまいります。その部分、高潮堤防ができていない部分については今後具体的につくっていきこう。

それから、地震については、先ほどもご説明しましたように、これは本川と旧吉野川の両方があるわけございまして、本川の方につきましては河口部、津波の心配もございまして、今の計算といいますか、検討では、本川の方につきましては、地震が来ても、堤防が一部沈下、堤防によって、地震によって沈下ということは想定されておりますが、今のところ、その後来る津波の高さと比べまして、堤防が地震によって沈下しても、津波の高さよりも高く残るといような評価をしております。そういった意味で、壊れた堤防はすぐに当然直すということですが、地震と津波の堤防の高さの関係は今のところそういうふうに考えてございます。

それから施設ですね、樋門とか水門がございまして。それにつきましては、今後、今、既にこの間記者発表しましたが、地震対応で、あるいは津波対応で特にそういう影響を受ける河口部の樋門につきましては、自動降下して樋門が閉まるというようなことを今既にもう対応しております。それで、あとはその樋門自体は被害を受けるといったことがないように、そこら辺もきちっと検討して、構造物自体が大丈夫なのかといった部分も検討して、必要であれば補強を図りたいと。

それから、旧吉野川の方につきましても基本的には同じでございますけれども、阪神

淡路クラスの地震につきましては、今、その堤防補強とかに取り組んできたところでございます。堤防補強するには、用地の絡みとか、やはり地元の方のご協力をいただかなければいけない部分がございます、そんな部分が今ちょっと残っておりますが、引き続き進めていきたいというふうに考えております。構造物等につきましても同じ考え方でございます。

ファシリテータ

はい、わかりました。ちょっと一回ここで切りますけれども。一応本来であれば、実は皆さんにもう少しご意見、この黄色いカードの背景を聴きたいところですが、ちょっとさっき、今日の進行のルールということで、一応この枠組み30分ということでしたので、まずこのあたりのコメントを先にいただきたいと思っておりますので。

今、一部、堤防強化の方へも入りましたが、あと次の質問としては、堤防強化ですね。ちょっと堤防強化の方、補足がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

河川管理者

堤防強化につきましては、先ほど、新聞にも出ていたというご意見もございました。私がお話ししたように、堤防強化というのはいわゆる漏水対策とかあるいは洗掘対策と、新聞に出ていたのは漏水・浸透対策ですね、そういったことだと思いますけれども。

今日の説明の中では、今後そういう浸透対策をしていかなければいけない箇所があるということで、図面でお示ししておりますけれども、赤でいろんなところをお示しておりますけれども、まだ全体の対策必要区間が本川の方で48km余りの中で、今回今後やっていくのがその半分ということになっておりますが、これにつきましても、堤防自体の強化委員会の中で、先生方にも検討していただきまして、いわゆる安全率を、堤防の安全率ですね、そういったものを具体的に検討しながら、緊急度の高いところからそういう堤防強化の対策を行っていくということで、現在も引き続き対応しているところでございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。お約束の方の時間が37分まででございます。ちょっとこれは厳格に守りたいと思っておりますので、ご了承ください。あと、今、実は国交省の方のコメントをですね、概要に終わっていますけれども、あと残っているのが第十堰・伝統自然・森林整備・総合治水・遊水池ということで、これをセットでご回答いただきたいと思っております。数について、多分コメントするとものすごい時間かかると思っておりますので、一応第十堰についてということと伝統自然工法ですね、これで治水に関するコメントをいただいて、

一回これで切って、次に森林整備・総合治水・遊水池、一応、これはキーワードとしては総合治水的なものがあると思いますので、まず第十堰と伝統自然工法について、こういったご質問についてのコメントをいただきます。

河川管理者

第十の方はちょっと後で、すみません、かわりの者が答えたいと思います。

伝統工法につきましては、おっしゃるように、川の中でも極力伝統工法を採用していくということで私どもも考えておりますけれども、やはりすべての箇所に伝統工法ということにはなかなかまいりません。といいますのは、やはり水当たりの強いところとか、そういったところにも、伝統工法は、昔は当然今みたいな工法がないわけですから、そういった昔の工法でやらざるを得なかった。そういうところで、また大きい洪水が来ると壊されて、また作り直すということを繰り返してきたと思います。ただ、現在はいろんな材料、いろんな工法というものがございまして、やはり一度、ある程度、何遍も壊れるようなところはやはり何遍も作り直すのではなくて、やはり経済的で強いものというものも考えていかなければいけないという部分もございまして、そういった部分で、伝統工法の使える部分については個々に、例えば水裏の部分とかですね、そういった部分につきましては、個々の場所で検討しながら、使える部分については使っていきたいというふうに考えます。

ファシリテータ

第十堰の方はほかの方ということでよろしいですか。

河川管理者

河川計画課長をしております館と申します。

第十堰について、ここの場で素案に入れずに切り分けるというのは不自然ではないかとか無理があるのではないかというようなご意見をいただいておりますけれども、今回は、まず進め方としては、我々の方から第十堰を除く整備計画の部分と第十堰の部分は切り分けて進めさせていただきたいというふうに発表させていただきまして、今回はまずは第十堰を除く部分の素案についてつくらせていただいて、それを提示して意見をいただいているということでございます。

それで、除いて別々にやるのが不自然とか、いろいろ意見があるのはわかりますけれども、進め方として分けさせていただいているのであって、検討とか中身の方は別途やるというふうにご理解いただきたいと思います。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

先にちょっとコメントの方、ほかの方へ行きますね。森林整備関係・総合治水・遊水池、セットでお願いをできればというふうに思います。

河川管理者

森林関係でございますけれども、大きく分けて2つあると思います。森林の整備をということでございまして、これは前のときにもお話をさせていただきましたけれども、そもそも河川整備計画、今日ご説明させていただきましたように、直轄管理区間で我々河川管理者ができることをこの整備計画の中に書いていくということでございます。したがって、我々も森林の重要性といいますか、そういったものにつきましては、非常に機能としては必要なものだというふうな気持ちではおりますけれども、ただ今申し上げましたような前提があるものでございますから、整備計画の中でそれを具体的に書いていくというのは少し難しい。そういうことでございますので、ただ我々河川管理者としても、吉野川の上流地区、これは森林管理をしているといいますか、農林関係の部署、あるいは森林整備といいましても、国有林もあれば民有林もあるわけでございます。個人個人が持たれている山があるわけで、むしろ民有林が非常に多いということでございますから、そういった民間の個人で持たれている方の山の整備という、非常に大きい問題になってきます。ですから、そういった面につきましても、我々の立場としてできることにつきましては、関係部署と連携をとっていきたいというふうに思っておりますが、整備計画の中で、こうするとどうするというような書き方は少しできないのではないかと考えてございます。

それともう1点、森林の流出、ビジョン21との絡みというお話も幾つか出ているようでございます。我々の方の森林機能の考え方につきましては、これまでもご説明を申し上げてきたところではございますけれども、一応今のところ農林水産大臣が諮問いたしました日本学術会議の平成13年の答申ですね、もう御存じだと思いますけれども、その答申の考え方というのが、我々の一応森林機能に関する考え方というふうに思っております。総合治水という関係からも申しましても、今の流出計算につきましても、そういう森林機能を想定した中で流出量の想定をして、今の整備計画に反映しているというところでございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

お一人ぐらい、ちょっと今のここまでのところについて、参加者の皆さんからご意見を賜りたい、時間がありますが、いかがでしょうか、ここまでについて。

はい、お所とお名前をお願いいたします。お一人で。マイクをお願いします。

参加者（B1）

先ほど、私、力を入れまして、発言制限をすべしだということを申し上げましたけれども、とんでもない間違いで、このようなやり方をすると夢にも思わなかったわけですね。私はそこに意見を出した方は、意見をちゃんと口頭で言えるというふうに思ったから申し上げたんです。こういうやり方をするんだったら、わざわざこれだけの人たちを集めて、こんなもの手紙でもインターネットでも何でも出して質問したら終わりじゃないですか。ちょっとね。

確かに、先ほどいろんな方が申されましたけど、私は違った意味から、非常にこの会の進め方に疑問を感じる。こんなことでは、これだけ100人も人間を集めてですよ、何かちょっと二、三行書いて、それに対して国交省さんの見解はどうですか、これで終わりで済むんなら、こんなに集めてやること全くない。皆さん、そう思いませんか。（拍手）

参加者（B1）

ですから、さっきこの方おっしゃっていましたが、ちょっとコモンズさん、進め方をね。

参加者（A1）

でも、これでいいという人がいるんですから、今日はもう……。

参加者（B1）

いや、だから今日はこれでいいんですが、私も大変勘違いをして、先ほどあのような発言をさせていただきましたし、私も実はそこに意見を出したんです。いや、意見を言おうと思ったから書いたんですが、無視されてもう飛ばされました。わからない。私は言いたいことは書いてありませんから。

ファシリテータ

もっとあるわけですね、この後ろに。

参加者（B1）

当たり前ですよ。ですからそう書いてるんですよ。だから、もう無視されたのは結構です、今日は。もう私は言いませんから。しかし、これからの進め方はね、今後こういうこ



とをやられるんでしたら、もっと考えていただかないと、こんなことは何回、何十回やっ  
たって同じことや、こんなものは。（拍手）

参加者

そうだ、そうだ。

参加者（B1）

その辺、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。進め方についてのご意見をいただきました。ちょっと  
お待ちくださいね。

ちょっと今進め方についてご意見いただきましたので、まずですね、これ、今日、進  
行役の方から申し上げますと、まず今皆さんがどんなことを思っているかというのがかな  
り大きく出ていますが、まずこれを出していただくことが一番最初かというふうに思っ  
ています。それからちょっと答えさせてください。それで、今そういう厳しいご指摘を受け  
ました。一応、今日の進め方については、今3時40分になりましたが、あと、4時ぐらいに  
一回休憩をとりたいと思います。進め方については、一応今日は、いろいろおしかりも受  
けていますけども、素案の順番で今進めております。少し後ろの方のカードをかえたいと  
思います。利用、それから利水ですね、まずはたくさんのご意見がありますので、こんな  
ご意見があるということだけはですね、ちょっと代役で読んでおります。おしかりも受け  
ています。しかし、こういった視点があるということだけは共有をさせてください。では、  
願いいたします。

ファシリテータ

では、利水について8点ほどご意見をいただいています。徳島市のU1さん、「南海地震  
と用水について。下流域への水道水・工業用水を地震後に速やかに供給開始できるよう信  
頼性を高める対策についても検討して下さい」。「湯水対策について」、徳島市のF1さ  
ん。これもちょっと見出しだけなので、多分おっしゃりたいことがあるんだろうと思いま  
す。徳島市のA2さん、「利水の大きな所の環境を具体的に」と書いてあります。徳島市  
のQ2さん、「湯水・干ばつ対策、森林の保水能力の強化」ということですね。それから  
「人口動態予測とそれともなう利水予測のデータを示してください」、阿南市のE2さ  
ん。徳島市のX1さん、「下流域の塩水化対策（特に地下水）河口堰（東環状大橋付近）  
迄淡水化してほしい」。阿南のE2さん、「流域に引水口を数多くつくり、リザーバー（貯

水地)を地下に建設する」。徳島市のP2さん、「国営農地防災事業の利水量を見直すべき」。

それから、利用についてです。徳島市のG2さん、「川の利用。船で池田ダムまで通行出来るようにしてもらいたい」。阿南市のE2さん、「吉野川の景観が美しく見える所に若い人や街から人が訪れられるような、景観を損わないような落ちついたホテルやレストラン、お店があればいいと思います」。徳島市のW1さん、「親水護岸について。全国どこでも同じような方法をされているが、地域性を配慮してほしい。コンクリート、石の利用は体の不自由な人は利用しにくい」。徳島市のT1さん、「吉野川下流で育った自分は、子供のころ、日常のレクリエーションを河口で楽しんだ。今、河口はそういう環境がほとんど残っていない。吉野川の豊かな自然を次世代にも伝えたい」というご意見カードをいただいています。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

先ほどおしかりも受けました。それで、ちょっと先ほど国交省さんの方にも一応コメントをいただきましたが、やっぱり少し皆さんの方に時間がある限り、この問題の背景をお聴きしたいと思います。全員無理かもしれませんが。

まず、こういったカードのところでございます。先ほど治水について、私たちの方の進行で、一回はずっと私どものメンバーが読み上げてしまいました。そして、今おしかりの中で、もっと言いたいことがあっても言えないというのがございました。それで、進行の方を少し変更させてください。もう少しこの黄色いカードの中、時間ある限り、もうちょっと言って、国交省の方の、河川管理者の方はちょっとコメントは少し、今日は少しぐらいにしていきたいというふうに思います。とはいえ、これも10分ぐらいの話ですので、全員ちょっと行かないのはご了承ください。

まず、今の利水と利用の中で、もうちょっとこのカードの中で、多分全員行けませんので、もう少し補足で言いたいという方、このカードの方だけで挙手をお願いできますでしょうか。

はい、どうぞお願いいたします。お所とお名前をいただきたいと思います。

参加者(F1)

徳島のF1と申します。

ファシリテータ

F1さん。

参加者（F1）

湯水。

ファシリテータ

湯水の方で。

参加者（F1）

そのことですけれども、現在、我々が知り得ておるのは、取水制限が主な行政のやり方みたいなことと認識しております。湯水時の増水計画の策定が必要であります。安易に徳島用水の不特定用水を取水制限するようなことのないよう、根本的な対応策を考えていくべきだろうと思います。

早明浦ダムの建設以前、昭和40年にダムの建設基本計画において、吉野川の下流域に対する既得権益を最優先に取り扱うということが決定されております。このことは早明浦ダムの建設あるいは香川分水以前の問題で、河川が流れていることへの権利であります。ダムによって得られた水は大いに四国全体で利用すべきであります。河川災害などは流域外の人々と分け合うことはできません。洪水の被害は流域の下流へ行くほど、その被害は甚大になります。これが河川の宿命でございます。この現実の認識を誤ると、河川行政そのものが成り立たなくなると思います。こういうことで、湯水対策、根本的なものを作ってほしいと思います。以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

もう少しこの質問の中で補足をされたい方はいらっしゃいますでしょうか。

はい、どうぞ。お所とお名前をお願いしたいと思います。

参加者（T1）

徳島のT1と申します。

素案の中でも、すごく川というものが物という感じでとらえられているんですけど、徳島の、ずっと吉野川のそばで育った人間は、やっぱりそれぞれ吉野川への歴史があります。それで、その思いがあります。それを次の世代にもすごく伝えたいと思っています。だから、そういうところを理解していただいて、せっかくこういう町中で豊かな自然がまだ、少しですけど残っているのを、もうなくさないで、すごく子育てにも、川というのはいい環境だと思いますので、それを次の世代にぜひ残していきたいと思います。よろしく

お願いします。

ファシリテータ

ありがとうございました。もう一方ぐらい、この中でいかがでしょうか。カード書かれた中で。

はい、どうぞ。お二方ありました。あとお二方どうぞ。

参加者（P2）

徳島のP2と申します。国営農地防災事業というのが今、北岸の方にどんどん工事が進んでいる途中ですが、その取水量がかなりあるんだと思うんですね。28m<sup>3</sup>/sとかいう話もお聞きしております。それで、そこから水をたくさんとりますと、下流への真水が少なくなって、下流域の漁業とか自然生態系に非常に大きな影響が出ると思うんです。それで、農地は次第に、都市化していくために、少なくなっている状況でありますね。ですので、随分前に計画された計画を見直して、やっぱり現状に合うように取水量を制限していくようなことを国交省は主導権を持ってやっていただきたいと思います。お願いします。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。もう一方、お手が挙がっておりましたのでお願いいたします。

参加者（A2）

徳島市のA2です。第十の近くに、徳島県石井町、住民を豊かに潤す浄水場の水源があります。その一番肝心なところに徳島県石井町の住民、たくさんの方がその浄水場を利用しているんですけども、恐らくや、近くで一番環境の悪い地域、水のゆがんだところがありますので、そういうところ、本当に自分たちの生命にかかわるような水の給水地帯をどうこれから考えているのかというのが計画の中に入っていないので、私はそういうふうにかかせてもらいました。具体的なことをお伺いしたいと思います。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

一応このあたりで河川管理者の方のコメントを、短くで結構でございますので、お願いをしたいと思います。利水と利用について、簡潔にお願いいたします。

河川管理者

幾つか出ましたので、すべてお答えになるかわかりませんが、

その前に、先ほど、今日の意見の聴き方という話がございましたけれども、いっぱい

出ている、今日は、冒頭にも申し上げましたように、前回の続きということでいろいろ意見を出していただいているというのは、私もそう思っております。この各出た意見につきましては、今、これまで出た意見も含めて集計、あるいはどのような形で意見に対してお答えを返すのかというところを取りまとめをしているところでございます。したがって、今日のこのご意見も当然一緒に含めまして、今後、またずっと上流から下流までご意見を聴きながら、あるいはまたこの素案の修正案を示しながらご説明する機会があるわけでございます、そういう機会の中で、一つ一つといたしますか、同じような意見もございまして、同じような意見につきましてはまとめて回答ということになるかと思っておりますけれども、極力きめ細かな回答になるように、今作業をしているところでございますので、その辺はご理解をしていただきたいというふうに思います。

今のお話でございますけれども、まず渇水につきましては、今おっしゃられている部分でございます。私が先ほどご説明した中では、特に取水制限、もちろん今後はやっていくわけでございますけれども、それ以外に、既設の今ダムが幾つかあるということございまして、その有効活用といった部分についても、これから検討会ということになるかどうか分かりませんが、そういう場をもって、有効な渇水対策を探っていきたいというふうにご紹介したところでございます。

それから、自然のことにしましては、次世代にということでございますが、これは我々も思いは同じでございます、我々としてできることは一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、国営農地防災の水利権量の話が出ましたけれども、これは今まさに国営農地防災ということで、既に工事をやられているのは皆さん御存じだと思いますけれども、これがまさに水利権量を見直して、いわゆる少なくして、もう一回有効活用できるようにですね、今までは、普通の水路でございますので漏水量が多くあって非常に効率が悪いとか、いろいろございました。それから農地が少なくなっている、おっしゃるとおりでございます。そういう農地の少なくなった部分も含めて、もう一回必要量を検討いたしまして、そして水利権量を決め直して今工事をやっているところでございます。

それから、最後の水道の取水地点の水質がということでございます。これにつきましては、まだまだ本川は、環境基準を満足しているというようなご説明はさせていただきますけれども、自然から出てくる水につきましては、必ずしもきれいな水ばかりが出てきているわけではないというのは我々も承知をしております。したがって、その辺は徳島

も非常に下水道整備率も悪いと、全国でも下の方だということもよく言われておりますし、それから、下水道整備だけではございません、家庭排水、いろいろございます。そういうものを含めまして、一緒に連携して取り組んでいかなければいけない。これは自治体も含めまして、支川ということでございますので、そういったことは我々としては思っております。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。一応、利水・利用、ここで一回打ち切らせてください。環境の方へ参ります。環境20分で、一回これで休憩をとります。進め方については、やっぱり先にこのカードを読み上げさせていただいて、そして補足の質問あるいはコメントをいただきたいというふうに思います。それではお願いします。

ファシリテータ

はい、じゃ環境ですね。現環境への配慮ということで、藍住町のI2さん、「親水護岸については、今残っているレキ河原を失わないこと。護岸整備が必要な箇所については、自然素材を利用した伝統工法を採用すること」。徳島市のS2さん、「素案のP.89の写真にのっているような自然を破壊してまで親水護岸をつくるのはおかしい。センスがないので自慢するな！人がよりつかないところは親水とはいわないので」とございます。それから同じくS2さん、「他の整備局では伝統工法を見直しあまりお金をかけない、自然に配慮した工事がされているが、吉野川ではどうなっているのか？」。徳島市のM2さん、「整備計画と工事においてはできるだけ地場素材の木材・石等を積極的につくっていくべきだ」。徳島市のK2さん、「川の価値・・・“親水”」、川の価値は親水だということですね、「人工物を作るのではなく自然を残すことで保ちたい」。東みよし町のM1さん、「水際の環境保全について多様な環境保全すること、ワンド、水辺の植物（カバー状）についても保全する、急深になった場所も大切なビオトープである。ここに樹木などのカバーがあるのが最高のビオトープ。素案はなだらかな砂利の水際だけに注目しすぎている」のではないかということですね。徳島市のX1さん、「温暖化による異常気象は。計画との関係」はどうなっているのかということですね。徳島市のR1さん、「川を工事するときは、まわりの景色にあった方法を採用してほしい」。徳島市のX1さん、「河川環境対策として葦原化した河川敷を作る方向で河川敷は埋立てをしないように。運動公園等を縮小する」。徳島市のM2さん、「吉野川には竹林以外にも多くの伝統的治水利水技術がたくさんある。文化遺産と地球環境の視点からもっと研究保全。活かしていく対策をすべ

き」。

多自然工法です。「堤防を自然環境への影響を最少化することができる計画に変更してください。位置・・・河道巾を広く、河畔林等を分断しない。高さ・・・低くなるように（河道巾を広く）」ということですね、これが東みよし町のM1さん。同じくM1さん、「浸食対策は水制や捨石等柔構造で行って下さい。吉野川には先人が行った水制がたくさんあり、その場所は自然と調和しながら、長年にわたり護岸機能を発揮している。吉野川の伝統工法を調査・研究して工事に活かすように」。同じくM1さん、「多自然型川づくりでは水際を直線化しないこと。エコトーンに配慮すること。石積を用いれば良いのではない。誤解しないでほしい」、これは103ページの素案内容に対応してですね、「ワンド・よどみを保全再生する」ということ。藍住町のI2さん、「『多自然型川づくり』の理念づくりにおいては地元住民と関係団体の参加が不可欠」である。大原町のF2さん、「多自然型工法の効果はどう証明するのか」。

それから、汽水環境について、徳島市のP2さん、「河口域の汽水環境維持に欠かせない、本流への河川維持流量を増やして欲しい。今や塩分濃度が、海と変わらなくなっている」。

その他の工法ということで、東みよし町のM1さん、「根固ブロックに捨石を行ってください。危険（スキ間に落ちる）の防止や、景観（植物が入る可能性）向上のため。根固めブロック前は良好なつり場である」。それから、同じくM1さんで、「柿原堰の魚道は水位変動に対応できないことや、多様な流速（特にゆる場）となっていないなどの問題があり、改善してほしい」。

それから交流ネットワークということで、「『地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流ネットワークの構築』を図る上で、具体的な案・方法などあるのでしょうか」、末広のG1さん。

それから、環境・景観全般ということで、徳島市のU1さん、「吉野川の環境について検討する場を。合意形成が難しいようであるので住民が中心となるような調査検討会を設置」する。徳島市のS2さん、「ミチゲーションについて工事をあえてしないということも考えてほしい。何のための工事なのか、目的と効果を明らかにしてほしい」。徳島市のT1さん、「昔から住民が川と親しんできた環境をこれ以上失わないように、最低今残っている自然はくずさないで、レキ河原の再生には意欲的に取り組んでほしい」。徳島市のB2さん、「築堤をして、土地の有効利用をすることにより、景観がそこなわれ、吉野川

の美しさが失われてしまうのではないか。吉野川の景観をそこなうような築堤はできるだけ避けてほしい」。徳島市のR2さん、「ゆたかな水量、清い流れ、吉野川河口部の風景は、徳島にくらす私の誇りであり、心なごむものである。これを未来へ残すことが大人としての責務であると思う。環境資本の観点からもこのゆたかな自然をこわしてはいけないと思う」。徳島市のA2さん、「環境の回復の年代をしめす」。徳島市のV1さん、「後世に今の美しい吉野川を残したい。堤防を造るにも環境に配慮して下さい」。八万町のL2さん、「計画が立って生物のモニタリングをしていますか。その結果に計画変更なりとかが可能な位柔軟な姿勢を基本にもっていただきたい」。徳島市のG2さん、「川の歴史環境を保全してもらいたい。（例渡し場跡）」とあります。それから、徳島市のK2さん、「風景の問題。残すべき風景が無数にある。徳島県人にとってのみならず、広く万人にとっての『自然という財産』の認識が第一」である。

森林について。「森林整備について」、これも森林整備についてご意見が言いたいということですね。それから、鳴門市のT2さん、「緑のダムの整備計画をくわしく実質計画にしてほしいです。山の保水力をあげる為に人員・経費をかけてほしいです」。

具体的な環境目標についてということで、吉野川市のJ1さん、「環境についての種々な項目にも、それぞれ明確な目標設定をすべきである」。「長期的な環境目標を、昭和40年代の河川環境とし、向こう30年での達成目標を決める」、徳島市のC1さん。徳島市のS2さん、「環境保全の目標を定め、どれくらい保全されているのか数値でしめしてほしい」。大原町のF2さん、「環境の現状説明記述がほとんどない。目標もあいまい」、これは素案内容についてだと思います。藍住町のI2さん、「環境項目の目標設定について、素案では『努める』としか表記がないので30年後にも評価のしようがない。『何年後にこのような姿』とか具体的な数値設定をする必要がある」。徳島のY1さん、「環境について、鮎や竹林などは具体的にあげられているが、もっと貴重な動植物の調査、は握し、目標と評価基準を設定すべきだ」。徳島市のU2さん、「河川法が改正され治水・利水に加えて環境が目的に加えられたが、今回の素案では『環境の保全に努める』とだけで、具体的な取り組みが見られない。吉野川河口域は自然的にも重要な場所である。もっと具体的な計画を望む」。それから、「住民が提出している住民案であるビジョン21委員会報告書をなぜ尊重できないのか。住民を尊重していないことになる。住民参加の意味がない」というのが徳島のY1さん。徳島のK2さん、「河口干潟について、なぜ守るのかを認識して、守るべき目標数字にし（例えば、広さとか生息生物の種類）記すこと」。



以上が環境についての皆さんからのカードの内容です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

このカードを書かれた方で、補足のご説明をされたい方、お願いをしたいと思います。

はい、お願いいたします。

参加者（M1）

すみません、東みよし町のM1です。

先ほど、治水のところがさっと流れてしまって、多分、そのことでも言いたい、ちょっと関連する、伝統工法について関連するんですけど。先ほど、国交省さんの方から伝統工法についてちょっと説明があったんですね。それで、伝統工法、やりかえながらやっていくものだというような考え方、示されましたけど、吉野川の伝統工法というのは壊れていないんですね、何十年も壊れていないんですよ。それで、よく研究してみると、水制にしても同じ大きさの水制をそこに設置しているんじゃなくて、上流からだんだん、一番上流は小さい水制をして、その次にその次の大きさにしている。それで、一番下流のを一番大きくしてですね、だんだん大きくして行って、組み合わせでやっているんですね。それは壊れていないんですよ。

ところが、国交省さんがやられた川田の水制は、あれは大きなものをどんとつくったので壊れたんですね、この前の16号の災害でですね。だから、やっぱり吉野川の伝統工法はよその川とは違うんですね。よその川のを持ってきたって吉野川では使えないんですね。緩い川のものを使ったってだめですね。だから、吉野川ではちゃんとした技術になっているはずなんですよ。それをちゃんと見極めて、それを生かしてほしいんですよ。その伝統工法によって、今の川の状態というのはすごくすばらしい、水制を設置している場所というのはすごくすばらしい場所になっているんですね。それをちゃんと理解してほしいんです。

やり変えてきたんだとか伝統工法は壊れるものだとか、やり変えてきたのではないんですね、壊れないように一生懸命、試行錯誤で技術がちゃんとでき上がっているんですよ。それをちゃんと理解してほしいと思います。そういった反論を本当は治水のときにも言いたかったんですよ、国交省さんがお答えした中で。だから、本当はこの場というのはやりとりの場でなければならないと思います。（拍手）

ファシリテータ

わかりました。ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。おところとお名前をちょうだいしたいと思います。

参加者（F1）

徳島のF1でございます。

森林整備についてでございます。古くから治山治水といって、川を治めるには、まず山を治めよと言われてきました。河川整備は森林を抜きにしては考えられません。洪水の防止に限らず、特に根本的な渇水対策として最も有効であると思います。このため、森林整備は流域全体を対象に、樹木の成長に合わせながら保水力の強い森林に誘導していく、息の長い整備計画が必要であると思います。以上でございます。（拍手）

ファシリテータ

はい。ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。そうしますと、環境問題、一応、現環境の配慮というところ、多自然工法、これは一部伝統工法にもかかわると思います。それから、汽水域の環境、交流の話、その他の関連の工法、水制等を含めて。それから景観ですね。それから、具体的な環境目標、森林ということでございます。河川管理者の方のコメントをいただきたいと思います。

河川管理者

はい、すみません。

今、伝統工法の話が出ました。おっしゃることはよく私も理解できます。私は、一般的に伝統工法という話がございますので、伝統工法が水制だけというふうな感覚では答えておりません。いろいろあるという中で、先ほど申し上げましたように、その場所場所で、使えるところについては伝統工法はどんなものが使えるか、使える場所と工法と、そこら辺を考え合わせながら使っていけばいいというようなお答えをしたつもりでございます。

それと、あと幾つか出ておりますけれども、環境、景観、それから自然という、多種多様でございます。いろいろ皆さんご意見が出ている中で、やはり、一方で治水はやらなければいけない、利水もやらなければいけない、一方環境もあると。非常にお互いに相反することがあるということは皆さんも共通の認識であろうかと思っております。私もそう思っております。

例えば、先ほどありましたけれども、築堤の話もございましたけれども、堤防と景観

ということですが、この下流域につきましては既に堤防ができているということですが、岩津から上流に行きますと、まだ堤防さえないと、いつもつかるといふ地区も現実にあるわけですが。そういったところについても、では、堤防をつくらなくてもいいのかという話には、なかなか地元の方からは、私も意見を聞いた中ではそういうことは聞いておりません。したがって、必要であるというものにつきましては、やはり被害を少なくすると、生命・財産を守るという観点から、これは整備をしていかなければいけないというふうに考えてございます。その上で、どこまで環境を保全したり守っていけるかということにつきましては、事業者としてできる限りその保全に努めていく、あるいは整備に努めていくというのは務めとして思っております。そういったことでご理解をいただきたいと思えます。

それから、具体的な環境の目標の設定とか数値とか評価基準とかいうお話も、幾つか意見が出ているのも私も承知しておりますけれども、環境につきまして、ミチゲーションの話も含めまして、環境影響評価ということもあります。それで、少しこの点につきましては、環境の意見がかなり多いというのも私もわかっておりまして、ここからちょっと私の個人的な見解ということでお話しさせていただきますと、やはり環境につきましては、そういった観点で検討することについては私も賛成でございますけれども、ただ環境といっても、漠然といっても、具体的に、逆にどういうふうなものをとらえて環境といっているのかといった部分からもいろいろ話をしていかなければ、その環境というのは川の中、特に川ですね。今、河川整備計画の中では川の中の環境ということで限定されて話している。ただ、環境といえますと、ご承知のとおり、川の中の環境だけで環境が成立しているわけではございません。したがって、環境を検討するときには、やはり生態系全体とか川以外の部分の環境も含めまして環境を議論といえますか、検討していかなければ、川の中だけの環境というわけにはなかなか成立しないというふうに私個人的には思っております。

そういった意味で、環境の今後どうしていくかという部分につきましては、私どもだけではなくて、ほかの自治体とか関係機関、あるいは皆さん方も含めまして、あるいは学識者の方も含めまして、いろいろとご意見をいただいたりご指導いただいたり、そういった中で取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

もうちょっとお時間がありますので、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。おところとお名前をちょうだいしたいと申します。

参加者（S1）

徳島市のS1と申します。

ファシリテータ

徳島市のS1さん、はい。

参加者（S1）

徳島市のS1と申します。

森林整備のことが随分話題になっておりますが、今また環境の問題、例えば徳島市の上水道、これは第十堰のところでは取水しております。それで94%、11万m<sup>3</sup>を毎日消費しております。ところが現在、この地下水49、伏流水23、それから表流水が21で、これが近い将来に70%になるであろうという策定を市がしております。それで、これも環境の中で地球温度の上昇、過去100年間で地球全体が0.7度、それから日本は1度上昇しておるといいますが、まだまだこれから上昇すると思うんですが、環境の中にそういう問題も含むものかどうか、国交省さんのご意見を承りたいと思います。以上です。

ファシリテータ

わかりました。ありがとうございました。

1点だけ、よろしいでしょうかね。

河川管理者

徳島河川国道事務所長の佐々木です。

地球温暖化の問題をこの整備計画の中でどう取り組んでいるのかというご質問かと思えます。実際のところ、地球温暖化が進んでいくというふうに言われておりますけれども、何十年後にどの程度上がっていて、それが実際の降雨だとかにどのような影響が出るかというところまできちっと把握されていない現状でありますので、今現在のところは、これまでの気象状況が延長されるものという前提の中でシミュレーションし、必要な対策を講じるということを素案として提示しているのが現状でございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

今、時間が4時10分になりました。ちょっとずつ押してきまして、10分間、ちょっと延長してしまいました。これから10分間、休憩に入りたいと思いますが、1つお願いがあり

まして、10分ずつ押してきましたので、一応当初の予定どおり、この休憩後、ダム、それから維持管理の話をして10分間とりたいと思います。それから、その他を40分間とりたいと思います。

進行役から1つお願いがございまして、実は先ほど治水の中で、カードを読み上げていて、皆さんからの今のような補足の質問時間をとることが、これは私の責任でできませんでした。お願いがありまして、休憩後、最初にもうちょっと、こういったご質問かの補足説明の方を5分から10分程度、治水のカードを書かれた方はいただきたいと思います。したがって、それはぜひご了承いただきたいと思いますが、10分間の休憩をとった後、既に終わった分ですが、治水のカードを出していただいて、治水の補足説明、こういったさっきご意見ありましたが、それをいただいてから、ダム、それから維持管理、そしてその他ということをやりたいと思います。

今、4時10分でございますが、4時20分から始めさせていただきます、少し5時を超えます。5時15分か20分になりますけど、ご了承いただきたいと思います。では、10分間休憩に入ります。

〔午後 4時11分 休憩〕

〔午後 4時21分 再開〕

ファシリテータ

それでは、皆さん、再開をしたいと思います。

今、休憩後でございますが、こちらの方は先ほど一番最初に扱いました治水の問題でございます。こちらは進行役の勝手かと思いますが、一応こういったカードがありながら皆さんの意見をお聞きすることがなかったので、まずこちらの方で、皆さんからこういった質問、テーマがあるかというのを、ちょっと時間を最初にとりたいと思います。5分から10分ぐらいとらせていただいて、それから、あと残っている問題の方、維持管理とダムが10分程度、それから残りのその他に40分とりたいと思います。

一応、こちらの方については、もう国の方のコメントはなしということできたいと思います。まず、治水関係ですね。

そしたら、まずこちらの方で、もう少しこの黄色いカードの背景について、ぜひコメントをいただきたいと思います。どうぞお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

参加者（C1）

徳島市のC1です。

国の方のコメントはなしということなので、ちょっとそれは不満なんです。本当は今までも、やはり国とのやりとりの中で、住民の意見というのは煮詰まった建設的な意見になっていく。で、国自体の考え方も発展していく。こういうのが本当に意見を聴く会の趣旨じゃないですか。ですから、これはぜひともですね、権限とおっしゃったので、次回以降はぜひそういうスタイルを変えてもらいたいと思うんですね。

その上で申し上げますが、私は総合治水の中で、超過洪水対策をぜひ入れてほしいということを行いました。これはもう前回からいろんな意見が出てます。安全度が、吉野川前は150分の1だったのが30分の1というのは、これは危険になったのではないかというふうな意見が随分出てました。これは半分は誤解、半分は当たっている面があって、これは実はその安全の基準が変わったのだということ、やっぱり明確に出してもらいたいんです。というのは、従来の安全の考え方というのは、川の中にどれだけたくさんの洪水を流すかと、それがベースだったと思うんです。今はそうではなくて、仮に想定外の、計画以上の洪水が出た場合であっても被害を最小限に抑える、こういうふうに安全の基準が変わったと思うんですね。そういうことからすると、大事なのは計画以上の洪水が来たときにどうやって被害を減らすのか、こういう手だてを、整備計画の中でさらに力を入れて検討すべきだと思うんです。

先ほど、河川管理者の方は、これは河川整備計画という範疇から超えるというふうなことをおっしゃった。けれども、もしそれが超えるのであれば、それ以外に対して積極的に提言をして、積極的に他部門、ほかの関係者の方を巻き込んでですね、そういうことをしていく義務があるのではないかというふうに思います。

これは同じように、森林に対してもそういうことが言えるわけであって、先ほどのお答えの中で、河川整備計画の対象から外れるからというふうな形で限定づけをされました。けれども、今、森林の問題というのはこれだけたくさんの方から意見が出ているように、現在の災害の大きな要素になってきている。こういうことから考えると、これはぜひとも整備計画の中で、具体的にこういう形ですれば森林問題というのは河川の安全向上のために解決していくのではないかというふうな、継続的な検討機関の設置をお願いしたい。

今現在、すぐに結論が出なくてもそれは構いません。けれども、その重要性を河川管理者としての立場で提言して、広く設置するような検討にすぐに着手してほしいというふうに思います。（拍手）

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

ちょっとこちらの方から、ちょっと順番に。どうぞ。

マイクを。おところとお名前をちょうだいします。

参加者（B1）

たびたび発言いたしまして申しわけございません。大分、皆さん、もう怒ってお帰りになった方がたくさんおまして人数も減ってしまいましたけれども、私から一言だけ申し上げます。

北島町のB1です。先ほどから2回も申し上げておりますので。

今回、新しく国交大臣になられました冬柴さんが、本日の日経新聞の記者会見で次のようなことを述べております。読み上げます。私は感銘を受けましたので。

記者がですね、小泉政権で行き過ぎた公共事業の削減路線を継承するのかというふうに質問したことに對しまして、冬柴新大臣は次のように答えております。「巨額の国債残高を子や孫に持ち越さないためには小泉政権の流れをとめてはならない。ただ、国民が安全、安心と思えるインフラを隅から隅まで整備することは国土交通省の責任だ。予算は限られており、いろいろな知恵が必要とされる」とおっしゃっております。まさに私はこのとおりだというふうに思うのであります。

国交省の皆さん方が、今日も大勢の方がお見えになっておりますが、河川整備のいわゆる専門家といたしまして、これからは強力なリーダーシップを発揮されまして、まさに責任者は国交省なんですから、そのことを十分にご認識いただいて、しっかりと当計画を進めていただきたい。こういうふうに私は強く思うのであります。

ところが残念ながら、今朝も申し上げましたけれども、今のこのやり方を拝見いたしますと、どうもその辺が非常に不安である。というのは、この大臣がおっしゃるようにインフラ、このインフラということと、あるいはそれをベースとするいわゆる上積みソフト面と申しますか、インフラをハードとするとソフト面のものが何もかもがごっちゃになって、甚だしきは入り口論までどうのこうのと。私は入り口はどうでもいいと思うんです。出口を間違えたらとんでもないことになるんです、要するに。一番大事なものは出口なんですから、その出口をどこへ持っていこうとするのかですね、本当に私は、国交省の方々は責任感を持って我々を今後ともリードしていただきたい、これをあえてお願いをする次第であります。

以上であります。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。意見をいただきました。

どうぞ、ちょっとこちらの方から。すみません、ちょっとお待ちくださいませ。

どうぞ。おところとお名前をちょうだいします。

参加者（N1）

徳島市のN1です。

私は先ほど、上流の堤防締め切りが下流の堤防に悪さというか負担を及ぼさないかというように言ったんですが、実はこれの計画では、上流の治水対策は堤防整備といえますかね、締め切りが中心になっておるわけです。

今までは上流は下流の遊水池としての機能があるというようなことで認識されておったわけなんですけど、実は一昨年の出水、10号ですかね、そのときに実際、下流の上板町とか石井町、鴨島とか、そういったところの堤防では実際に漏水が起きまして、水防団による活動が行われたと。それは現に遊水池機能を持った時点の話なんですね。それで、現在は上流を締め切ることによって、ますます下流の堤防に負担がかかるのではないかと、そういったことを含めて、治水はこういった河川整備計画をつくろうがつくるまいが、現実に出水になれば、今日にでも明日にでもそういった漏水の対策が現実に必要なわけなので、そういったことを中心に、治水対策についてですね、十分に配慮してやってほしいというようなことでお願いしたいと思います。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

もうお一方、後ろの方から出ておられました、お願いいたします。

参加者（X1）

徳島のX1といいます。

先ほどから治山・治水で、治水については山を大事にせえというお話が大分熱く論じられておるようでございますが、私の長年の山で生活した経験によりますと、決して山にはダムは、緑のダムはありません。必ず50mm降ったら45mmは流下します。時間雨量50mmといえますと、徳島ではたびたび起こっておりますが、全山で年間3000mm、4000mmというような山林を抱えておる者にとりまして、山はいかに手入れしてもやはり洪水は起こります。

したがって、山に何ぼ金を入れても、例えば間伐、除伐を強化しましても、森林の林業



振興にはなりません、決して治水にはならないと思います。

以上です。

ファシリテータ

ありがとうございました。

もうお一方、出ております。何回もですが、すみませんが、もう一度。

参加者（E1）

徳島のE1と申します。

今、X1さんが言われましたように、実は私も山に生まれ、山に育っているんですよ。そういう関係でね、皆さん、すぐその緑のダムとか、いわゆる山のことを非常に高くね、治水・利水に買っておられますけれども、実はそんなに効果がないんですよ。まあゼロとは言いませんよ、幾らかはありますけれども、それが大きな治水効果を発揮するような錯覚をお持ちになっているのではないかというふうに思っております。

山に生まれ山に育っている者はね、みんなそう言っているんですよ。なぜだろうと、そんなに効果あるかなと。昔はもっともっと緑深い山がいっぱいあったと。だけどそのときだって大洪水が来て大変な被害が出ていたんですよ。過去の歴史を知れば知るほど、山の森林効果が、さっき本当に言いましたようにゼロとは申し上げませんよ、少しはありますけれども、治水効果はないということをはっきり、山における人間として申し上げておきたいと思います。

それで本題なんです、実は平成16年10月20日に23号台風がありまして、そのときに洪水というか冠水したわけなんです、その圏内に田中という集落がありまして、片一方は西地なんです。そこにね、幅50m弱の農業用水があったわけですよ。この堰が切れるのを、私は実は観察をしておったわけでございます。

まず初めに堰の右側が決壊しまして、それが終わりますと今度は左側が決壊しました。そうして最後に堰の3分の1が崩壊しまして、その崩壊したところがどんどんこう掘れて用水のようになりまして、そのおかげで水がそこをずっと流れていきますから、水位がどっと引いたんですが、実はこれは、あの堰は両側が山ですから、多少えぐられてもそれで人家に水が流れ込んでいくという地形でなかったものですから、実は被害がなかったわけですよ。

それで私はその前に、もう本当に堰、堤防の上からね、水が田中の在所の方へ流れていく寸前だったんです。もうちょっとしたらこの田中に流れ込むなと思っておったんですが、

今言う、堰が切れたものですから、田中の方へ行かずに川を流れていったわけですが、私はそのとき思ったのは、これは初めからそういうふうに、大洪水のときは堰が切れるように設計されているのかなという、私1人の錯覚かもしれませんが、思ったわけでございます。

本来は、実はね、これは小さい川の堰なんですけど、堰が切れる原理というのは大きい川であっても同じだと思います。そういう意味で、私が今日申し上げたいのは、吉野川にもいろんな堰がいっぱいありますが、その堰についてもこういうような崩れ方をするのではないかと。大洪水が来た場合にはね。それでして、国土交通省さんはどういう対策をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

ファシリテータ

堰についての調査とか、壊れ方がありました。

ちょっと今日は、どうですかね、今コメント何かありましたら手短かに。

すみませんね、急に振りましたが。

河川管理者

幾つか出ましたけれども、いろいろ治水の面につきましては、またお互いに意見を確認しながらでなければ、なかなか同じ認識というのは難しい部分もあると思いますけれども。総合治水と申しますか超過洪水対策の話も出ました。

安全度の基準の話もありまして、安全度の基準、これは本川150分の1とかという話がありますけれども、それが今回、整備計画では30分の1程度だと。そんなことがあって変わったのではないかとということでございますが、あくまでも基本方針の中での整備計画というふうに私は思っております、最終目標に向かっていく途中段階の計画、途中段階までの計画という、いわゆる30年ですね、全体が100年かかるか80年かかるかというのは今後検討しないとわかりませんが、その中のまず30年の計画を示しているということでございますので、安全率の基準を変えたという認識は私は持ってございません。

それと、超過洪水対策につきましても、ソフトとハードということになってこようと思っておりますけれども、ハード対策につきましては、今日ご説明しましたように、堤防、河床掘削、あるいは樹木の伐採、そういったもの、それからあと超過洪水対策については、やはり自治体等とも連携しながら、ハザードマップであるとか、そういったソフト的な対策ですね、情報の提供とか、そういった部分も整備計画の中には書いているつもりでございます。

して、あとと言われました超過洪水対策、またほかにもあるかも知れませんが、それはそれでまたご意見として出していただければと思います。

それから、大臣の話に関する部分につきましては、ちょっとここではコメントを控えさせていただきます。いずれにしても責任を持ってやれということですので、それはおっしゃるとおりでございます。

それから、上流の方の締め切りによって下流堤防に負担がふえるのではないかとということでございまして、今の全体の堤防計画につきましては、上流は当然、締め切ることは今後締め切っていくことですので、計画の中に織り込み済みでございまして、その締め切ることによって下流に負担がかからないような計画というふうになっているつもりでございます。

それと、あとは山の話が出ましたけれども、これは先ほどの環境とかいろんな面でも、森林の機能といった部分については先ほどコメントを差し上げたところでございますので、ここでは控えさせていただきます。

ファシリテータ

ありがとうございました。

一応、治水の方は追加はこれぐらいにさせていただきます、ダムと維持管理の方へ移りたいと思います。10分程度予定をしております。

一応カードの確認をさせていただきたいと思います。

ファシリテータ

まず、ダムについて2つほどカードが貼られていまして、1つ目が徳島のD1さんとお読みするのでしょうか、「人工林整備による基本流量の削減策について 緑のダム」というふうに書かれています。それから、徳島市のC2さん、「外国ではダムを取り払っていらいますが、日本はまだまだダムをつくっていくのですか？国の今後の方針を知りたいです」ということです。それから、維持管理については6枚のカードがございまして、まず徳島市のV2さん、「地震対策についての質問」ということで「地震による堤防の決壊時の対策について{必要な対策とありますがもっと具体的にお願いします}」。それから、同じく徳島のV2さん、「河川構造物並びに港湾施設の津波対策について」。同じくV2さんで、「地震による液状化現象の対策について」。それから、徳島市のW1さん、「地震対策について。住吉、未広、沖洲地区は高潮をもろにうける。住民の直接訓練はまだされていない。細やかな対策を望む」。それから徳島市のW2さん、「地震対策について、現

在最も力を注いでいる点を教えてほしい!」ということ。それから徳島のY1さん、「上堰の青石ぐみ、下堰の工法など、文化的遺産をもっと尊重し、将来のために残すべき方策を考えてほしい」という、ごめんなさい、これは維持管理ということなのかですけれども、維持管理のところに貼られているカードとして。

以上でございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

ダム関係、維持管理関係ですね、意見の補足がございます方はお願いをしたいと思います。

どうぞお願いいたします。

参加者(D1)

私は。

ファシリテータ

恐れ入ります、もう一度。

参加者(D1)

徳島市のD1です。私は進行について2つほど意見を出してたんですが、それについて、ひょっとして発言できなかつたら困るなと思ってダムのところで書いたんですが、たまたまそれが発言の機会になったというのは非常に皮肉でありまして。

本来はこういう形では発言をしたくなかつたんです。というのは、徳島市は市民の皆さんの税金を使って、ビジョン21委員会に対して、緑のダム計画についての調査、依頼、委託をいたしまして、その結果を受けて、議会としてもそれを尊重するという立場で緑のダム計画というものを徳島市の一つの大きな河川整備計画の柱に打ち立てているわけですが、そのビジョン21は、放置人工林を適正に間伐した場合、林床に広葉樹が速やかに侵入、繁茂して、その浸透能や貯水能が自然林に遜色ないほど向上することが判明したとして、吉野川の今後の治水対策として人工林を適正に間伐を行うことによって、例えば岩津の計画高水量を、今は1万6000m<sup>3</sup>/sですが、これを2025年には1万5000m<sup>3</sup>/s、2035年には1万4000m<sup>3</sup>/sに低減することができるというのがこの骨子であります。

本日もN2さんが先ほどの意見に書いておられましたけれども、原市長はこれを市町意見の会に申し上げたと。で、どうなると思うかという質問に対して、適切にそれは反映されて、意見がちゃんと国交省に反映されるものと思っているというふうにおっしゃったん

ですね。しかし、先ほどのご回答では、山には国有林があり民有林があり、それについては管轄外だと。この岩津での流量がこれだけ減るといことがはっきりわかっていながら、そのことについては何ら触れられないというのが現在の状況であります。

これは、やっぱりこの会の持ち方に問題があるわけでありまして、この素案そのものでも、吉野川の河川整備として直轄管理区間と括弧書きされています。結局、国土交通省が管轄している部分しか議論はできないよということなんですね。しかし、河川整備ということになれば、非常に、この河道だけでなしに流域全体が大きな問題になるわけですから、やはりそういう意見も含めて議論すべきなんですね。それは今までの例もたくさん、他の河川でもあるわけですから、やはりそういうふうな方法をとって、もっと総合的に、そしてその中身もですね、専門家も含めた、住民代表も入れてじっくり議論ができる、そういう場を提供し、かつ、今日のような自由に意見も聞ける、そういう場もつくりながら、粘り強く河川整備計画をつくっていくというのが私は大事な手法だと思うんですね。だから今のやり方は、ぜひ改めていただきたい。

この問題、今私が申し上げた、徳島市の一つの方針になっているような問題でも俎上に議論はされないという状況が、今のやり方では生まれるわけです。それでは真の意味の河川整備計画はつくられない。だから、やっぱりその点については、ぜひ、途中でもいい、もう一度考え直してほしい。これは意見として申し上げておきます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

ほかはございませんでしょうか。

そうしましたら、今の件について、何か管理者の方からコメントがございましたらお受けしたいと思います。ダム関係、維持管理関係ですね。

河川管理者

河川計画課長の館でございます。維持管理の方というよりは、最後にビジョン21の話ですとか、森林の緑のダムの効果という話をされたということで、その点についてちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、緑のダムの効果という話、いろいろ議論はあるとは思いますが、ここは先ほども河川管理者として申し上げたとおり、河川管理者としてはやはり川の中の計画、河川整備計画という中で書かざるを得ないという中で、我々としてもいろいろ、森林の管理者ですとか、そういったところに対してはできる限りの働きかけとかですね、そういっ

たことはしていきたいというふうに考えております。

それから、議論の場ということについても、これはまた後で出てくるのかもしれないですけれども、流域内はいろんな意見がありますので、そういった意見はしっかりと聴いて、それをどのように反映できるかということを考えて今後も進めていきたいと思っておりますので、それにつきましてはさらに、今まとめておりますけれども、いろんな意見を反映した場を返していくという中で、皆さんの意見をしっかりと尊重していきたいというふうに思っております。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

一応、ダム、維持管理関係はこれで切りたいと思います。

最後になります、その他ということですね、ボードが2枚ございます。予定では40分とっております。

ファシリテータ

その他の意見について、ご紹介いたします。

まず、意見反映の方法ということで、ちょっと順番については不同といいますが、整理の都合上ここに貼られているということでご了解いただきたいと思っております。徳島市のP2さん、「これまで出た意見を、どう生かすのか？」というご質問。それから国府のL1さん、「住民意見を聞いてもらった後、聞きっぱなしにならないようにしてほしい。住民意見を聞いたという既成事実だけに利用しないでほしい。」、いわゆるアライバイづくりに使わないでほしいということですね。

それから、早期実現について、「“流域住民の生命と財産を守る”何よりもそのことが大切だし一番に考えなければ(ならない)。議論よりも一日も早い着工を望みます」、今のは徳島市のO2さんです。それから徳島市E1さん、「吉野川整備計画については、吉野川のあるべき姿を、かなり時間をかけて議論をしていますが、最近は異常気象の影響もあり、全国的に今までに例のない、大洪水が発生しており、おおくの被害が出ております。議論も大切であります、流域住民の生命と財産を守るためには、吉野川整備計画に決められている立派な計画を一日も早く、着工し、住民の安心と安全を計られる事が急務かと思われまます」。それから同じくE1さんで、「水害時の交通対策について。この23号台風では、192号線が国府町辺りで冠水したため、192号線の上鮎喰川橋辺りで大混乱となり、特に上鮎喰橋北詰めでは、信号が変わっても、東西南北、どちらも、一台の車も動けず、

整理に来ていた警察もお手上げの状態では信号だけが、空しく作動する状態でありました。また現地で整理する、警察が市内の現時点の冠水により通行止めになっている箇所を全く把握していない状況で聞いても分からず、その場所まで行って初めてわかるという状況でした。特に、災害時における交通対策は人の生死をわける重大な問題でありますので、その対策をお聞きしたいと思います」。これは早期実現というのは、災害時の交通安全対策についてというご意見です。それから徳島市のT1さん、「前回の意見を聴く会において、国交省からの回答は十分と言えなかったが、ファシリテータは質問者が納得いく回答を得るまで責任があるのではないのでしょうか」、これは会の進行についてということですね。それから「吉野川整備計画の早期着工を。大洪水が明日にも来るかもわかりません。議論よりも早く着工を・・・」というのは徳島市のO2さんです。

次に、会場の設営ということで、「会場の設定は一般の人がわかりやすい場所を設定してほしい。参加したくてもわからなかったら出席しづらい」というのが国府町のL1さんです。

それから、会の議論についてたくさんの意見をいただいています。徳島のY1さん、「意見を公表しても、どの意見がどこに反映されているのか、意見の保障をしてほしい」。徳島市のF2さん、「意見聴取が広く浅すぎて、専門的な深まりまで至らない。テーマごとに学識経験者も混じえて、意見交換や議論をすべき。また、さまざまな団体の意見を言う場になじまず、別の機会が必要」。徳島市のW1さん、「ディスカッション方式の会にすることがよい。何事も公平にというのであれば、住民の意見が十分に出せることが重要である」。徳島市のR2さん、「環境とか治水とかというようにテーマごとに意見交換の場を設置してほしい」。徳島市のC1さん、「吉野川に関係する市民団体や学者を交じえた議論の場を作ってほしい」。徳島市のX2さん、「意見を検討し、計画素案を修正されると思いますが、再度、示された上での議論の場を設けられますか」。徳島市のR2さん、「ききおくだけの会ではなく、意見交換のできる会にしてほしい。そこででた意見は十分に尊重してほしい」。徳島市のH2さん、「活発な議論の場所、機会が少ない。これでは充分、住民の意見を取り入れないのではないか」。徳島市のK2さん、「意見をもっと多くの人（ここに来れない）に聞くために、小さい地区で数多くの分科会方式の会を持つべき!」。徳島市のY1さん、「これまでは国交省の一方通行でまったく議論という形にはなっていない。相方向でやりとり出来る時間を十分とってほしい」。それから徳島市のC1さん、「建設的な議論をおこなうためテーマ毎に、質疑応答、議論する場が必要」。

徳島のY1さん、「地域住民、関係機関との連携協働がいられているのなら、市民団体との情報交換、話し合いなどの機会をつくるべきだ」。徳島市のN2さん、「『質問と答弁』『意見を聞きおだけ』でなく、大切なポイントは、しっかりと時間を確保して、議論をする場にしてほしい。」。「前回、国が回答していない点を積み残しにせず、質疑応答を保障した進行をしてほしい」、徳島市のC1さん。吉野川市のJ1さん、「会のあり方について:テーマ別に深く議論できる場の設定が必要で、案の採用決定の場に住民参加が必要」。徳島市のC1さん、「住民意見採用の段階で住民参加のしくみを持つべき」。それから末広のG1さん、「今後20~30年程度の、これからの「吉野川」のあり方について、話し合うのがこの意見聴取の会では。時間が少ないのでは」ということ。それから徳島市のM2さん、「住民参加の時代、意見聴取だけで終わらないシステムをつくるべきだ。議論、提案しあうことができること、ともに理解、行動を高めていく制度、仕組みをつくるべきだ」。藍住町のI2さん、「各種意見聴取会の意見の取り扱い(反映)については、検討するまで住民が参加できるようにする」。それから吉野川市のJ1さん、「会のあり方について:意見を聞く会等だけを公開にするのではなく、計画に反映させるかどうかを検討し、意思決定する場こそ公開にしてほしい」。徳島市F2さん、「意見に対する答えがでても反論する機会がない」のではないかということ。それから徳島のD1さん、「整備計画を作るための会のもち方について、今のやり方は住民参加とはいえない」。

それから、コモンズについても意見をいただいています。「コモンズの立場をもっと明らかにして下さい。そして、住民の意見を整備計画にとり入れて下さい」というのが鳴門市のT2さん。それから徳島市のA1さん、「コモンズの実体が、立場が良く理解できません。そもそも喜多さん、澤田さんの本職は何ですか?その立場が大きく影響を与えると思うのですが、ぜひ教えて下さい」。それから徳島市のA2さん、「コモンズはファシリテータの中立性を、住民の意見をそのまま国交省へ、また国交省の回答を、ファシリテータは代弁しない」。それから徳島市のS2さん、「コモンズは合意形成についてどう考えているのか?この会はギロンしないので(聴くだけなので)意見がない」。

それから、グラウンド・ルールについて、徳島市のC1さん、「グラウンド・ルールは、現状では住民意見を反映できるしくみとは言い難い。改善を要する」。それから徳島市のS2さん、「もっと住民が参加しやすいように、分野別の会をひらいてほしい。例えば『河口干潟について』というような。環境面が弱すぎるので」。徳島市のK2さん、「各NPO等からの団体からのまとめた意見はどう扱われますか?アンケート集約の後(う



しろ)に、多くの方がいます」。

次に、長期的な視点についてということで、徳島市のK2さん、「川の価値 川はくらしの恵みの源。社会資本としての価値をもっと見直し、将来にわたって保障されることを求めたい」。それから鳴門市のT2さん、「今後30年、100年後も、おいしい魚が食べていける漁獲高を確保できるように、食物連鎖がくずれないように、もう1度具体的な調査、計画づくりをして下さい」。徳島のD1さん、「河道主義でなく、流域全体を視野に入れるべき」。これはお名前が書かれていないんですが、「国交省に一言。ゆたかな恵みを未来へ」ということです。

それから、連携について、市町村との連携。「市町村との連携で行うソフト対策についてお聞きしたい」、徳島市のH1さん。藍住町のI2さん、「自然保護、環境保護等、吉野川流域で活動する団体から、意見を聴き反映する場を設ける」、これは市町村ではなくて市民団体ということですね。

それから、他省庁ということで徳島市のV1さん、「縦割の行政を是正し、国交省と農水省が連絡を取り合うようにして欲しい」。徳島市のX2さん、「山(森林)、川、海(水産業)との循環について、農水省との連携を考えていますか?」。それから徳島市のZ1さん、「整備計画の内容では、対象が(吉野川に関して)池田ダムから河口までの流域と、上流のダムだけだが、治山に関しては、国交省だけでは、不可能と思う。関係省庁との連絡はないのか」というご意見です。

それから、進行について、北島町のB1さん、「上中下流域での第1回目、意見を聴く会が終った。各種の意見が出たと思うが、その内容は想定内のものが多かったはず。想定内率はどの程度か」、想定内の質問がどの程度あったかというご質問です。それから徳島市のF2さん、「意見聴取について、前回も会場で意見をのべたが2点に限定された。今回も数は5点だが相互に意見を論じられず、やり方そのものに限界がある。中立性、透明性といいながら、回数を決めるのも、聴取の方法を決めるのも国交省でファシリテータではない。不公正である」。徳島市大原町のF2さん、同じ方ですね、「環境より治水という意見があったが納得がいかない。環境と治水について、まず、十分な意見交換を計るべき」。同じくF2さんで、「そもそも抜本的な第十の情報なしに、上流の整備の話はできない。今まで十分な時間があってもかかわらず調査もせず、先送りするのは納得できない。安全性について担保してから上流整備の議論をはじめべき」。同じくF2さん、「前回も言ったが、学識経験者との意見交換もできず、反論があっても、直接議論ができ

ない。相互交流が極めて不徹底で、納得がいくまで議論しないままでは合意形成は難しい」、これは会の進め方ということですね。それから徳島市のX2さん、「出された意見は、だれが？どこで？議論され（検討）、どう活かされるか？」、これは意見反映ということですね。それから東みよし町のM1さん、「意見を聴く会で意見の表明方法（シートによる）を変更したことを事前に早く教えてほしかった」ということです。その他のご意見ということで、お名前は書かれてませんが、「今回の集会の結果をふまえ、更に『集会』の必要があるかどうかの判断と、その公開はどのようにされるのですか」。徳島市のH2さん、「この規模の集会で国交省のスタッフの多さに驚いています。住民の感覚では考えられない」と。

それから、住民参加について、徳島市のR1さん、「堤防を工事するのに、ここを工事する、以上、というのでなく、複数案を示して、住民も参加できるようにしてほしい。住民も参加したい」ということです。それから、「川とのふれあいの場を、住民参加によってもっとふやしてほしい」「今後の住民参加による整備計画づくりをどう進めていくのか」、徳島市のB2さん。それから八万町のL2さん、「計画を立てても、変更可能という基本方針を常に持って欲しい。（意見交換の出来る機会を持ち採用してほしい）」。

それから、学識者会議について、徳島市のX2さん、「学識者（専門家）の会議（場）に、傍聴者との質疑の場を設けるべし、と思うがいかがか？」。吉野川市のJ1さん、「学識者の中に森林水文学の専門家が一名入っていますが、森林水文学においては種々の説があるところであり、複数の専門家をに入れて議論していただきたい」。徳島市のA2さん、「学識者会議へ意見等（住民から言う）時間を」とってほしいということですね。

それから、計画時間などということで、徳島のV2さん、「9月29日、徳島新聞で吉野川の堤防は60%が漏水、決壊の恐れありと出ていました。国交省は強度不足36%の都市部を重点改善とありましたが、吉野川整備計画の早期着工を先行して下さるものと信じております。私は大好きな吉野川へひっこして来たばかりです」。それから八万町のL2さん、「工事責任者（局長、部長、課長）等がその工事に携わる期間が短いのでは。充分責任とれる期間いてほしい」と、これは異動、転勤についてのご意見ですね。それから八万町のL2さん、「計画が出来上がる前に長い時間を費して欲しい。現場に立ち、その土地に暮らす人に、環境を問うてほしい」。徳島市のY2さん、「吉野川整備計画の早期着工をお願いします」。それから阿南市のZ2さん、「吉野川整備計画の早期着工をお願いします」。

それから、ビジョン21、先ほども出ていました。徳島市のS2さん、「徳島市が税金を

つかってつくったビジョン21委員会の研究成果はどのように素案に反映されているのですか」。徳島市のM2さん、「徳島市からも助成をだし、住民も資金をだしあって作成したビジョン21委員会の報告書を検討の素材に載せるべきだ。無視するのは、行政の役割責任に問題がある」という。

以上が、皆さん方からいただいたカードのご紹介です。

ファシリテータ

ありがとうございました。

私の方から、このその他へ来るまでに、このその他に入るようなご意見があったのをご紹介いたします。

大きく2つあって、この左の方は、今日の進め方についてのカードでございます。例えば「時間の制限をかける」とか、「素案の議論を進めるべき」だとかいうことで、これはちょっと割愛をさせていただきます。この今日の進め方に関してでございます。

ここからこっちについてはですね、その進め方についてのご意見がありまして、これを読ませていただきます。「共通意見をまとめる」、それから「見おとしのない議論が必要」、「時間制限せず進めてほしい」、「会のあり方の話し合い、住民参加の基本」、「入り口が大事、出口が変わる」、それから「日を改めて会のあり方の議論を」、それから「コモンズと会についての議論の場を」、それから「整備計画のあり方を議論する場」ということでございます。

まず、このその他につきまして、補足される方、挙手でお願いをしたいと思います。

どうぞお願いいたします。どうぞ。

参加者（F2）

今日もたくさん意見が出たんですけども、これを合意形成するというのであれば、違う意見、会場内の全く違う意見、会場内相互の意見の論議もあってしかるべきだと思うんですが、ただいろんな意見を申し述べるだけ、しかも何点かに絞られて国交省に渡すだけ、そして返事は国交省からというだけでは、これはもう合意形成が不可能な場としか私は言いようがないと思います。根本的にこのやり方を改めるべきと感じます。

そして、環境についてもいろんな意見があって、環境のときに挙手ができなかったんですけども、その後で治水についての話が出たときに、安全についてぜひ責任を国交省は持ってやっていただきたいのだという話がありましたけれども、それももちろんですけども、私は環境についても国交省については責任を持ってやっていただきたい。将来の遺

伝子資源を預かる河川ですから、それを絶滅させてしまっていて取り返してくださいということについては、責任が国交省さんは持っていただけません。これについては私たちの責任だと思っているので、環境についても責任を持っていただきたいということを申し添えたいと思います。（拍手）

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

どうぞ。

参加者（J1）

吉野川市のJ1と申します。自分が書いたカードと違うところで、ちょっと意見を言いたいので言わせてください。

早期実現ということで、あしたにも大洪水が来るかもしれないので早く進めてほしいという意見が幾つかあったので、それについてなんですけれども、実はこの今つくっている整備計画は30年間のをやるということで、何に基づいているかということ、97年の河川法の改正があって、その中で、新しい環境の視点と住民参加の視点を取り入れて新しい計画を今つくっているのだと私は理解しています。それで、これができるまでは吉野川の治水の工事が何もかもストップしてしまっているかのように多分錯覚されて、早期実現を書かれている方がその中にいらっしゃると思うんですけれども、今も実は工事実施基本計画に基づいて、治水のための工事は着々と去年予算がついて行われておりますので、今つくっているその30年の大事な計画は、本当に議論に議論を重ねて、真の住民参加で実現していただきたいと思います。（拍手）

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

参加者（E1）

意見。

ファシリテータ

どうぞ。

参加者（E1）

徳島のE1と申します。

ただいま、早期着工が間違っているかのごとき発言があったわけですが、どこかの堰を直すにしても堤防を直すにしても、10年という最低の歳月がかかるわけですよ。そ

れを、今日すぐ着工して、あしたできるものは何もありません。ですから、10年、20年、30年かかるものであったにしても、それができるだけ早く着工すると、それが早く完成するわけです。ですから、私たちは、30年かかることだから30年後に着工していいというような話にはならんわけです。

それともう1つ、あなたは明日の命がわかりますか。交通事故にしても水害にしても、災害にしても、明日の命がわかりますか。私はわかりません。いつ災害が来るかもしれません。そうした災害に備えるのが国土交通省の仕事です。もちろん、これは川の問題だけではありません。すべての問題について、国は国民の命と財産を保障しなければならないわけでありますので。

何か先ほどの質問者は大きな錯覚をしております。もし、あなたがあしたの命がわかるのなら教えてください。私はわかりません。（拍手）

次に申し上げます。もう一つ話があるわけですけども。

ファシリテータ

ちょっとお待ちくださいませ。ちょっと皆さん。

参加者（E1）

時間の制限ありますか。

ファシリテータ

いえ、ありません。それはありませんが、ちょっと一回お待ちください。

参加者（E1）

それでは、休みまして。重要なことですから。

ファシリテータ

ちょっと一回、皆さん、青いカードを見てください。これは私どもコモンズのお願いでございます。進行のルールというのを実はお願いをしています。

特にこういった川の話、環境の話については、実は意見の違いがあって当たり前でございます。5つのお願いがございますが、3つ目、ちょっと読み上げてみたいと思います。

「3. 他の参加者の意見を尊重し、よく聞きましょう。自分の意見と違っていても、否定しないことが大切です」。これは、意見が違っても否定をしない、まず聞こうという立場の、この会の運営をお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

参加者（A1）

はい。

ファシリテータ

ちょっと今、続きですのでお待ちくださいませ。

どうぞ、今の方。続きがありまして、ちょっと私が遮りましたので。申しわけございません。

参加者（E1）

水害時、いわゆる災害時の交通の問題というのは、体験した者でないとこれはわからないと思うんですよ。

実はこの16年の23号台風のときの状況なんですけど、鮎喰橋北詰に行きまして、実はあそここの交差点で、普通、交差点というのはあいているんですけど、交差点も全然あいてないんですね。私はよく車がかみ合うと言うんですけど、かみ合う状態になってしまうと、信号だけが青になり赤になりして全然動けないんですね。お巡りさんも5人ぐらい来ているんですけど、実はどうしようもないんです。これを解決するのはクレーンかヘリコプターか何かを持ってきて、つってのけてしまわんとしようがないぐらい込んでしまうんですね。ですから、私はあそこで3時間ぐらいじいっとしとったら、1台動くようになったんですよ。動けるようになったのが3時間後ぐらいになりまして、それでも、それがやっと南に1台、東に1台しか抜けられないんですよ。あれはあれで大した水位も上がってきませんし、緊迫感もなかったようですが、あれがもし大洪水であるとか大きな地震であったりしたら、これは本当にパニックですよ。ですから、そういう災害時の交通の対策というか処理の仕方というのは、非常に私は人の生死を分けるのではないかと、あのとき実感しましたんで。

まあ、このことについて先ほど読み上げていただきましたけれども、これは警察の仕事か国土交通省の仕事がよくわかりませんが、いずれにしても人の命を守るためには十分な対策をとっていただきたいと、このように思います。

以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

参加者（A1）

はい。

ファシリテータ

ちょっとお待ちくださいね。先にこちらの方が挙げられてましたので、先に。どうぞ。

参加者（J1）

すみません、私の表現力がなかったのです。

ファシリテータ

もう一度、おところとお名前をお願いいたします。

参加者（J1）

先ほど整備計画の早期発言について意見を言いました、吉野川市のJ1です。自分の言い方がちょっと上手でなくて誤解を与えてしまいましたので、すみません、この場でおわびさせていただきます。

私は計画が遅くできてもいいとか、治水のことを軽んじて、人の命とか財産を軽んじた発言をしたのではなくて、早くいい計画をつくってほしいというのは先ほどの方と全く同じです。その作り方の過程をきちんと議論してほしいということで。議論している間、計画が全く進んでないと誤解されては困るので、その議論している間にも、今でも吉野川の治水の計画は、前の計画があって、それに基づいて着々とされているので、一日も早くということをお願いしますけれども、そここのところは担保した上でしっかり議論を深めてほしいという意味でしたので。

同じ気持ちだと思いますので、誤解をさせてしまいましてどうも申しわけありませんでした。（拍手）

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

どうぞ、先にこちらの方から。マイクをお願いいたします。おところとお名前をお願いいたします。

参加者（A1）

徳島市のA1です。

緊急性を要するものとか、コストが非常にかかるものとか、年数がかかるものとか、もういろいろ出てますよね、これ。で、一体僕はコモンズはどうしたいのかとお聞きしたいんですよ。

これを1つずつつぶしていくのであれば、それこそ分科会をつくって、週に1回でも半年とか1年ペースでやって、やるべきようなものですよ。今後この会、本当にどうされるんですか。これでもうおしまいですと言われたら、また本当に茶番の会になってしまうんで

すね。今日は一体何だったんだろう、何かこういう項目を出しただけで終わったような気がします。

国交省の方にぜひお聞きしたいのは、今日、一体どういうメリットを感じられましたか、この会。3時間、4時間ですか、やりましたよね。それで検討します、聴きおきますという返事が何度かありましたけれども、本当にそれが実現されるのかどうか。僕らは結果が欲しいんですよ。プロセスはどうだっていいんですよ。ここでけんかしようが仲よくしようが、癒着しようが結構です。本当に望むようないい町づくりができるんだったら結構です。そういうふうに本当にできるのかどうか。

この4時間、議論をこれだけの人数がしたにもかかわらず、多分、ぼうっと聞いている人が半数以上ですよ、そちらでも。こっちのコモンズの人なんか眠ってましたからね。

ですからぜひ、本当に実のある会にさせていただきたい。そうしないと全然意味ないです。以上です。（拍手）

ファシリテータ

どうぞ。

おところとお名前をちょうだいしたいと思います。

参加者（S1）

徳島市のS1と申します。

国交省さんには誠に酷なお話かと思いますが、現在の姿を見ておる限り、国土保全には全然機能してないと思います。明治29年、30年に施行になりましたこの河川法におきましては、国を挙げての治水、砂防、こういうことをやっておりました。ところが現在は、山は農水、川は建設、この縦割りでは到底物事は成り立ちません。

平成13年11月1日に日本学術会議が農水省に答申したもので、この山の公益的価値、これを代替法で計算した場合には67兆7800億円ある。ところが、その内訳を見ますと、この41.7%が土砂の崩壊防止に役立っており、それから21%が水質保全に役立っており。結局、63.3%がこの森林関係にあるわけです。

私は、誠に突拍子もないことを申し上げますが、国交省という中から交通部門は経済部門に移して、農水と、それと現在のこの従来の建設省、これを一体化したものに限り縦割り行政でいくと、従来のように、いつが来ましても物事は成功せんと思います。その点、突拍子もないお話をしました。

それともう1点、「イワツ」という地名で一般に言われておりますが、全国地名辞典36



号では「イワツ」となっています。岩津村、それから西川田村、それから川田村、川田町、山川町という、こういう変遷で、「ツ」という名前で出ておりますが、これは「ツ」が正解なんでしょうか、あるいは「ヅ」が正解なんでしょうか。これは国交省の皆さんにお尋ねをいたします。

以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょうか。

参加者（A3）

はい。

ファシリテータ

どうぞ。

参加者（A3）

徳島市のA3と申します。いやもう、これで7回目、手を挙げたんやけんとな、なぜか見送られてしもうた。

私ね、最近、もう恐ろしいなってきたんですわ。なぜかと言うと、こんな水洗便所がな、この五、六年で10倍になっているんですわ。ほんでしまい何百倍もなって、全部水洗便所になるんですわ。それが皆、吉野川へ流れてくるんですわ。あそこ、可動堰でせきとめてしもうたらどないなるんで。な。そんな水飲んだらおまえ、何したら皆おまえ、徳島市民は皆殺されてしまいます。可動堰は絶対つくらんように。水洗便所のことも十分な、考えにはめといてくれ。

以上ですわ。

ファシリテータ

ありがとうございます。

その前の方、どうぞお願いします。

参加者（S2）

徳島市のS2と申します。

グラウンド・ルールのことで、コモンズさんは国交省さんと契約を結ばれているんですけども、では住民とコモンズの間関係というんですかね、これがやっぱりちゃんとしてないと思います。ファシリテータ、中立であるということは、国交省に対して中立とい

うならば、やっぱり住民に対しても中立でなければならんのではないかと思います。

私もここに今意見をちょっと書かせてもらったんですけども、今こう、いっぱい意見が出てます。今、例えば利水に興味のある人、治水に興味のある人、環境に興味のある人、それが今はごっちゃで一緒くたなんですよね。ファシリテータの人で交通整理が全然できてないと思うんです。だから今、治水に特化したような会議、利水に特化したような会議、やはり出てきた意見に対してどうするのかということ。ただみんなから意見を集めましたというんで、このまま終わってしまうんでないかという、この不安。

この間、澤田さんですよ。

ファシリテータ

澤田です。

参加者（S2）

澤田さんね、この間、徳大で「対立を超えて」という講演会があって、私ちょっと聞かせてもらったんですけども、そのときに澤田さんは、合意形成について若い学者の方々の前で話をされてました。まずはいろんな意見を聴くんだと、それでその中からエッセンスを取り出して、それについてみんなで意見を、それにかかわる人を全員集めて、漏れないように全員集めて、それで話をしてその問題をちゃんと解決していくんだと、合意形成をしていくんだと、それが大切だとおっしゃってました。それで私は、あっ澤田さんってすごいなあと思ったんですよ。ところが現実には、これはあかんと思います、今の状態でもちゃんとやってくれると思うてるので。この後どうなるか、ちょっと聞きたいんです。

これは意見を述べる会なんでね、国交省に対しての意見と思ってたんですけども、くしくも同じ会場だったので。同じ人とは思えないんですよ。

だから、今後のこのコモンズはどうしていくのか。それかもしくは住民、国交省抜きで、ようけ来てくださるのはありがたいんですけど、いつも何か考えますとかしか言わないので。すぐ多分答えれんと思うんですね、立場があって。それだから、住民とまずコモンズで話をするような場を設けるか、もうお考えがあるんだったらこの場でちょっと言ってもらいたいと、そう思うのでよろしくお願いします。

ファシリテータ

わかりました。そこは一括してちょっといきたいと思いますので。

ほかはいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

そうすると、今この黄色いカードと、そしてご発言、追加の分ですね。このご質問の中

には、ちょっと大きくもう一遍振り返りますと、ちょっとこれ、実はカードが、パネルが3つありますけれども、まだ十分整理してありませんけれども、ちょっともう一遍振り返ってみますと、意見の反映がどうか。それから、会場の設定、会の議論。実はこの中には意見の反映のカードも入っております。それから、ちょっとテーマは別ですが、早期実現のお話。それから、コモンズについて。グラウンド・ルールについて。それから、整備計画の考え方。長期的な視点について。連携、進行ですね。住民参加。それから、学識者会議について。ビジョン21のこと。それから計画の時間。これは素案計画の進める手順の話としてもこういったものがございます。

一応、今、コモンズについてと進行について、それから河川管理者の方もありますので、一応まずコモンズについてから、喜多の方からお話しします。

ファシリテータ

コモンズ代表の喜多でございます。

コモンズについては、冒頭にご説明いたしました、一応、「特定非営利活動法人 コモンズについて」というチラシがございますけれども、基本的には公共社会資本整備、あるいは公共空間の整備における市民参加と合意形成の促進を、少しでもお手伝いできればということで設立したNPO法人です。メンバーは、建築ですとか都市計画の専門の人間で、研究者とかで構成されているNPOです。

コモンズのミッションというのは、ですから目指すべきは、やっぱり公共空間はみんなのものなのだから、みんなで考え、みんなでつくる、それでみんなで維持管理をしていくという、そういう仕組みがとても大事で、それを私たちは新しい公共というふうを考えて、コモンズはそれの実現のために少しでもお役に立てればということで設立したNPO法人でございます。

今回のこの吉野川河川整備計画の住民の皆さんの意見を聴く会については、国土交通省から会の進行について協力してもらえないだろうかという依頼を受けて、いろいろとやりとりはございましたけれども、最終的にお引き受けすることになりました。

では、何をお引き受けしたかということなんですが、これは当日の会議の進行ということでございます。ですから、実際にどういうテーマでどういう議論をするべきなのかとか、皆さんが一番関心のおありな、例えば会議の議論の進め方について、分科会方式がいいだろうとか、そういったご意見、非常にたくさんいただいておりますけれども、残念ながら私どもは当日この会の進行ということに今役割が限定されておりますので、何ができるかとい

いますと、今日集まっていたいただいた方々がどのようなご意見をお持ちで、あるいは吉野川に対する思いをお持ちでこの場に集まっていたのかということは可能な限りちゃんと出していただかなければならないということで、今回は人数も多くて、前回時間切れということが反省がありましたので、批判はたくさんいただきましたけれども、とりあえず、まずはカードに書いていただいて、皆さんの持っておられるお考え、お気持ちというのを少し明らかにした、その上で皆さんに補足的にいろいろと意見を聴きながら、まずここに集まっていたいている方が持っておられる意見、考え方、あるいは疑問というものを、すべてこの場にテーブルに乗せたいというのがそれが一つです。

その上で、質問、意見等について、河川管理者がこちらに構えてございますけれども、その間でのコミュニケーション、これは正しいコミュニケーションが成り立たなければいけないと思うので、相互の意思の食い違いとか、意図の食い違い、そういうのに関しては、可能な限り私どもが確認、繰り返しをしながら双方でのコミュニケーションを促進していくという役割なので、コモンズがこの会をどうおさめようと最終的にしているかについては、今日、こういう意見が皆さんからあったということを踏まえて、私どもで可能な限り国の方にも提案をしたいと思えますけど、それはあくまでも提案ということで、皆様方の期待にどれだけこたえられるかというのは何とも申し上げられません。

ただし、この場の進行については、私どもが責任を負っております。そんな中で、今日、冒頭たくさんの批判をいただきました。そういった批判について、ちゃんと反省すべき点は反省しながら、でも、やはり大きな目的として、皆さん方の思い、気持ち、意見、疑問、不安、そういったものをはっきりさせていただくということ、その上で正しいコミュニケーションをとるためにはどういう方法がいいのかについて、今後とも少し考えていきたいと思えますし、この件について、皆さんに意見を賜れる機会というのについてもちょっと検討していきたいと思えますので、またご協力を賜ればと思えます。

そういった位置付けも、この会は基本的にグラウンド・ルールで動いているということですので、グラウンド・ルールについても、私ども、あるいは会を主催する国土交通省の方にもどんどん意見を言っていただいて、この会を運営するのはあくまでもグラウンド・ルール、一方的だという批判もあるかもしれませんが、みんなが集まって話し合いをするのにルールがないというわけにはいきませんので、とりあえずは国が出したルールについて私どもが意見を出して、今あるのが現在のグラウンド・ルールです。それについても意見をいただきながらですね、少しでも民主的な場で皆さんが意見を言い合える、思いを伝

えられるような形になるような進行については心がけていきたいと思いますので、お気づきの点等ございましたら何なりご指摘していただいた上で、私どもなりに考えていきたいと思います。

以上です。

参加者（A1）

はい。コモンズのメンバーになれないですか。参加させてもらっていいですか。

参加者（S2）

参加させてください。

参加者（A1）

そういうことですよ。

参加者（S2）

参加させてください。

参加者（A1）

だってコモンズの運営に文句あるんだったら、自分が入って自分がやりますということですよ。メンバーに入れてください。

参加者（S2）

そうですね。私、コモンズになります。

参加者（A1）

はい。僕も。

参加者（S2）

なります。

ファシリテータ

また、では申し込みについては後日ご連絡を差し上げますので。

ファシリテータ

今の件で1点、私から補足させてください。

コモンズはNPOですから、メンバーに入るかはもちろん自由でございます。コモンズ内部でも、実は非常に厳格な管理というかしております。

実は、私も今進行していますが、言いたいことはいっぱいあるわけです。それぞれ一応専門家集団ということですから、会の運営とか、私も実は専門は土木ですから、言いたいことはいっぱいありますが、進行に今は徹しております。

中立というところでは、今こう住民の皆さんの中立と、河川管理者側の中立と、それを可能な限り把握したい。コモンズメンバーの中でも、実はここを運営している者については一応、中立という立場で、自分の意見を今は言わないというふうなルールをつくっております。例えば、これがこうあるべきだとか、こうあるべきだとかは言わずに、それを言うのであればちょっとこの進行メンバーから外れるということは、今、内規として議論しております。

したがって、会に入られることはやぶさかでございますが、意見を言うということと進行ということはまた別の話かと思えます。

そういった議論の途中でございます。ご了承ください。

ほかはいかがでしょうか、今はコモンズについて。どうぞ。

参加者（C1）

徳島市のC1です。

コモンズさんの方とはですね、実は第1回の徳島市の意見を聴く会の後で、どうもこのまま進めるのはやっぱりちょっと問題ではないかということで話し合いをさせていただきました。3回話し合いをさせていただきました。

その中で、僕が繰り返しお願いをしたのは、意見を聴く、時間をたくさんとるのは非常に大事です。たくさん意見を聴くのも非常に大事です。けれども、その意見がどう反映されるのかということがもっと大事なんです。新しい河川法で、なぜ住民の意見を聴く、聴いてそれを反映させる、反映させるということがなぜ入ったのかということが、僕はこの意見を聴く会の最も肝心なところだと思うんですね。意見を反映させるために何が必要かということ、これはお互いの議論が保障されるということがどうしても必要です。ですから、議論を保障するような進行をコモンズはぜひやってほしい。これが3回話し合いの中で僕が繰り返し言ったことです。そうでしたね。

それに対して、コモンズのお考えは、まずは意見を聴く、たくさん意見を聴くことを重視したい、ということはずっと繰り返し返答をされました。それでついで、その議論を保障するということについてのお約束はいただけませんでした。なぜそうなのかということ、僕はよくわかりません。なぜわからないかということ、毎回のこの会の進行については、コモンズは全面的な権限を持っているはずですが、どのように進行するのは権限を持っているからこそ、中立、独立性ということをやられておられるわけですね。ということは、コモンズが議論を保障するような進行を、もし澤田さんがしようとするればできるはずですが。

それがなぜできないか。

僕はここで国交省の方に聞きたいんですけども、そのようにすることは委託者としての国交省は許せないというふうにお考えなのか、コモンズがそういう形で進行することについてはまずいとお考えなのか。それはぜひこの場で聞きたい。

それともう1つ、コモンズとしては、独立した権限を持っているコモンズとしては、このような意見を聴くというだけのやり方で、本当にこの会の目的である、住民の意見を反映させるという最後の出口に至ることはできるのか。これはコモンズにぜひ聞きたい。

この2点、お願いします。（拍手）

ファシリテータ

まず、これはコモンズの方からお願いします。

ファシリテータ

C1さんのご質問ですね、今の進め方で本当に河川法にうたわれた、住民の意見を整備計画に反映させることができるのかどうかということなんですが、この会は一巡やっとしたところですね。今、いろんな意見が皆さんから出されていると。それに対して十分な議論もできてないというようなご批判もございますけれども、まだ始まったばかりなので、この時点で絶対できるとか、あるいは絶対できないということは言えないと思います。

ただ、河川管理者の方からお話がありました、繰り返し繰り返しやりとりをするということですので、そのやりとりのあり方、進め方によって皆さんの考え方が反映できるような、そういう進め方というのを、先ほど申し上げましたとおり、グラウンド・ルールでこの会は運営されてますので、それも含めて検討していくということしか、私どもも今お答えすることはできませんけれども、そんなふう考えております。

参加者（A1）

でも、反映させるという強い意思を持ってないとできないですよ、そんなもん。できるかできないかわからないということで、結果出せるはずないじゃないですか。

ファシリテータ

反映するということではなくて、先ほども申し上げましたけれども、会の進行上のコミュニケーションを何とか成立するような役割ということが、今私どもが考えているこの会の進行ということですので。

コミュニケーションはもちろん、皆さんの意見を河川計画に反映するためになさなければならないということなんですけれども。

参加者（C1）

質問と違います、そこはちょっと。

ファシリテータ

もう1つの質問の方をお願いできますかね。

参加者（C1）

僕はそのコモンズというのは、毎回の進行について権限を持っている、それで中立、独立でやるというのが契約のはずなんです。とすれば、この今日の4時間の会の進行については、コモンズの責任においてこれはされたわけ。ね。

ところで、前から問題になっているのは、議論をすることを保障してください、そういう進行をしてくださいということだったんです。これがもしコモンズの権限外だというのであれば、僕はだから国交省に聞きたいと言ったんです。どうなんですか、これはコモンズの権限外なんですか。

それとも、3回の話し合いの中で喜多さんはおっしゃったんですが、これは意見を聴く会であって議論をする場ではないよと、ちょっとおっしゃった。これはどういう趣旨でおっしゃったのか。喜多さんの思い違いなのかわかりません。もし、だけど本当に議論する場ではないよというんだったら、これは意見を反映するための手当てはどうやってできるんですか。

だから僕は、まずさっき言ったように、この会の独立したこの4時間の中の進行方針はコモンズが決定されたと僕は思っている。その決定されたやり方が、意見を聴くけれども議論をするというやり方をとらないというふうに判断されたと思っています。コモンズの権限で。だとすれば、そういう議論をする場というのはどういう形で作るのかということを知りたい。

そうでないと言われるのであれば、国交省は、意見を聴く会であって議論をする場ではないというふうにコモンズに指示をされているのか、それを聞きたい。これは今後にかかわることです。この仕組みが成立するかどうかね。

ファシリテータ

私の方から。

河川管理者の方からコモンズに依頼がございました。と申しますと、ここの中にも入っていますが、先ほど喜多が申しましたように、河川管理者からコモンズに依頼があったのは、進行の依頼でございます。



参加者（A1）

進行の依頼って、中身でしょう。

ファシリテータ

ちょっと待ってください、言わせてください。

その中で、組み立てですね、何回するとかいうのは実は依頼外の話であって、進行について受けてもらえますかというふうなことでございました。コモンズ内部で議論が大分ございました。今ご指摘のように、この会の枠組みの話だとか、住民の会の性格であるとかいうふうなところは、実は今、コモンズ権限ではこれはいじくれません。進行については、例えば時間の話ですけども、時間配分についてはコモンズの権限に入ってます。これは協定書があって、これはホームページでも公開されています。

時間配分はどういうことかという、今日もこれは時間の延長がございましたが、コモンズとしては時間を決める権限まではございません。時間の配分でございます。そういった実は約束事というのがありまして、そこで今動いております。

今、C1さんが言われましたように、運営方針、あるいはこの中身の話ですね。まずこの進行について、今日皆さん、こうやってカードがたくさん出ております。進行については実は今回、今日のこの会については開催権限はコモンズはありません。コモンズの意見として、特に8月5日、徳島会場での時間が不足したと。これは進行としてもやっておたらわかります。で、コモンズはそれで、まず時間が足りないということです。

最初に考えて、私ども思ってますのは、これは今、今日もテーマ別の議論というご指摘もありました。これはちょっと、ここは私の個人的な意見にさせてください。個人的な議論もテーマ別もあります。今日もいっぱい出る中でどこか1個やるとなります。その中で一番私どもが考えているのは、この吉野川河川整備計画を考えていく上で、どういう意見が存在するのかが、まず出てくるのが一番最大かというふうに考えております。

今日もこれだけ出ておりますけども、まずこれが非常にこう時間的な制約があって深みは足りません。これはもう見てのとおりだと思います。10分とか20分とか、あるいはその他の設定は40分と、これはもちろん議論ができるわけがありません。しかし、私どもが考えているのは、まずこういった意見の種類、視点の違い、これをまず明らかにしていく。これを一番最初考えていました。

したがって、今回、追加で3時間でございます。一応お願いとして、延長があるということ実は要望しました。まず今日のところのこの開催については、時間的なものがある

とすると3時間、4時間。先ほどこちらの方が言われましたが、どうするつもりなんだと。これについては、まずこんな意見の存在があるということを皆さんに知っていただくと。住民の方にも知っていただいて、流域の方にも知っていただいて、河川管理者にも知っていただく、こういった意見の存在です。まずこの存在がないとすると、次の今ご要望のあるようなテーマ別に行けないわけです。抜け落ちてしまうわけです。

コモンズの基本的なスタンスとしては、今、意見を収集する場の進行ということでございます。まず第一については、こういった多様な意見、異なる意見、これをまず明らかにして、できる限りですが明らかにして、まずその存在を共有してもらおうと、こういったことを考えております。

それで、先ほど言われた、例えば合意形成であるとか、あるいは議論であるとか、今は残念ながら当初のコモンズの依頼ではないわけでございます。とすると、今、協定書というのが実はオープンになってます。私ども、これは隠すつもりはございません。コモンズのホームページにも、国交省のホームページにもこれは載っておりますけども、今、その中でせいっぱい頑張っておるつもりでございます。批判は甘んじてお受けしたいと思います。

参加者（A1）

ということは、もうコモンズは意見を聴きおくだけの組織なんですね。

ファシリテータ

いや、そうではなくて。

参加者（A1）

えっ、もう端的に言ってください。

ファシリテータ

今できることについてはですね、意見を聴く会の進行を依頼されました。だからそれ以外は進行の権限はないという範囲でのお受けです。

しかしながら、その進行をよくしたいというふうなことで、協定書の中に意見を出したいということは盛り込みました。これがないと私たちは受けないということでございます。

参加者（A1）

いや、したいじゃなくて、できるんですか、できないんですか。

ファシリテータ

今、現時点ではできません。

参加者（A1）

できないんですね。

ファシリテータ

できません。

参加者（A1）

では、コモンズに期待しても仕方ないですね。あとは国交省と直接交渉せえという話ですね。意見を出して。

ファシリテータ

しかしですね。

参加者（A1）

いや、そういうことでしょう。

ファシリテータ

端的に言うと。

参加者（A1）

いや、そういうことでしょう。

ファシリテータ

ですから、コモンズとしては、今の最初の依頼内容は、そこまではできないわけです。

参加者（A1）

では、わかりました、もう。わかりました。はい。

ファシリテータ

よろしいですか。

参加者（A1）

では、いいじゃないですか、もうそれで。

参加者（S2）

今、そしたらちょっと国交省に聞いてみてくださいよ。

ファシリテータ

すみません。ちょっと今、C1さんの質問でしたが、私が受けてしまいました。

ちょっと今の、コモンズ関係とかいかがでしょうか。ほかに。

参加者（C1）

すみません、ちょっと質問に答えてくれませんか。僕が聞いたのは2つあるので。

1つは、たくさんの意見を聴くということはわかりますと。意味はね。ただ、それだけで意見を反映させるというところまでいかないでしょうと。それについてコモンズのお考えはどうかということと、これは意見を聴く場であって議論する場ではないというふうな形でもし国交省がお考えだったら、それはできないと思うんです。だから、国交省にもそれを聞きたい。この2つです。

ファシリテータ

はい、わかりました。

議論については、一応これはコモンズの方の今現時点の考えとしましては、そういった、この場が適切に運営されるように意見書を出したいというふうに思ってます。これは議論という言葉は全くはしょってございまして、議論をしないとかそういうふうな多分ニュアンスではなくて、当初コモンズが今動ける範囲ですね、これは実はコモンズとしては、河川管理者とも実はある程度こう、中立的なものとはいえ、やっぱり動く協定といいますか、動き方の制限がございまして。その範囲では、現時点ではまだ議論ができないというふうなところでございまして。

しかし、この場を改善したいというふうな意見書を出すということは、今考えてございます。

参加者（C1）

議論をする場にしたいという意味ですかね。

ファシリテータ

それは今日の皆さんの意見を見てですね、判断をしたいというふうに思います。

実は、こういう意見が今まで、まあ時間切れもあったので出なかったですね。

参加者（A1）

今後どうなるんですか、では。これ、またこういう会をコモンズがファシリテータでやるんですか、やらないんですか。それを聞かせてください。

ファシリテータ

ええっと、これは私、いいですか。

あ、ちょっと待ってください。ちょっと一回、では河川管理者の方から、ちょっとお手が挙がっておりましたのでお願いいたします。

河川管理者

すみません、大分議論になってしまいましたけれども、河川調査官の大谷でございます。

まず最初に一言、今日の議論がむだでなかったかと言われましたので、決してそんなことはありません。それと。

参加者（A1）

どういうメリットがありましたか。

河川管理者

ちょっと待ってくださいね、しゃべらせてください。

それで、今日いっぱいご意見が出たと。これをどう議論に結びつけるのかという話で、この会議を始めた最初から言っていたのですが、とても広い流域にいろんな考え方を持っている方がいらっしやると。今日も治水を早くやれと言う人もあれば、環境を早くやれと、それからこの下流の方に来ると余り出てこないんですけど、上流に行くと早く堤防をつくれという意見、いろんな人がいます。それを一堂に会して議論というのは非常に難しいと。

そういう中で、我々は皆さんのご意見を聴きます。これは1巡目、聴いて回ってます。で、2巡目の中で、皆さんのご意見の中で、これはこういう理由でできませんというものもあります。はっきり言って、今までお聴きした中でも、とてもこれはできませんよと、河川上できませんよというのがあるし、逆に、ああこれはやらなければいけないと。

それから、これはデータがないなど。今お聴きしたんだけど、例えば環境系なんか特にそうなんです。環境の目標ができてないのではないかと、これは学識者の会議の方でも指摘されてます。我々が持っているデータもあるのだけど、全部のデータは。感覚的に昭和30年代とか40年代の河川に戻すぞというのはいいいんだけど、では昭和30年代の水質ってどうなんだという、実は水質をはかり出したのが50年代ぐらいからしかはかってない。どうしても感覚論の話でこういう企画をつくってしまうと無理が生じます。

そういうのを含めながら、我々は今、皆さんのご意見を分析しております。2巡目の中で、できるだけこれについてはこう反映したいとか、これはこういう理由で反映できませんと。これについては前もデータを示して教えてほしいと言われてます。できるだけデータを示してそういうお話をすると。またそれに対してご意見もある、それに対してまた返すと。

実は、この場で恐らく皆さんは議論をしたいと。私らはこう思うんだ、どうだというのをやりたいと言われているのはわかります。ただ、すべて我々もデータを今ここに持ってきて、それからすべてまたわかっているわけではない。何々箇所どの堤防をといたときに、ではその影響がどこまであるのかと確認しなければいけないと。少しやっぱり間

をあけなければいけないということもありまして、この場での議論というよりも、今回、今まではお聴きした。次回はお聴きしたものについて、まず何がどこまで対応できるかというのをご説明する、それに対してまたご意見を聴く、またお返しするという過程を繰り返させてほしいと、そういうことを申しておるので。

よろしくお願ひしたいと、このように思います。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

時間はもう1時間超えておりますが、もうちょっとありますので。

どうぞ。再々ですが、お名前と。

参加者（E1）

徳島のE1です。コモンズさんに対していろいろご意見があるようですが、私はそうは思っていません。コモンズさんは与えられた範囲内で精いっぱいよくやられておると。本当にご苦労さんでしたというように思っております。

いろんなことについて、意見はいろいろあると思うんですわ。例えば吉野川の整備計画についてもいろんな意見がありますし、コモンズさんのやられている対応についてもいろんな意見があって当然なんですけど、みんながみんな批判的な考え方を持っておるわけではなくて、私はよくその範囲内で本当に苦労されているなという感謝を実際しております。それだけです。

ファシリテータ

はい。

ほかはございませんでしょうか。はい。

参加者（C1）

実は本当に大事なことなんです。議論が保障されるかどうかというのは、もうすべての話し合い、みんながいいものをつくっていく上のもう大前提なんですね。

そういうふうにとくさんの意見を聴いて、第2クールでまたそういう形でデータも含めて発表する、これは結構だと思います。ただ、この今日の4時間のやりとりの中でも多分、住民が意見を言う、お答えになる、けれどもそれはちょっとおかしいよと、こうなのではないですかというふうなことが幾つも出ているわけですね。そういうふうな率直な現場でのやりとりというのが、次にまたつながっていくわけです。財産として。そういうふうな運営をね、なぜやれないのかと。つまり、それがやれるのか、やれないのかということ

お尋ねしているんです。

第2クール、第3クール、これは結構です。けれども、そういうふうな場で、現場でのやりとりをするような進行はできるんですか、それともできないんですか。この1点をちょっとお尋ねしたいです。

ファシリテータ

コモンズ側、それとも国交省側、両方でしょうか。

国交省側、はい。

河川管理者

その場での議論ということになると、先ほど言いましたように、確かにお答えできるものもあるかもしれない。ただ、全部が全部お答えできる状況にはならない。要は確認しなければいけないものはいっぱいあると思いますので、そのことについてはすみませんと、今はお答えできませんということを含めてですね、ご了解いただかなければこれは無理だと思います。

それともう1つ、ただその場でだめだと言っても、言った本人がそう勘違いして言っているだけかもしれないということもあります。これも我々、神様でも仏様でもない。また、河川管理については我々は全責任を持たないといけないのですが、全部を知っているわけじゃない。逆に吉野川の近くに住んでおられる皆さんの方が川のことをよく知っている、だからこうやって意見を聴いているところもあるんです。

だから、すべてを知っているわけではないので、全部をその場で議論せよというのはこらえてください。できるものはやりますけども、基本的には我々の考え方としては、聴いた意見を一遍持って帰って、ちゃんと確認した上でお返ししたいというのが基本です。

ファシリテータ

ちょっと待ってくださいね。

ほかにはないですね。では、どうぞ。もう一度マイクをお願いいたします。

参加者（C1）

要するにその場でやりとりすること自体をしないとやっているわけではない、つまりデータがないところでそれ以上押し問答をしても意味がない、こういう意味ですね。

だとすれば、澤田さん、毎回の場で議論をする、十分な納得できる限りのやりとりをするということは可能だということですよ。ということは、コモンズがですね、つまりこういうふうにいるんな意見が出た中で、議論をとにかくやる場をつくってほしいというこ

とについては、コモンズの範囲でしようと思えばできるということによろしいですね。

ファシリテータ

現時点では、こういった場となりますと、何回開催するとか、どこで開催するとかいうふうなことになります。したがって、現時点ではまだできません。意見書ぐらいまでしかまだできない状態ですね。それが現時点の状態です。

参加者（C1）

わかりました。

意見書という形であればできると。そういうふうなプロセスが必要であろうというふうにお感じに、多分なったということですね。今日までの議論を経て。

ファシリテータ

やはりコモンズとしては、こういった意見を参考にしながら次へつなげていくという格好になりますよね。

参加者（C1）

わかりました。

そしたら、僕はもう時間が実はないんです。なぜかという、これは本当は別の機会で言いたかったんですが、今日の開催のあり方です。これは新聞発表されてからわずか9日です。

実は僕は、本当は吉野川で今大きなイベントをやっている、数百名が今はイベント真っ最中なんですね。僕も役割を負ってました。いろんな団体がそこに参加してもらってするような企画だったんです。けれどもこの場が、この場をほっておいてはできないということで、もう何人もの方がこちらへ来てます。

そういう形で、本当に住民に聴くのであれば、じっくりと、もっと長い前から時間をとって発表してもらいたい。しかも、これは8月からいうと、もう2カ月たっておるわけです。2カ月近く。それはできないはずがないわけなので、その点については、これはちょっと苦言を言っておきたいと思います。

それからもう1点なんですけれども、前回の質疑応答の中で積み残しになっている分について、これは今日、ご返答いただきたいと思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

ファシリテータ

今日の開催自体は第1クールといいましょうか、そのものでありますので、ちょっとこ



れは管理者の方へ振ってみますので。

回答は、全部は全部でしょうかね、回答はどういった回答ですか。ちょっとその意味が私が今理解できなかったのです。

参加者（C1）

前回、質問、再質問が制限されまして回答を得られなかった分です。それは、その第十堰とそれ以外の検討を2つに分けてされた。そういうふうな仕組みをとられた上で、第十堰についてはこれから基礎調査をするということで、検討の場というのはいつになるかわからないというふうな回答でした。ただそれはおかしいのではないですかと。それまで吉野川全体にとって最も第十が危険と言っていたのがこれまでの見解なわけであって、にもかかわらず、それはなぜ先送りにできるのでしょうか。これを具体的に説明をしてくださいということが1つです。

それから、第十堰は整備計画をつくる上で、これはどうしても必要だというふうなお話がありました。この前の質問に対して。だとすれば、一方においてこういう形でもう既に1クールが終わろうとしている。ところが、どうしても必要であろうと言われた第十堰についてはいつ始まるのかさえわからない、どういうやり方をするのかさえわからない。というふうな返事では、これは住民に対する説明責任が果たせたとはいえないのではないのでしょうかということが2つです。

そもそも、今日のグラウンド・ルールについて、僕はその意見を反映される仕組みになるかどうかは疑問であるということを出しました。それは、こういうふうな整備計画のつくり方について、実は去年9月からずっと申し入れをしていました。流域委員会がよりよいものになるために準備会をして、計画の早期の段階から住民と一緒に計画をつくっていく方式をとってくださいという申し入れをしました。けれども、それに対するはっきりしたお答えはなかったままで出てきたのがこの方式なんですね。

そういうことについて、あらかじめ十分な説明をして話をしていくというのが、例えばこの意見を聴く会ではどうしても必要なのではないのでしょうか。これについてされたとは思えません。この点について、僕は積み残しだと思いますので、ぜひお答えをいただきたいということです。

ファシリテータ

今、参加者の方から、8月5日、実は同じ質問がございまして時間切れになったところがございます。コメントあるいは回答の中でいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

河川管理者

前日もそういった質問がありましたことも覚えておりますし、多分、今回これから私もまた言うのは前回と同じことを申し上げることになると思いますけれども、まず第十堰の部分について先送りにできるのかということですけど、先送りという認識は持っておりません。ですので、先ほども言いましたけれども、第十堰の部分とそれ以外の部分をあくまでも切り分けて進行するというものですから、第十堰はもうやめるとか、ほっとくとか、何かそういったことを言っているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

また、ではいつ始めるのだとかですね、そういったことについても、切り分けた上で、現在やっているのはその第十堰を除く部分、その部分の素案をつくって意見を伺っているところですから、そこはそこで進めさせていただくと。第十堰の部分については、どういう形になるかわからないですけれども、これとは別の場でやるということですから、現在それは始まってないからですね、それが先送りとか、そういったことには当たらないというふうに考えております。

ファシリテータ

どうぞ。

参加者（C1）

それでは答えになってないでしょう。

では、お尋ねしますけれども、第十堰が検討できる状況になったというのは、どういう条件が満たされたらそれはなるんでしょうか。そのために今何をして、どこまでそれができているんでしょうか。そのくらいは説明していただければいいでしょう。そうしないと、ある日突然、またこんな形でできるんですか。ある日突然、第十堰の抜本的改築について意見を聴く会なんていうのをしてですね、学識者もそれで選ばれてですよ、素案が示されて、それでそういう形をされるんでしょうか。これは議論ではなくて、できるだけたくさん意見を聴く場だという形でどんどんされるんでしょうか。

つまり、そういうことであっては困るというのが、今までの第十堰の13年間の歴史だったのではないのでしょうか。だから吉野川懇談会において、そういうふうな最初の段階から住民と一緒に計画づくりをしていく。最初に可動堰、計画ありきというふうなやり方をやめようよということを、国交省ご自身の審議会は出されたのではないですか。

なぜそれを採用しないのかについては十分に説明する、僕は義務があると思うんです。

ちょっと今のお答えでは納得できません。

ファシリテータ

今、C1さんのご発言ですね、第十堰ということで、この会自体は第十堰を除くというふうなことでありますけれども、一応今のご発言は第十堰というその前段で、第十堰をしないとこの河川整備計画自体が影響があるというふうなご質問でよろしいでしょうか。

再質問がありますが、補足がもしできましたらお願いいたします。

河川管理者

第十堰について、あの部分をではどういうふうにするかという話、いろいろと皆さんお考えがあって懸念されている部分とかあるとは思いますが、少なくとも現段階ではどういう形でやるかもわからないし、その辺についてはまだ未定としかお答えようがないという状況です。

ですので、この場はそれ以外の部分をやっているところですので、第十堰について、それについて今回の場でちょっとおかしいのではないかという話をされても、ここはちょっと何ともお答えしようがないところがあります。正直言ってですね。

ファシリテータ

今ちょうど意見と回答が堂々めぐりになってきましたので。

参加者（C1）

だから、ここがファシリテータの出番ですよ、これ。

参加者（A3）

閉会、閉会。もう6時過ぎたで。

参加者（A1）

理解できないんですよ。

ファシリテータ

今、6時になりまして、その意見もございます。

お手が1人挙がっておりますので、ちょっと1人の方をお聴きしてから、この進行について。

どうぞ。

参加者（A3）

可動堰をやらない、固定堰を残すということが決まってから、これは意見をいろいろ言

うんです。それでのけてしもうて議論せえやというたらどないなるん。肝心かなめのもんをのけといて議論せえというたってできるわけがないですわ。不思議ですねえ。以上ですわ。

ファシリテータ

ありがとうございます。

6時になりました。

参加者（A1）

はい。

ファシリテータ

今、お手が挙がりましたのでちょっとお受けしたいと思います。どうぞ。

再々ですが、お所、お名前をお願いします。

参加者（A1）

徳島市のA1です。

思い返してください。10年ぐらい前ですかね、住民投票が盛り上がったときに、あのとき圓藤知事が、県民の生命と財産を守るために、今すぐにでも壊れるみたいな話でパンフレットをどんどんつくって県民に危機感をあおったんですよ。

それが、今おっしゃいましたけれども、どうするか決まってない。これはそのままほっといていいんですか。それは非常に無責任な話だと思うんですね。それはこっちに置いて河川計画どうしますかという話なんでしょう。そこらが何か納得いかないんですよ。そこについてお答えください。

ファシリテータ

回答の方ですね。

河川管理者

回答になるかどうかわからないのですが、先ほどから言っているように、これはもうあくまでも進め方として切り分けたということなんですよ。

第十堰の部分、皆さん御存じだと思いますけれども、随分前からいろいろと議論になって、まさに県内を二分するような議論になってきたという中で、では今後、一方で整備計画の方はつくらなければいけないし、河川の方は整備していかなければいけないという中でどう進めようかという、デッドエンドをどう切り抜けようかという中で、ではもう進め方を分けようという判断が出てきたということですので。

これはだから、第十堰は置いておいていいという話をしているわけでもないし、全くそれは、ではもうしないとか、そういったことを言っているわけではない。ただこれは、もう進め方としてそう判断したので、そう進めさせていただいているというふうにご理解いただければと思います。

参加者（A1）

いや、だから分けるのはいいですよ。分けてどうするんですか、では。分けてほったらかしなんですか。聞こえませんか。

ファシリテータ

分けてどうしますかというのは。

河川管理者

だから、先ほどから申し上げてますけれども、この場というのは、だからそれ以外の部分は進める場ですけれども、第十堰についても決してほっておくとか、そういう話ではなくて、必要な調査をしながら、また別の場でそういったところを議論をしていくということです。

参加者（A1）

ここでは答えられないというんですか。この場では答えられないと。

河川管理者

だから、この場でどう進めていくかとかですね、その辺についてはまだ未定としか言いようがないということですね。

参加者（C1）

だって今やっているわけじゃないですか。今何をやって次に何をやっていくかというのはあるわけでしょう。

参加者（S2）

仕事してないんか。仕事せえよ。

参加者（C1）

何で何にも答えてくれないんですか。そうでしょう。それは僕、何回も聞いてるでしょう。前回から。

ファシリテータ

すみません、もう一度ちょっとこちらの方お願いします。

参加者（A1）

いえ、そういう問題じゃないんですよ。

ファシリテータ

今ですね、ご質問があって回答がございます。で、少しこの大きな声はちょっと、少しお控えください。

どうぞ。

参加者（F2）

徳島市のF2です。

県議会議員をしているのですけれども、県も国も分けての整備はわかりますけれども、第十をほっておいては上流の整備はあり得ないと今まで言ってきたことに対してね、方向転換したのであれば、なぜ方向転換したのかというご説明はなさるべきだと思うんです。第十の補修なくしては上流の整備は少なくともあり得ない、しかも満身創痍であるので補修はできないとまでおっしゃってきたんですけれども、今補修はなさってます。

では、できるようになったんですか。そして、第十はほっておいても大丈夫なので先に上流の整備からなさるように方向転換を少なくともなさったのでしたら、その方向転換をなさった根拠について、これは説明責任があると思います。

別に何もけしからんと言っているわけではなくて、ちゃんとなさったことについての説明をなさってくださいということです。

参加者（E1）

意見。

ファシリテータ

ちょっと待ってくださいね。

今そういうコメントがございましたが、管理者の方から何かコメントはございますか。

参加者（E1）

意見。

ファシリテータ

ちょっと待ってください。今、河川について少しお答えをいただこうとしておりますので、少しだけお待ちください。

河川管理者

何か堂々めぐりになってしまうところがあるのですけどね。

ですので、方針転換とかどういうあれですかね、少なくとも現在、第十堰の方の議論と

というのは始まってないですよ。そのことをもって、では第十堰は全く無視していいとかですね、そういったものではないというのはさっきから申し上げているとおりでして、それについては別途、議論しなければいけないと思ってはおります。

ただし、これはもう本当は判断として、今まで第十堰という中で、ずっと混乱してきた中で、どう進めようかという中で判断したことです。そこについては何とかご理解いただきたいなと思っております。

参加者（A1）

よう日本語がわからない。日本語が理解できません。

ファシリテータ

ちょっとお待ちくださいね。どうぞ。

おところとお名前をお願いします。

参加者（E1）

徳島のE1です。今日のこの、もう何回かありましたわね、吉野川整備計画については。その注意書きのところに、第十堰のことは論議しないということになっているから、私たちは今まで第十堰のことを口に出したことはないわけなんですよ。

だから皆さんね、いろんなことを言われて、立派なことを言われることをお聞きしてまずけれども、やっぱりね、ルールは守れる人間でなければ、どんないいことを言われても、私はそれはだめだと思うんです。

特に司会者は、それはやっぱり毅然とした態度で、ルールを外れるようなことは外して、第十堰のことはまた後でやるというんだから、それは何年かけてもやったらいいんだから。

今日はそういう場ではないでしょう、これは。注意書きにそういう注意書きがあったと私は記憶しています。ですから、そういう話はお互いにやめていかんと、それはそういう場でやるべきですよ、論議は。それを司会者も守っていただきたいと思います。

ファシリテータ

ありがとうございます。

参加者（A3）

なしてやめるんだと、言うだけじゃわからんねん、そんなもん。中学生でもわかるわ、そんなん。なしてやめるんだって言いよるのを聞くだけじゃ。

参加者（A1）

まあいいわ、後で聞きに行こう。

ファシリテータ

他人の意見は尊重しましょう。それをお願いしたいと思います。

ほかにごいませんか。どうぞ。

参加者（Z1）

徳島のZ1と申します。初めて参加した、いや2回目ですか、これは。

平成4年ですか、県の土木課の方でアンケートがありまして、そのアンケートを集約して県の方から国交省の方に行ったのではないかと僕は思うんですけども、その中で、私は第十堰、とにかくそのアンケートの前提として、第十堰が洪水やあるいは決壊の張本人であるというような感じで、第十堰を中心に意見を聞かせてくださいというふうに書いてありましたものですから、私はそのときに、それはおかしいと。第十堰というのは治水でできたもので、治水でみずから壊れたことはあっても第十堰が洪水を起こしたことなんかないんだと。だけど今、考えなければいけないのは、ただ下流だけの問題ではなくて、吉野川全体の問題を考えなければいけないのではないかと。

そのときに、国交省の前身の建設省の方から出されていた答申の中に、いわゆる伝統的工法。で、私は自分の考えとして、多自然的な工法というのをちょっと魅力を感じておりましたから、それをちょっと引用しまして、それぞれの場所でそれぞれの方法があるのではないかということ、そして第十堰はそのまま残して、その上に運搬する昔の帆船でも浮かべたら、また観光資源にもなるのではないかと。崩れたら県の土木の業者の方がちょっと元に戻せばいいんですから。

というようなことが、何か間違っって国交省の方に行ったようで、第十堰をのけて全体を考えるとというふうになんかとられているような感じがしたので、今ちょっと立ってこれは発言したんですけども。

そして、今度のこの素案も第十堰をのけて考えるということで、しかしその中に伝統的な工法の輪中堤やかさ上げなんかの工法が入っているので、私が大分前に建設省で確認したときに、もうこの急流で大河の吉野川にはそんなのは通用せんのだというのと大分変わったなと思うのと、建設省の方々の発言、そして態度の、態度といったら失礼ですけども、お答えの仕方なんかが大分変わったなと。昔はもう、資料がありませんでしたなんていうのは絶対におっしゃらなかったです。それはちょっと置いといてほかの話に切りかえるというやり方で、もう絶対に資料がないとか、私たちが知らないところがあるから聞き



に行くとかいうようなことは絶対おっしゃらなかったのも、変わられたなあ。まあ住民参加ということがあるからかなと思うんですけども。

それで、今日の会、初めて参加させていただいて私は率直に思ったのは、ではなぜ建設省がやらないのかと。なぜコモンズさんに頼むんだと。建設省さんがやればいいことです、それは。今までお聞きしてたら。こんなことは考えられて、そういうチームをつくられて。なぜコモンズさんという民間のNPOの方に頼まれたのか。そしてこういう結果を参考にするという言葉だけは発せられるのか。そこにちょっとひっかかりを感じましたので。

僕は今までのように、国交省さんがやられてたんですから、いろんな小さな会をね、住民の意見を聴く会をやられてたんですから、そういうふうにやられたらいいのではないですか。そしてやり方が、もしかしたら今のコモンズさんのようなやり方を取り入れられてご自分でやったらいいんじゃないか。それがなぜ、ご自分でやらないでコモンズさんに頼んで、そしてコモンズさんはただご意見を聴くだけだとか。

その辺のところをちょっと疑問に感じましたので、感想を言わせていただきました。

ファシリテータ

今、感想ということでございましたが、時間が6時を過ぎましたけども、今の1点についてですね、なぜ運営を国がおやりにならないのかということございまして、それについて何かございますでしょうか。運営自体を第三者といいますか、そこへ出してというんですか、そこについてコメントがありましたらお願いしたいと思います。

それで、一回ちょっとこれで皆さんの方で、この今日の会の、終わりにするかどうするか、休憩にするか終わるか、ちょっと聞きます。

では、はい。

参加者（Z1）

感想というよりか、やっぱりそのところに国交省さんの意図があるような感じがしてます。（拍手）

ファシリテータ

わかりました。

では、できましたらこの、今日のような運営について、河川管理者が運営しないでこう、あっ、進行ですね、進行を河川管理者が運営しないでということについてですが。

河川管理者

それでは、調査官の大谷です。たびたびすみません。

もともとこの会の進行をコモンズさんをお願いしたという経緯ですけど、別に悪意があるとか作偽があるわけではありません。できるだけ公平な立場から、幅広く皆さんのご意見を聴くというのなら、素案そのものを提案した国交省よりかは中立の立場のコモンズさんの方がいいだろうというだけでございます。

参加者（A1）

ちなみに費用は幾らかかっていますか。

河川管理者

徳島河川国道事務所で副所長をしております大澤と申します。コモンズさんへの費用につきましては、大もとの、今庶務をされていますコンサルタントさんに、こういった分の中身の部分につきましてもお願いしておりますところでもございまして、その部分につきましては回数等、今後どのぐらいになるかわかりませんので、最終的にならないと金銭的なものというのは、ちょっと現時点ではわかっていない状況でございます。

参加者（A1）

でも、予算計上はされているでしょう。

河川管理者

ええ。

参加者（A1）

全くつかみなしで発注できるはずないじゃないですか。

河川管理者

現在の契約の中では3回、年度内ですね。そういったので契約はいたしております。

参加者（A1）

で、お幾らですか。

河川管理者

いや、その細かいことについては、まだ金銭的な部分はわかりません。

参加者（A3）

そんなんでも契約するかいな。あほにすんな、こら。

参加者（A1）

それはおかしいでしょう、だって。

参加者（A3）

ばかにすんな、こら。

河川管理者

いえ、進め方の中をね、一括でお聴きしてますのでね。

参加者（A3）

子供と違うぞ、こら。

参加者（A1）

では、コモンズさんに聞きましょう。コモンズさんはお幾らで受けられているんですか。

ファシリテータ

先ほどお話しになりました、会全体を運営しているコンサルタントとは基本契約しかまだ締結してませんで、1回当たりの業務費としてどうするかというのは、まだ交渉中でして金額は決まってません。これは天地神明に誓って申し上げておきます。

参加者（A1）

いや、絶対、民間でそんなはずは絶対ないです。

参加者（A3）

そなんんするか。子供と違うんぞ。子供と思ったらあかんぞ、こら。

ファシリテータ

何と言われようと、見積もりを調整している段階ですので。

参加者（A1）

じゃ、その調整の枠を言ってくださいよ。

ファシリテータ

ちょっと今、手元に資料がございませんので正確なことは申し上げられませんが、会1回当たりの運営費ということで、事前の協議とか調整を含めた費用を提示しているところで。

参加者（A1）

その提示額は幾らですか。

ファシリテータ

今ちょっと不正確だと申し上げられないので、別に隠すつもりはございませんので。

参加者（A1）

でもね、不信感抱きますよ、そういうのは。それをも全部オープンにしてやるべきなんですよ、こういうのは。

ファシリテータ

本当に私、正確な金額は今わかってませんので。コモンズのホームページで公開いたします。

参加者（A1）

あり得ない。

ファシリテータ

それでごらんいただけませんか。

参加者（A1）

納得いかない。そういうところに不信感抱くんですよ。ギャラをいただくのは当然ですよ、手間かかっているんですから。それをそういうふうにごまかすから、不信感を。

ファシリテータ

ごまかすわけじゃなくて本当に。

参加者（A1）

そうですか、わかりました。

ファシリテータ

だらしのない代表だと言われても結構なんですけど。

参加者（A1）

本当、だらしのないですね。

ファシリテータ

今、正確な金額がわからないんです。その点、ご理解いただければと思います。別にそんな。

参加者（A1）

組織がいかにずさんなのかということですよ、それは。

ファシリテータ

そうおっしゃられたらそのとおりかもしれませんが。申しわけないです。

参加者（A3）

値段がわからんのに物を売ると同じや、それは。子供じゃないぞ、こら。ばかにすな、こら。

参加者（A1）

まあまあ、いいよ。

ファシリテータ

そういう物の売り方をやっている、ずさんなNPOという批判があればそれまでだと思いますけど、隠すつもりはございませんし、本当に正確に今把握できないので、ちゃんとした金額がわかれば、契約書も含めてきっちり明らかにしたいと思いますので、そういうことをご了解いただければと思います。

参加者（A3）

もうあほらしいなってきたわ。

参加者（A1）

まあまあ、そういう関係っていうことですよ。

ファシリテータ

ほか、いかがでしょうかね。

6時15分になりました。

ちょっとお手が挙がっているのでお聴きしたいと思います。どうぞ。お名前とおところをお願いいたします。

参加者（F2）

前回の積み残しの話だと思うので。少し前回の積み残しのことで。

私も発言させていただきましたけれども、学識経験者との意見も私たち住民も言いたいというような提案を私がして、コモンズの方がそれを受けてくださって国交省さんに聞いてくださって、できないというようなお答えだったんです、実は。それをできないというふうには言ってないというふうにコモンズさんで集約されたままになっています。なので、それをできない理由と、それと積み残しになっていますけれども、今後はどうなるのかということをごぜひ、中途半端に終わってますのでお聞かせいただきたいと思います。

ファシリテータ

今の、できないというところが、この学識経験者の方と流域住民の方との意見交換する場ということでしょうかね、そういったものが前回あったけれども、ちょっとご回答がなかったのでお答えいただきたいということでございます。

いかがでしょうか。

もうちょっと、そしたら質問の内容を補足をお願いいたします。

参加者（F2）

すみません。そういう質問に対して、国交省さんの方から、課長の方から、できないというような、今のところ考えてございませんというようなご回答をいただきました。それ

について、それはできないというだけでは納得いかないということをさらに申し上げたんですけれども、コモンズさんがですね、できないというふうには言ってないと思いますというふうに、その意見を国交省さんの意見を集約されてしまったんです。それについて中途半端に終わってますので、それについてはさらにご回答がいただけるのか、それとも是正していただけるのか、それを回答をいただきたいと思います。

ファシリテータ

はい。よろしいでしょうか。

河川管理者

この吉野川の整備計画の進め方ですけれども、我々の方で提示させていただいた枠組みですよね、住民、学識、それから首長の方々の意見をそれぞれ聴いて進めていくという中で、現時点では1回目、それぞれ1回目ごとの意見を伺ったところということになっています。

その中で、皆さん、今日もたくさんありましたけど、いろんな意見をいただいております。治水、利水から環境までたくさんあって、まさにそれをこれからちゃんと河川管理者として、それを整理して、分類とかいろいろして、どういうふうにして反映できるかとか、そういったことを考えていかなきゃいけないというふうには今思っているところです。

ですので、今、我々として考えているのは、やはり我々、提示させていただいた枠組みの中で、今まで出していただいたものをちゃんと我々としての答えをつくった上で、もう一回提示させていただきたいと。その上で皆さんの意見をいただきたいというふうに今考えているところでございます。

ファシリテータ

よろしいですか。

はい、どうぞお願いします。

参加者（F2）

それでは、私たちがどんな意見を出しても、枠組み自体は変わっていかないというふうにとらえてよろしいんでしょうか。

ファシリテータ

追加質問でございしますが。

河川管理者

絶対どうかとかですね、そこまで今の時点では正直言っていえないです。何しろ今、各

会場で1回ずつ意見を聴いたばかりですし、その意見すらまだちゃんと整理してお返しできてないという段階であります。

ですので、現時点でそれをうんとも言えるわけではないですし、現時点では少なくともそういうことは考えてないということです。次回にちゃんと、我々として皆さんの意見を受けて、どうそれをそしゃくして反映していくかということをお返しさせていただきたいということでございます。

ファシリテータ

はい。ほかはいかがですか。

どうぞ。

参加者（Z1）

徳島のZ1です。

コモンズさんが中心になって、これからまた他地域でもこういう会をされていくわけですね。同じような方法で。

だけど、今、分けられただけでもいろんな項目がありますし、またそれぞれの項目の中で、今話題に出てます有識者の方の意見と、これからの会の進め方ですけど、また徳島に下流地域に戻ってきたときには、これとは違った形で、また国交省さんから違った形で、どういう形になるかわかりません、有識者の会とか、私なんかもうどんどん数値が進んでますからね、よくわからないところもあります。だから、そういうことがわかる方の会とか、もっとほかのいろんな会がこう分けられて、今度返ってきたときにはまた違う形でコモンズさんが会ができるのかどうか、そういう意図があるのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

ファシリテータ

今後の進め方ですね。

今こう、第1回目が終わろうとしてますが、2回目どうされるのかというふうなことですね。

はい、いかがでしょうか。2回目の開き方ということで。未定かもしれませんが、現時点でわかる範囲でお答えいただければと思いますが。2回目以降ですね。

河川管理者

徳島事務所長の佐々木です。

次回の段取りということになるとは思いますけど、従来からこの会議の中でも何度かご紹介

介しておりますけれども、今日いただいた意見、あるいはこれまでいただいた意見、これは取りまとめます。どういう意見が出たのかというのをまず皆さんにお示しをするということが必要です。さらにいただいた意見について、次回から、我々の河川管理者としての見解というのを皆さんにご紹介をすると、ご説明をするということになります。その中で、素案として変更として取り入れるものと取り入れないものが出てきますので、それについての理由についてもあわせてご説明をするということになりますが、その作業を今準備をしていると。今日の意見もありますので、これはまた取りまとめて、私どもとして次回、見解としてお返しすることになりますので、そういう作業を今進めているという状況であります。

できるだけ早く、私どもも意見を取りまとめて、河川管理者としての意見もお返しできるように準備を進めておりますが、いつそういう会議が開催できるかというのは今の時点で明快にお答えすることはできない状況です。できるだけ早く取りまとめて、第2回目のこういう場の会議をまた全体に開きたいというふうに思っております。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

どうぞ。

参加者（C1）

多分、皆さん、かなり疲れてこられたと思うんですね。僕も疲れたんですけども。

一番疲れた大きな理由というのは、なかなか打てど響いてこないというところが一番大きいと思うんですね。

僕はぜひお願いしたいんですけども、もうはや、第2クールの話があるんですが、澤田さんももう第1クールは終わろうとしているとおっしゃったんですけども、本当にこれで終わっていいんですか。国交省さんもこれで本当に終わっていいんでしょうか。例えば、何度も何度も同じことを聞いてますよ、前回から。それに対して、これは聞く方が悪いんですか。僕はそうじゃないと思う。聞くには必ず理由があるんです。

そもそもこういうふうな流域委員会方式ではなくて、意見を聴く会という新しい方式をとった。これがよりよく住民意見を反映するという目的にかなうからだとおっしゃった。では、なぜそれが流域住民の意見を反映する方式だと言えるのか。これをみんなが疑問を持っているんです。ずっと持っているんです、これを。

だから、それが本当に反映するのかどうなのかということ、一つずつ議論を徹底す



るとか、やりとりの中でお互いに共通点を見出していくプロセスとか、そういう中の一つ一つの積み上げを通してそういった信頼とかいうものはできてくるものでしょう。それが答えてこないから、同じことが何度も出るんですよ。これだったら第2クールに行ったら同じことです。

僕は、それはそっくりコモンズさんにも申し上げたい。そういうやりとりの中で共通の認識が広がっていった初めて議論というのは前に進んでいくでしょう。そういう進行がなぜできないんでしょうか。また繰り返しです。

けれども、この会の目的が本当に、ただ単に聴きっ放しではなくて、意見を反映するという大きな目的があるのだったら、そこをなおざりにして前に進めないですよ。どうですか。僕はまず澤田さんに聞きたい。僕は共同作業だと思っているんです。本当にそれで一緒にいいものをつくらうとおっしゃるのであれば、そういう意味では国交省も共同作業なんです。そこで具体的に問題になっていることを置いておいて次には行けません。

澤田さんから聞きたいし、もう一度、国交省からも聞きたいです。

ファシリテータ

C1さんから、私からということですから、私のご意見を申し上げます。

まず最初に、第2クールの話ですがということでしたが、それは今ご質問があったので、第2クールについてどうかということ河川管理者の方へ振らせていただきました。まずそれはご了解いただきたいと思います。

それから、この会の進行について、これについては間違いなくコモンズについては、これがよくなるようなコモンズの考えは出すつもりでございます。これはもう明快に、協定書にありますから、これはやっています。まずこれはお約束したいと思います。

以上でございます。

参加者(A1)

でも、今の状態だったら、コモンズを外した方が話は早いんですよ。だって意見を聴くだけの立場なんですよ。そんなんね、進行役ですよ、単なる。

ファシリテータ

現在は進行役でやっておりますので。

参加者(A1)

いや、だからそれに幾らギャラを払ったんですかと聞いたら、それにも答えられないわけでしょう。

参加者（A3）

やり方がひきょうだぞ。報道陣、みんな新聞に書いたら。

参加者（A1）

だから、透明性を訴えているじゃないですか。

ファシリテータ

甘んじてお言葉を受けたいと思いますが。

ほかはいかがでしょうか。はい。

参加者（F2）

今の意見書は、それも公開していただいて、それに対する答えも公開していただけますか。

ファシリテータ

意見書は今までも公開しておりますので、はい。これについても、もう公開されて今ホームページに載っておりますね。はい、公開されてます。

こういったやりとりについても、公開というふうな原則で今約束を交わせております。それについても公開しております。

参加者（A1）

でも、ギャラは公開してないと。

ファシリテータ

すみません、同じ繰り返しになりますけれども、基本契約だけが締結されてて、業務報酬はまだ決まっていない状態ですので、決まったらちゃんと公開いたします。

本当に決まっていないということと、私が今言えるのは、決まったら公表いたしますと、この2点ですので。その点だけ。

参加者（A1）

でもこの、今日のね、この5時間以上ですけれども、コモンズのあり方について半分以上もめているんですよ。

ファシリテータ

すみません、コモンズのあり方なのか、この会の運営のあり方なのか、この会の進行の問題なのか、そこを。

参加者（A1）

そう、能力の問題ですよ。

ファシリテータ

コモンズに対する批判は甘んじて受けますけれども、冒頭ご説明申し上げたとおり、コモンズはこの会のこの場の進行について、国土交通省からの依頼を受けて責任を持って進めるということです。皆さんから再三ご意見をいただいています、分科会方式はどうだろうかとか、もっともっと議論の場が設けられないのか、これについては会の運営ということですので、この時点では国土交通省の方で決定するという事になってます。

それと、もう1点、私もはこの会の皆さんの意見等を踏まえて、コモンズとしてはこういう会の開催の仕方がいいんじゃないんでしょうかということ、意見書という形で提示することができるということが協定書に担保されているということですので。

参加者（A1）

だから、会の進め方についてはね、国交省と打ち合わせをされておるでしょうけれども、市民側ともしてください。そういうことですよ。だから、単に行政側に都合のいい立場になってしまうんですよ、あなたたちが。

ファシリテータ

その点についても先ほどお答えいたしましたように、皆さん方の、会の進行についていろんなご意見がございということも、今日十分承知いたしてますし、その点についてもどのような方法と、今、具体的なお約束はできませんけれども、皆さん方の進行に対するお考え方についてもお聴きできるような方法を考えていきたいと思っています。

以上です。

ファシリテータ

今日のこの会の進行役で、ちょっと時間のご相談をしたいと思います。

すみません、ちょっと今、頭が白くなってしまいました。もう一度、ちょっと先ほどの確認をお願いします。申しわけございません。

参加者（C1）

先ほどお尋ねした点というのは、この流域委員会であるとか、つまり住民の意見をよりよく反映させるためにどういう方法がいいのかという点です。

これについて、今回のような意見を聴く会方式がよりよく意見を反映できるというふうな判断された理由について、納得のいくような説明をお願いしたい。これはもう今まで繰り返し、高松の方にお邪魔をして聞きました。けれども、まずはこれで見てください、やるのを見てくださいということでした。それ以上のお答えはなかったと思っています。

実際に始めてみて、1クールが先ほど終わろうかというときになって、なおかつそういったことがずっと残っている。このままでは、それこそ今のやり方で反映できると思えない、そういう結論を出さざるを得なくなります。だからその点について、十分納得のいく説明をお聞かせくださいと。

ファシリテータ

今ご質問については、この住民の意見を聴く会のあり方について、これを設定された、いいと思う理由を答えてほしいということでございます。お願いいたします。

河川管理者

河川計画課長の館でございます。

まず、ちょっと初めの方に、この会の中で、今日の進行とか、そういった話がたくさん出ていると思うんですけども、河川管理者の方としてもちゃんとその位置付けを説明させていただきたいんですけども。

基本的な枠組みとか運営の方針というのは、河川管理者の方で責任を持ってやっております。その中でコモンズさんの方にはその進行を中立でやっていただくという形をお願いしておりますので、基本的な枠組みとか、そういったことの見解については、我々の方で責任を持っているというふうに理解していただいていると思っております。

河川管理者として、ではその意見を反映するのをどう考えるかという話ですけども、基本的には河川管理者、我々は河川管理者として、この吉野川の治水とか利水、環境とかですね、そういったものに責任を持っている立場だと思っております。そういった責任を感じた上ですね、ちゃんとした整備計画をつくっていくというのがありまして、基本的には策定する責任は河川管理者にあるというふうに認識した上で進めております。

ただし、その上で我々が、では勝手につくっていいかというわけではありません。法律にも書いてありますけれども、住民の皆さんとか、あるいは学識の経験のある方の意見をちゃんと反映させなければならないというのはもう法律にも載ってますので、ではいかにしてそれを反映していくかということを考えてやっております。

その中でいろんな意見はあると思います。非常に多様な意見もあるし、右に行けという意見もあれば左に行けという意見もあるし、上に行けというものがあれば下に行けというのものもある。非常に流域内、たくさんの方が住んでいる、お立場も違う方がいる、地域も違うという中で、どうバランスをとっていくかというのが、まさに河川の計画の難しさだと思っております。

そういった中で、そういった意見をどう反映するかと、いろいろ考え方はあると思うんですけども、これは吉野川を管理する者として判断させていただいたのは、いろんな意見を幅広く聴いて、ちゃんとそれを受けとめて反映していくというやり方です。それについていろいろ批判があるのは重々承知しておりますけれども、我々としてはやっぱり、河川管理者の責任として、今の方式の中で精いっぱい意見を聴いて、それをどう反映するかというのをお返ししていくしかないと思っております。

これについては多分、皆さんからも、次回どうなるかということのを非常に厳しい目で見られているとは思いますが。ただし、それは重々承知した上で、河川管理者として責任を持って、その意見をどう受けとめて返していくかということを進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ファシリテータ

はい、どうぞ。

参加者（C1）

そしたらお尋ねします。

これまでの吉野川の河川管理のあり方、とりわけ第十堰問題があれだけ大きな問題になった理由、これをどういうふうにお考えなのか。

つまり、ああいう形で本当に、その住民と河川管理者が相対立するような形で、これからの新しい河川行政ができるとはとても多分お思いになっていないでしょう。しかも今、今日の議論の中からも明らかになったように、従来の河川管理、川の中だけでは到底だめだという時代になっている。今の河川整備計画で河道内だけしか受け持っていないと言われた、けれどもそこでは対処できないテーマもいろいろ出ている。そういうときに、もっと広げていかなければならないときに、では同じようなやり方でできるわけではありません。

だからこの、単に意見を聴いて、そして河川管理者だけの一存で責任を持って判断をしてやっていくということ自体ができないのではないかとということなんじゃないですか。だから、いろんな議論をするプロセスをつくっていく中で、新しいテーマに対する解決を見出していくということが必要なんじゃないでしょうか。

そういうことがあるから、今まで全国で流域委員会というふうな新しい方式、これもいい面も悪い面もあるかもしれない。けれどもそういうふうな、法律には載っていないような、そういうふうな形態をとっていく中で新しいテーマに対して取り組んでいこう、これが現

在なんじゃないでしょうか。

それをあえてやめるわけです。いいですか、それをあえてやめる理由は一体なぜかということなんです。そして、第十堰問題が起こったようなその原因に対して、国交省みずからが反省をして、出てきた吉野川懇談会の結論ものけるということなんです。これは非常に大事なことですよ。これは。この2点というのは。

なぜそれが意見を反映するよりよい方法なのか、僕は理解ができません。それについて十分な理解をすることが、さっき言ったような、新しいテーマに対する解決をしていこうということになるんじゃないでしょうか。

もう一度、そこら辺を十分に話を、説明をお願いしたいと思います。

ファシリテータ

追加のご質問がございました。

一回これでちょっとコメントを返していただきまして、この会の今日のあり方といいですか、どうするかをちょっと皆さんにお伺いをしたいと思います。そこで一回切ります。

今の分ですが、お願いいたします。

河川管理者

まず、我々が提示させていただいた、この今回の意見を聴く進め方について、従来と同じではないかというような言い方をされたと思います。それは非常に厳しい意見だと思いますけれども、我々としては同じ、どこをどういうふうと同じとおっしゃっているかわからないですけれども、そうは思ってはおりません。幅広い意見をちゃんと聴いた上で、それを反映して返して、まさに住民の意見を公開の場で透明性を持った上でやっていくということでは、それは従来と同じとはどういう意味かわからないですけれども、そういったつもりは全くございません。

それから、やはり今回、今現在、新たな課題ですね、治水上の課題、従来の河川の計画とかそういった中ではなかなか解決できないような課題が出てきていると。そういう認識も重々わかっております。しかも、そういった課題に対しては、今日も皆さんからいろいろと、非常にまさに幅広い視点からご指摘いただいたとは認識しております。それはちゃんと我々の方も、それを今回伺ったものですから、それを受けとめた上で、ちゃんとそれは考えていかなければならないと思っております。もちろんそれは、聴きおくだけとかですね、聴きましたから、ではそれはいいですとか、そういったたぐいのものではないと思っております。

ですので非常に、過去に、いろいろと吉野川というのも難しい時代があったということは認識しておりまして、非常に厳しい目で見られているところがありますけれども、我々としては今の枠組みの中で、我々として皆さんの意見をちゃんと受けとめていくというのをやれると思っております。

ですので、これはいろいろ意見があると思えますけれども、よろしく願いいたしたいと思えます。

ファシリテータ

一回ちょっとここで、ちょっと一回切らせてください。

時間延長も大分しまして、ちょっと皆さんにご相談したいのは、実は会場の時間もございまして、もう少し意見を出されますかということと、それと、どうしますかというようなことでございます。

もうちょっとこれは継続をされたい、この会場ですね、といっても、もうあとはあんまりこういう時間はとれないかもしれない。もうちょっと継続されたいという方、ちょっとお手を挙げていただけますか。この今日の今の場でございますが。お一人ですね。

一応、ご意見として、ご不満があるかもしれませんが、一応そろそろこのぐらいで、あと二、三人ということでもいいかと思われる方、ちょっとお手を挙げていただけますか。

参加者（C1）

継続ということは。

ファシリテータ

継続、この会の継続ですか。継続という意味は、今日のこの会の継続でしょうか。

参加者（C1）

議論が、私たちも、もう今日は時間も。これの継続を改めてということで。

ファシリテータ

継続ですね、継続。

そしたら、3つございますね。今日この会を、この会場の許す限り、といってももうそれほどないというように聞いておりますが、今日もう少しするか、あるいはあと二、三人にするか、継続にするかということでございます。

ちょっとだけ、ここで5分ほどちょっと休憩をとらせてください。一回ちょっと休憩して、司会者と河川管理者のちょっと相談もさせてください。一回5分、中断します。

〔午後 6時43分 休憩〕

〔午後 6時47分 再開〕

ファシリテータ

皆さん、そろそろご着席ください。

はい、本当に大変今日は遅くなって申しわけございません。一応、先ほど挙手をいただいた中では3つございまして、意見を少し、これを今日続けるということと、それとあと二、三名の方をお聴きするというのと、それと次の継続の話がございました。ちょっと後ろ、お手の拳がったのもありますし、それから二、三名の意見というのがありますので、方向として、あと二、三名の方をお聴きして一応閉じたいと思います。継続等々については、河川管理者の方からお答えいただきたいというふうに思います。したがって、今日の会議については、あと二、三名の方のやりとりで終わらせていただいて、そしてこの会議の方については、今言いましたように河川管理者の方からお答えいただきたいと思います。

では、あと二、三名ということですが。

4名。4名でよろしいですか。

5名。5名ですね。

6名ですかね。では、もうここまで来ておりますので、6名ということで行きます。いいですね。一応、もう一度ちょっとお手を挙げてください。6名ということですよ。お疲れのところで大変ですが、6名の方、承ります。それで、今日は一応ここで閉じて、その続きの話については国交省の方からお答えいただきます。では、順番にこちらの方からお願いいたします。

参加者（S1）

長時間、どうもご苦勞でございます。しかし、今日のやりとりの中から、どうも真に迫るものを見つけ出せないの、ひとつ国交省さんの方で交通整理していただきたいと、これだけ問題がようけ出とるのだから、日を置いて、治水なら治水、第十なら第十というふうなそういうなを、この確たるものを発表していただけるような仕組みを考えていただけたらと。日を置いて交通整理してください。以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

では、お手が拳がった、はい、お願いいたします。



参加者（I2）

藍住町のI2と申します。

先ほど、こちらの紙の方にも、吉野川流域の各団体の意見発表の場を設定してくださいというふうに書かせていただいたんですけども、実はこの進め方の方で、流域住民の方々からの意見聴取ということで、3つの取り組みを実施しますということで、公聴会というのがあるんですけども、それは僕の記憶ではちょっとこれはまだ開催されていないというふうに思います。それで、一度国交省さんの方に問い合わせさせていただいたときは、まだこちらの日程は決まっていないということで、流域団体の方で意見を発表する場がこの公聴会であるというふうにお答えいただいたと思いますので、そちらの方を答えていただけたらと思います。

ファシリテータ

一括して行きたいと思います。

どうぞ。もう一度お名前と、すみませんが、おところをお願いします。

参加者（A3）

A3と申します。徳島市です。

コモンズさんにええ意見言ってあげます。今日は国交省の何じゃつかみどころのない間の抜けたような話、はたまたこっちの住民の批評も厳しい意見を言われて大変苦労したと思います。だから、値段決まったらんなら私が決めてあげます。1時間30万で請求したれ。以上ですわ。

ファシリテータ

ありがとうございます。

あともう3名の方いらっしゃいましたので、お願いいたします。

参加者（A3）

30万で決めてやるぞ、わしが。それで請求せえ。そのぐらい値打ちがあるだろうな、責められて。

ファシリテータ

どうぞ。では、こちらはもう順番ということで、こう指していきますので。

おところとお名前をお願いいたします。

参加者（M1）

東みよし町のM1です。

今、今日、進めたんですけど、たくさんの意見があったのに、それに対してのいろいろやりとりというのが全然できなかったと思うんですよ。それで、国交省がさっと答えましたけど、それに対しても私は反論があって、それに対してお答えあったけれども、再反論も本当はしたいんですよ。しかし、それはこの場ではとても時間がないのでできないんですよ。やっぱり意見を反映していくというのは、このやりとりのプロセスということが非常に大事で、これはきっちりやらないと、結局合意形成というのはもう不可能になるんですよ。

それで、次回見解を出すということになっていきますけど、先ほど、伝統工法一つでさえ違うんですよ。だから、ぱっと出されて、それで見解を出したら、多分それがほとんど決定事項のようなことで、また動かしがたいことになるわけですね。そういうことで、もうどんどん前向いて進めていくというのは、次にもやっぱりまたこういうような、本当にもうまた議論が起こるんですよ。

ですから、意見というか、まとめる、見解を出す、そういう前に、やっぱり次回もう治水とか、それごとにテーマを決めて、徹底的にやっぱりやりとりをやっていく。実はその方が、遠いみたいだけど近道だと思いますよ。そこで徹底して議論を出して。今日出た意見というのは、ほとんど9割方多分出ていると思いますよ。だから、これをきちんと議論したら、次の素案ね、素案を改正したときに、それに対してはほとんど意見は出てこないと思うんですよ。

ですから、今回もうこの出た意見に対して徹底して議論するという、ここをしっかりとやった方が、結局はゴールは早いと思いますね。ですから、もう次回、次回のクールというか、素案を修正して出すとか、国交省さんが既に意見をもう国交省さんだけで決めてしまっただけで提示するとかいうやり方の前に、議論をする場をつくっていただきたいと思います。

(拍手)

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

あともう2人いらっしゃいます。

参加者(G1)

末広から来ましたG1と申します。

その意見書の方にも書いたのですがご返事がいただけなかった、いわゆる抜本的な第十堰の対策のあり方について、どのような方針なのか、どのような計画なのかをお教える

ださいということをお尋ねしましたら、今のところはっきりわからないというお答えをいただいたかと思いますが、そのときに、随分河川管理者という言葉をお使いになるのに、無責任な言葉だなと思いました。責任を放棄するともいい言葉だなと思いました。そうとられてもいいかと思えます。

だって、その抜本的な取り組みについてわからない、それでいろいろな歴史もあるので、いろいろなこともあるのでどうしていいかわからないというようなお答えだったかと思うので、それは河川管理者としての責任の放棄だと思えます。

なのに、先ほど最後、河川計画課長のお言葉でしたか、私たちが河川管理者として責任を持って取り行きますというような発言をされたかと思いますが、その発言はいわゆる新河川法に反すること、つまり最終的に自分たちがすべてを管理するのだという発言にとられても仕方ないと思えます。私はそうとりました。それで、あるところでは責任を回避し、あるところでは責任を誇示する。これでは、こういう形では、その吉野川流域住民の意見を聴く会として本当に成り立つのかどうか、もう一度考えてほしいし、このあり方を抜本的にそれこそ考えてもらいたいと思えます。以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

最後の方になります、お願いいたします。

参加者（H2）

徳島市から来ましたH2と申します。

この吉野川流域住民の意見を聴く会に初めて今日参加させていただきました。意見というより感想を述べさせていただきます。

今、先に発言されたG1さんともよく似ているんですが、先ほどの質問なり、国土交通省の方のご返答なり聞いている中で、すごく耳ざわりな言葉が。やっぱり河川管理者ということですね。私たち住民からすれば、河川を委託しているというか、失礼な言い方ですけど、河川管理人と思っているんです、私は。だけど、河川管理者、河川管理者という、住民より優位なところに立っていて、今回も皆さんの意見をいっぱい聴きますが、最終的には私たち河川管理者が決めますよというふうな私はイメージを受けたんです。

もう一度ここに立ちどまって、川はだれのものかということ謙虚に受けとめていただいて、本当に真摯な気持ちで住民の意見を聴いていただきたいと思えます。（拍手）

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

6名の方からいただきました。一応、今のを最後にさせていただきたいと思いますので、今のご意見について若干のコメントと、それと今後について、河川管理者の方からコメントをいただきたいと思います。一応それで今日は閉じたいと思います。よろしく願いします。

河川管理者

河川計画課長の館でございます。今日いろいろとたくさん意見をいただきました。河川管理者という言い方がどうかというのがあります。法律用語でありますので、その辺はちょっとご容赦いただきたいと思いますが、我々としても非常に皆さんの思いと思っておりますので、ちゃんと我々の中で議論した上で、次回やっていく中で、その辺をお返ししていきたいなと思っております。

次回もよろしく願いしたいと思います。

ファシリテータ

大変長時間になりました。3時間延長ということで、実はこれは進行役の越権行為。

参加者（S2）

公聴会はするんですか。

ファシリテータ

はい。

参加者（S2）

質問に答えていない。公聴会は。

ファシリテータ

公聴会のスケジュールですね。失礼いたしました。公聴会のスケジュールについていかがでしょうか。失礼しました。

河川管理者

公聴会をいつ開くかという話ですけれども、これについては現在3つ、学識の会と住民の会と市町村長の会を聴いているという段階ですので、まだ実は決まっておりません。これからどういった場でそういった公聴会のようなものをしていくかということは判断していかなければいけないとは思っております。もちろん、その辺が決まったら、迅速に皆さんにお伝えするつもりであります。

ファシリテータ

まだ決定していないということでした。

大変、今日は本当に時間延長して、これは進行上の方になりまして、ご迷惑をかけました。ただ、いろんな議論がございましたが、ひとえに皆さんが吉野川をよくしたいというあらわれかというふうに思います。いろいろご批判も受けました。私ども commons としても、実はいい川であってほしいということに、これは変わりございません。ぜひともこの意見がうまく活用できるような方向になりたいと思います。

では、どうも本当に今日はありがとうございました。最後にこれ、今日の司会進行の方へお返しいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

司会

澤田さん、どうもありがとうございました。

皆様、本日は長時間、熱心なご意見、また多くのご意見、誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと存じます。また、本日、配付資料の中に意見記入用紙を準備いたしておりますので、ご意見のある方はご記入の上、受付付近の意見回収箱にご投函ください。それでは、以上をもちまして、吉野川流域住民の意見を聴く会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

〔午後 7時 0分 閉会〕